

令和元年 第2回定例会

令和元年
第2回定例会

屋久島町議会会議録

令和元年6月12日 開会

令和元年6月21日 閉会

屋久島町議会
会議録

屋久島町議会

令和元年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月12日・至6月21日（10日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月12日	水	本会議	○開 会 ○一般質問
13日	木	本会議	○一般質問
14日	金	本会議	○一般質問
15日	⊕	休 会	
16日	⊕	休 会	
17日	月	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
18日	火	委員会	○総務文教常任委員会（現地調査） ○産業厚生常任委員会（現地調査）
19日	水	休 会	
20日	木	休 会	
21日	金	本会議	○最終本会議

令和元年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和元年6月12日

令和元年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 承認第1号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第8 承認第2号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第9 承認第3号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第10 承認第4号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第11 承認第5号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第12 承認第6号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第13 承認第7号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第14 議案第41号 財産の取得について
- 日程第15 議案第42号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第46号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第47号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第48号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第22 議案第49号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第50号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第51号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 令和元年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第26 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
9番 眞邊有次	1. 美しく住みやすいまちづくりについて (1) 町民が和やかに暮らし、また、訪れる観光客等を温かく迎え、おもてなしするためには何よりもきれいなまちづくりが必要と思う。その一環として町内全域で花いっぱい運動を展開する考えはないか。	町 長
	(2) 町内に点在する所有者や管理者及び相続人不明等で長年放置されている空き家、いわゆる「特定空き家」を早急に処理できないか。	町 長
	2. 新庁舎視察団等の受入態勢について (1) 地元産材をふんだんに使用した全国でもめずらしい木造庁舎が完成し、行政視察団等の見学者が多く訪れることが予想される。これに対応する担当職員と受入基準等の設置など、態勢を整える必要があると思うがどうか。	町 長
	3. 小杉谷集落廃村記念事業の実施について (1) 今年は小杉谷集落廃村から50年目の節目となることから何らかの記念事業を実施する考えはないか。 4. 次期町長選挙について	町 長

	<p>(1) 今年10月の任期満了に伴う次期町長選挙について、立候補の意思を含めて現時点でどのようなお考えか。</p>	<p>町長</p>
--	---	-----------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊有次君	10番	高橋義友君
11番	小脇清保君	12番	日高好作君
13番	下野次雄君	14番	寺田猛君
15番	岩川修司君	16番	岩川俊広君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	政策推進課参事 （財産管理担当）	山口健蔵君
政策推進課統括係長 （企画財政担当）	三角謙二君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第2回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、高橋義友君、11番、小脇清保君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会議日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（岩川俊広君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（岩川俊広君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。第2回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告をいたします。

初めに、5月18日に発生しました豪雨災害について御報告いたします。

まずは今回の豪雨災害に際しまして、陸上自衛隊第10管区海上保安本部、鹿児島県警察本部、屋久島徳洲会病院など、関係機関に多大な御支援・御協力をいただきましたことに対しまして、この場をおかりし、心より感謝を申し上げます。

令和元年5月18日、昼過ぎから断続的に降り続いた激しい雨により、土砂災害の危険性が高まったとして、17時35分に土砂災害警戒情報が発表され、その後、屋久島町南部付近では1時間に約120ミリの猛烈な雨となり、18時10分に記録的短時間大雨情報が発表されました。町は16時に避難準備高齢者等避難開始を町内全域に発令し、17時35分に災害警戒本部を設置、17時40分に災害対策本部を設置、その後、土砂災害の危険性や河川の水位が上昇したことにより、19時30分、町内全域に避難勧告を発令したところであります。

新聞報道等でも御承知のとおり、山岳部で発生しました土砂崩れによる孤立者の対応につきましましては、18時30分に対策会議を開催し、豪雨継続により翌日救助する方針を決定し、20時50分、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行ったところであります。翌19日、ヘリでの救助活動は天候不良によりできず、消防団山岳捜索隊が白谷雲水峡と苗畑から入山を試みましたが、ルートの確認はできませんでした。その後、荒川三叉路で県警機動隊、自衛隊、分遣所消防団山岳捜索隊により、孤立者の安全確保が確認された後、救助が開始され、17時30分に孤立者全員の救助が完了となり、下山者については各医療機関、屋久島保健所、分遣所などの協力により、屋久島警察署の武道館にてトリアージが行われ、最終的に314名の登山者の無事が確認されたところであります。

翌20日は、前日の対策会議にて決定しました山中に残留者がいないか確認するため、自衛隊、消防団山岳捜索隊により、淀川小屋及び高塚小屋等の捜査を実施し、17時に山岳部における残留者なしと判断し、全ての活動を終了したところでありますが、同日に口永良部島で発生した断水につきまして、復旧支援のための災害派遣要請を県に対し行ったところであります。

翌21日、口永良部島において、自衛隊による活動が開始され、22日に導水管の接続作業を完了、23日の15時に断水が解消し、24日、17時に活動終了となり、県知事に自衛隊の撤収要請を行い、災害派遣を終了とし、同時に町災害対策本部を解散したところであります。

このような派遣活動のほかにも、災害支援といたしまして、西之表市から飲料水の提

供、中種子町から給水車の対応、町内事業所から食料の提供、また海上保安部からは食料の提供と巡視船による口永良部島への物資輸送支援など、多くの方々から支援をいただいたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。今回のことを踏まえて、水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためにも、適時・的確な避難勧告等の発令、伝達を重要視してまいりたいと考えているところであります。

次に、新庁舎落成式及び第10回屋久島町ふるさと産業まつりについて御報告いたします。5月18日、町内の関係者を初め、島外からも国会議員、県、姉妹盟約関係者など、多くの皆さんに参加いただき、新庁舎落成式が開催されたところであります。天候が心配されましたが、中庭でのテープカットからスタートし、式典における工事経過報告、来賓祝辞、施工業者への感謝状贈呈など、予定されておりましたとおり実施することができた次第であります。

また、5月1日、2日に行われた内覧会では、約500人が参加されたようであります。議員の皆様におかれましては、年度初めのお忙しい中、参加いただきましたことに対し感謝を申し上げます。令和元年のスタートとともに、新たな一步を踏み出すこととなりましたが、100年先まで愛される庁舎を目指してまいりたいと思うところであります。

また、落成式終了後の午後1時から、合併後10回目となりますふるさと産業まつりを開催いたしました。天候の影響もありましたが、事務局の発表では800人ほどの来場者があったと聞いております。今回、新庁舎のお披露目も兼ね、規模を縮小しての開催となりましたが、例年どおり姉妹都市であります熊本県菊陽町、大分県日田市の皆様の参加による特産品の販売と、ここ屋久島ホールは初となる岳南中学校、屋久島高校の吹奏楽部による演奏もあり、大盛況の中で開催することができたところであります。

次に、全国離島振興協議会会長再任について御報告いたします。5月27日に長崎県五島市で開催されました全国離島振興協議会通常総会において、会長に再任されたことを御報告いたします。全国離島142市町村からなる会の長として、島民の生活・福祉の向上を図ることを目的に、これまで同様、尽力してまいりたいと考えているところであります。離島地域の振興のため、粉骨砕身努力をしまいる所存でありますので、議会におかれましても御支援賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成30年度出納整理について御報告いたします。5月31日をもちまして、平成30年度の出納を閉鎖いたしました。その概要につきまして御説明申し上げます。

町税等に係る主な繰入金の収入率は、町税におきましては、現年度98.47%、対前年比0.28%の増となり、現年度、過年度合算では92.77%、対前年比0.65%の増となりました。なお、今年度においては、町税の現年度、過年度の税目ごと、対前年比においても全ての税目において増という結果で終えております。

次に、国民健康保険税では、現年度91.83%、対前年比0.66%の増、現年度、過年度

を合わせた収納率は73.43%、対前年比0.44%の増となりました。また、その他の収納状況では、納税義務の履行における公平性を確保するため、税法による延滞金を収納しており、今年度は町税、国民健康保険税合わせて486万円余りを受け入れ、前年度に比べて51万円余りの増となっております。

税収の総収納額については、今年度13億1,470万円余りを収納し、前年度に対して1,100万円余りの増となっております。収納額増の主な要因としましては、退職所得者等に係る町民税の増によるものでございます。他の税目については、例年を比較しまして、幾らかの増減はあるものの、一定の税収を確保している状況であります。ただ、一方では過年度債権額において、収入未済額が多額な税目もありますことから、次年度に向けてはさらに積極的な収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

△ 日程第6 議案第4号 事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（岩川俊広君）

日程第5、報告第3号、繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第4号、事故繰越し繰越計算書の報告についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和元年第2回屋久島町議会定例会に提案しております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告2件、承認案7件、契約案1件、条例案3件、補正予算案7件の計20件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第3号及び報告第4号について御説明いたします。

まず、報告第3号、繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成30年度から平成31年度へ事業費を繰り越しました一般会計予算のうち、上屋久永田港災害復旧事業、小学校空調設備事業など40事業につきまして繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第4号、事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、平成29年度から平

成30年度へ事業費を明許繰越いたしました金岳中学校新增築事業につきまして、工事完成が平成31年度へ延期されたため、事故繰越し繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。

質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

2点ほどお尋ねをいたします。

報告第3号についてであります。総務費の中で、集落未来創生事業助成金がございます。実施集落名と事業内容、繰り越しとなった理由をお尋ねいたします。

2点目は、教育費であります。幼稚園、小中学校の空調設備の整備事業の現在での進捗状況をお知らせください。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○政策推進課統括係長（企画財政担当）（三角謙二君）

大角議員からの御質問であります集落の未来創生助成金の繰り越しの内容ですが、集落名は船行地区になります。事業の内容としましては、集落内から公民館へ行く道路の補修と舗装の部分が全額繰り越しということになっております。

○教育振興課長（計屋正人君）

小学校、中学校、幼稚園の空調の設備事業の進捗状況でございます。

昨年度、2月22日に各小学校、中学校の工事設計の発注をいたしまして、現在、工期が終了しまして、成果品の提出を受けてございます。その成果品を、現在、また建設課のほうで、さらに精査作業をしているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

- △ 日程第7 承認第1号 屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第8 承認第2号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第9 承認第3号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第10 承認第4号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第11 承認第5号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第12 承認第6号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第13 承認第7号 平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について

○議長（岩川俊広君）

日程第7、承認第1号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから日程第13、承認第7号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてまでの7件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、承認第1号から承認第7号について御説明いたします。

まず、承認第1号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量贈与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の交付等に伴い、平成31年度の課税において、屋久島町税条例の一部を早急に改正する必要性が生じたため、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項

報告承認につきましては、町債の同意等額が決定されたこと、地方交付税、各種交付金等の確定並びに国・県支出金等の一部変更があったことから予算措置をいたしました。

歳出におきまして、だいすき基金の積み立てのほか、山岳部環境保全基金積み立ての減額、船舶事業特別会計への繰り出しを行い、財源調整として、公共施設整備基金にて予算調整をしております。歳入歳出それぞれ7,960万2,000円を減額し、予算の総額を114億8,486万1,000円とする補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、町債の発行額確定に伴う減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、予算の総額を9億1,054万円とする補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う減額を負担金で調整し、歳入歳出それぞれ2,491万9,000円を減額し、予算の総額を17億6,699万5,000円とする補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認につきましては、社会保険料の確定に伴う減額を賃金で調整し、歳入歳出それぞれ9万4,000円を減額し、予算の総額を14億6,932万5,000円とする補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、国・県支出金の確定に伴う減額を繰入金等で調整し、歳入歳出それぞれ2,936万9,000円を減額し、予算の総額を2億8,893万1,000円とする補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認につきましては、代替船建造に係る消費税率の変動に伴う増額を町債等で調整し、歳入歳出それぞれ375万円を追加し、予算の総額を7億6,835万円とする補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（眞邊真紀君）

2点ほどお尋ねします。承認の第2号、平成30年度一般会計補正予算のところですが、16ページ、衛生費、款の8と9に当たります。環境対策費の財源組み替え120万円がさ

れていますが、こちらは何の費用なのかということと、財源組み替えをなぜされたのかということと、9の山岳部保全対策費のところ、310万円と2,748万4,000円、こちら、基金から取り崩しているかと思うんですけど、今後、どのように、また基金のほうに返していくのかという予定が立っていますかというのが1点。

2点目が、同じく16ページで、農林水産業費の輸送コスト支援事業費の減額526万3,000円、こちらの理由をお聞かせください。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

それでは、16ページの保健衛生費、9の山岳部保全対策費の負担金のところから説明させていただいてよろしいでしょうか。3月に補正を310万円組んでおりました。これにつきましては、今回、不祥事があった件で、バス会社に支払う予算がなかったということで、組んだんですけれども、現在、職員からの弁済金がありましたので、その分で賄うことができたということで、今回、減額をしたということでございます。

それから、積立金の2,748万4,000円の減額については、不祥事による減少ということでございます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

御質問のありました16ページ、農業振興費の輸送コスト支援補助金の526万3,000円の減額ですが、これは各事業所から提出されました実績に伴う補助金の減額になります。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

8番の環境対策費120万円についての御回答がまだないと、2,748万4,000円、これが不祥事によるものだという御回答だったんですけれども、この基金の取り崩しは、本来、横領額の補填では目的外の使用になると思うんです。その点、どのように考慮されているかどうかというのを伺いたいたいですけれども。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

眞邊議員、もう一度、御質問よろしいでしょうか。

○1番（眞邊真紀君）

2,748万4,000円を基金から単純に足りない分の補填に回していると思うんです。そちらが、いずれは基金のほうに返さなければいけないお金だと思うんですが、これは2,748万4,000円を単純に取り崩したまま、基金に穴をあけたままにしておくのかということ。これが、これからどういうふうに、取り崩してしまったものに補填していくのかというのを伺いたいたいです。本来、基金の使用目的には反していますよね。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この積立金の減額につきましては、積み立てができなかったということでの削減であ

ります。

○副町長（岩川浩一君）

基金の繰り越しがございましたので、そこで補填をするというのは、この事業の本来の目的からいうと、間違いではないわけです。基金の繰り越しを財源充当するということ。ただ、ずっとこの事業は一般財源で整理をしてきて、最終で基金から一般財源に基金繰入で返してもらうという作業をずっとしておりましたので、その過程で、財源の調整をこういう形でしたと。先程、眞邊議員が協力金が不足する、その財源はどう補填、補償するんだという点については、今、協力金をどのように確保するのか、最終的に一般財源で補填もするのか否かということは、また議会の皆さん方と十分相談をして、しるべき時期に、そういう方針は相談をしたいというふうに考えております。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この保健衛生費の8の環境対策費の財源の組み替えについては、調べさせていただきたいと思います。ちょっと確認ができておりません。

○1番（眞邊真紀君）

後日、本会議の中でも構いませんし、委員会で委員の方に詳細を回答していただいても記録に残るので、それで結構です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

同じく承認第2号、平成30年度一般会計補正予算（第8号）に関する点で、2点だけ確認とお尋ねをいたします。

まず、5ページの債務負担行為補正に関する件であります。変更額、大変少額なんですが、確認の意味で、今回の変更に関する説明をお願いいたします。

次に、さきに同僚議員からありましたが、16ページ、農林水産業費の負担金補助及び交付金であります。ただいまの答弁で、各団体からの申請が少なかったということがございますけれども、言いかえると、単に輸送物品の減というふうに捉えていいのかということの確認。

もう一つ、本制度が町民の皆様方へよく周知をされているというふうに担当課としてはお考えなのかをお尋ねいたします。

○建設課長（日高一成君）

第3表の債務負担行為補正について説明します。まず、廃止なんですけど、ことしの2月ぐらいに森林管理署から例年、本年4月以降の貸し付けというのがありまして、それで一応、有料ということで提出したんですが、また、管理署のほうから、ここは無償のところだよという指示がありまして、これを廃止した次第です。

2番目の変更については、これも一緒に、毎年、管理署からの幾らだよという指示がありますので、その金額が変更になって、増になったということです。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

輸送コスト支援事業につきましては、議員おっしゃられるとおり、各事業者が予定を年度当初に出してきます。その計画よりも各事業所の実績が単純に少なかったということでもあります。周知につきましては、もう事業が始まって数年たっておりますので、個人で販売をされている方にも、グループで販売をされている方たちも上がってきておりますので、そこはできているかと思いますが、ただ、海上運賃の部分だけが補助の対象になっているということですので、そこら辺の細かい周知が、もう少し充実したほうがいいかなというふうに反省はしております。

以上です。

○5番（大角利成君）

1点目の債務負担行為の森林管理署との関係は私も内容はわかっているつもりですが、今回、上げてきた、この地区は、どういう方向で着手をしているところなのかということを知りたかったわけでありまして。

それから、負担金補助及び交付金の農林水産業費の関係ですが、まだ農業者団体で本事業に取り組んでいない団体があるかに私は聞いております。ぜひ精査をしていただいて、もし、そういう団体があれば指導していただきたい。そして、せっかくもらえる補助金ですので、活用していただきたいということを要望しておきます。

債務負担の関係につきましては、また後日で結構かと思えます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております承認第1号から承認第7号までの7件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第1号から承認第7号までの7件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第7号までの7件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、日程第7、承認第1号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、屋久島町税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第8、承認第2号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

承認第2号については反対したいと思います。先程説明がありましたように、基金、もう積み立てられないものは仕方ないかもしれないんですけども、今後のことが、今から議会と考えるというところが非常に納得できません。これ、基金が今、枯渇している状態なので、これから、どう協力金を得ようというのはわかるんですけども、得られないとき、この前の報告では収受率が6点数%でしたよね。今、まだ公には収受できていません。財源が明らかに不足してくると思うんです。ということは、一般会計から持ち出しをしないとイケないという事業費になります。これ、今後は決まってないですよという費用を、ああそうですねということで承認はできないので、反対させていただきたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に反対者の発言を許します。

○11番（小脇清保君）

1番が言ったように、これからの収受も、どれくらい収受されるかという見通しもなくて、今後、議会と相談しながらというのは、もってのほか。したがって、私も反対をします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

今、大変厳しい状況にあるかと思いますが、もともと一般会計から繰り入れながら事業をしていたということで、この事業を、結局、善意のお金で集めて、それが成り立っていたという中では、なら、これをどうするのかということでは、やはりしっかり町が示してする議会にきちんと諮っていくという意味で私は理解しておりますので、これに賛成したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで討論を終わります。

これから承認第2号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第9、承認第3号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって本件は承認することに決定しました。

次に、日程第10、承認第4号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第11、承認第5号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第12、承認第6号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、日程第13、承認第7号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号、平成31年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって本件は承認することに決定しました。

△ 日程第14 議案第41号 財産の取得について

○議長（岩川俊広君）

日程第14、議案第41号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第41号について御説明いたします。

議案第41号、財産の取得につきましては、中央分団楠川班に配備している消防ポンプ自動車を購入から20年以上が経過していることから、更新をしようとするものであります。6社を指名し、5月17日に入札を執行した結果、2,123万円で鹿児島森田ポンプ株式会社が落札いたしましたので、代表取締役、尾曲昭二と物品の売買契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○15番（岩川修司君）

ちょっとお尋ねします。6社の中で、この2社、辞退をしております。その中でも1社というのは、ほとんどいつも辞退をされているような気がいたします。この辞退をするわけというのはどういうものなのか、教えてほしいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの御質問に対してお答えいたします。

具体的には、辞退届という形で処理をしてございます。詳細な理由は確認をしてございません。

○15番（岩川修司君）

でも、名前を言うと、ちょっと語弊があると思います。1社はいつも辞退をしているじゃないですか。町も、こういうところは何らか考えるべきじゃないんですか。ずっと、この会社というのは辞退しています。よく調べて、もう一度精査する必要があると思うんですが、いかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

指名願が出ている関係もございしますが、指名願が出ているものが、車だけじゃなくて、ホースであったり、色々な消防資機材もある関係上、なかなか指名から今のところ外していない状況がございします。特に、こういう車関係の入札にずっと参加していないということであれば、その部分だけ、今後、外すかどうか検討したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（日高好作君）

せめて、カタログなり出して、装備はどういうものかというのを、毎回、最新の設備を搭載した車になると思うんですけど、これだけの高額な買い物をするのに、何らカタログなり、物品の装備、そういったものが示されない。それで判断をとというのは、私なんかはこれまで消防団に入っていましたから、ある程度、想像もつくわけですけど、やはり議員全員がきっちりわかるような、せめて資料はお願いしたいなというふうに思っております。質疑というか、注文になりますけど。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

仕様書等を示して議決をいただきたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩山鶴美君）

前回も、こういう質問があったんですが、結局、これはもう廃車として受けとめていいんですか。それと、廃車としたら、その経費というのがどのぐらいかかるものなのか。あと、この契約書に関しては、割り印というのは必要ないんですか。

以上、お願いします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

廃車予定です。経費につきましては、あともって御報告をさせていただきたいと思っております。

契約書、割り印が必要だと思います。申しわけございません。

○議長（岩川俊広君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

不遜な質問になるかもしれませんが、落札業者は毎回同じ業者なんですよ。これに対して、執行部としては何か疑義を持つことはありませんか。それだけお答えください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

郡内でも、ある程度、偏りがあつたりというのは聞いてございます。入札が適正に行われていると思っておりますので、疑義というか、そこまでは判断できないというふうには考えております。

○議長（岩川俊広君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第41号は委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第41号、財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって本件は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第15 議案第42号 屋久島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- △ 日程第16 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正につ
いて
- △ 日程第17 議案第44号 屋久島町介護保険条例の一部改正に
ついて
- △ 日程第18 議案第45号 令和元年度屋久島町一般会計補正予
算（第1号）について
- △ 日程第19 議案第46号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特
別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第20 議案第47号 令和元年度屋久島町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- △ 日程第21 議案第48号 令和元年度屋久島町介護保険事業特
別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第22 議案第49号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会
計補正予算（第2号）について
- △ 日程第23 議案第50号 令和元年度屋久島町電気事業特別会
計補正予算（第1号）について
- △ 日程第24 議案第51号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（岩川俊広君）

日程第15、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第51号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第42号から議案第51号について御説明いたします。

まず、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙長、投票所の投票管理者等の報酬額を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正につきましては、消費税及び地方消費税の消費税率改定及び屋久島町水道事業事前評価委員会による水道使用料金改定の答申に鑑み、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第44号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡大に係る介護保険法施行令の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第45号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

歳出予算の主なものは、人件費の調整のほか、総務費では宿直守衛業務に係る経費、旧小瀬田中学校特別教室解体に係る経費、法人税還付金、公用車集中管理に係る経費などを、民生費では電算システム改修に係る経費などを、衛生費では尾之間保健センター屋根防水に係る経費、循環型社会形成推進地域計画書作成に係る経費などを、農林水産業費では林道北部線電柱移設に係る経費などを、商工費では、湯向温泉施設の土地・付属建物購入に係る経費などを、土木費では町道安房1号支線測量設計に係る経費などを、消防費では5月18日豪雨災害に係る経費などを、教育費では学校施設長寿命化計画策定に係る経費、岳南中学校前のバス停留所建築に係る経費などを、災害復旧費では5月18日豪雨災害に係る経費を計上しました。

財源としましては、国・県支出金、繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ3億583万6,000円を追加し、予算の総額を105億7,983万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第46号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う人件費の減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ8万4,000円を減額し、予算の総額を7億9,473万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第47号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う人件費の減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ134万3,000円を減額し、予算の総額を19億508万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第48号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、人事異動に伴う人件費の増額等を繰入金等で調整し、歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、予算の総額を14億3,355万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第49号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動に伴う人件費の減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ49万3,000円を減額し、予算の総額を7億6,785万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第50号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において人件費の減額を予備費で調整しようとするものであります。

次に、議案第51号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う人件費の減額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ22万円を減額し、予算の総額を1億6,266万2,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（日高好作君）

一般会計の予算について、9ページの議会費の、議員自身が議会の予算について質疑するという、おかしな形なんですけど、この費用弁償、それから車両の借り上げ料、これの中身について、お示しをしていただきたい。

それから、委託料の、同じく9ページの宿直・守衛業務委託、これの中身もお願いいたします。

それと、今回、本庁舎に移転するに当たり、職員の方々、世間では10連休の大型連休で舞い上がっている中で、引っ越しに大変御苦労されて、これには議会としても敬意を表したいというふうに思っておりますが、休日出勤された中で、その対応といたしますか、対価といたしますか、それについてはどういう取り扱いになっているのか。

以上、3点について伺います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○議会事務局長（岩川茂隆君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議会費の旅費及び車両借り上げにつきましては、議会運営委員会委員長のほうから住民との意見交換会及び開かれた議会改革のための行政視察の要望があり、要求したとこ

ろです。内容といたしましては、福岡県のほうで視察をしたいということで、レンタカー等の借り上げも上程しているところでございます。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

総務費一般管理費の中の守衛業務につきましては、設計段階から新庁舎の屋内消火栓の操作が最低2名は必要であるということ。それと屋内消火栓の1号消火栓についても2名の確保が必要だということで、夜間救急事態が発生した場合などの初期対応のため、1日2名にしなければいけないというふうな打ち合わせになっていたようでございます。それを私が予算編成のときに失念しておりまして、今回、計上させていただくものでございます。

それと、連休中の引っ越しにつきましては、代休措置ということで、対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○12番（日高好作君）

議会全体にかかわること、こういう予算が出てくると、非常に私は疑問に思うわけ。全協なりを開いて、今、本町が抱える議会の課題なり、問題意識の共有が図られているのであれば、何も言いませんけれども、そういう公の会も開かれなくて、議会全体にかかわることを議運だけで決めて、視察に行くという、どうも理解できないんですが、そこら辺、私はこの予算は棚上げして、ましてや9月の定例会で委員会構成が変わるという中で、誰が責任を持って、今後、各議員に波及をさせていくのか、非常に疑問に思うわけです。総務委員会のほうで慎重審議をお願いしたいと思います。宿直の守衛業務については了解いたしました。

総務課長に伺いますけど、では、年休の消化率というのは、全体で何%ぐらいなんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

年休の消化率につきましては、依然として余りよくない状況が続いております。そういう中で、代休措置というのは、さらに心苦しいところだとは思っております。

○12番（日高好作君）

今、社会では働き方改革を国を上げてやっているわけです。年休の消化率も、そのような状態の中で、代休で処理してくださいよというのは、非常にこれは世の中の流れに反することだと思うわけです。対価として、しっかり払うべきものは払い、そして、そのうちの何日かは代休でとってくださいというのであれば、あれですけど、あれだけ何日も頑張った中で、職員に対して代休で全て対応しなさい、そういうこと自体が私はおかしいのではないかとこのように思います。予算の伴うことですけど、でも、職員の士

気という、そういった面もあれして、払うべきところは払うという、町民に対してははっきりと言えだけの根拠を持って示すべきではないかと思いますが、その辺について伺って質問を終わります。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

そのことは十分理解をしております。今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

3点ほどお尋ねをいたします。

10ページの工事請負費（資外）で、旧小瀬田中特別教室解体工事というのが550万円組まれています。使われていない学校にどういう内容なのか、お尋ねします。

それから、11ページの地域みらい留学ネットワーク、この説明をお願いします。

もう1点、22ページに岳南中前バス停留所建設というふうにあります。子供の安全のためにバス停留所を設置することに反対はしませんが、これは工事費の全額でしょうか、一部でしょうか。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○政策推進課参事（財産管理担当）（山口健蔵君）

旧小瀬田中の特別教室の解体について御説明をします。昨年、補正予算において、この旧小瀬田中の特別教室にはアスベストが含まれているということで、昨年からの解体は予定をしておりましたが、アスベストの調査を先にさせていただきました。この場所は、横がすぐ小瀬田小学校がございまして、木造で非常に危ない。もう壁も朽ち果てて、今、ビニールシートを張っているような状態でございます。ということで、今度の台風前までには解体をしたいということで計画をしているものでございます。

以上です。

○政策推進課統括係長（企画財政担当）（三角謙二君）

御質問のありました地域みらい留学ネットワークの負担金であります。

平成30年度までは企画費と地域活性化対策費が企画調整課で予算を組んでおりました。今回の機構改革の見直しになりまして、企画費は政策推進課、6の地域活性化対策費につきましては観光まちづくり課となりました。その中で、この事業につきましては、政策推進課で行うということで、今回、組み替えをしております。

内容としましては、これまで地方創生における屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、屋久島高校の維持というのを掲げて取り組んできておりましたが、昨年、御承知のように、入試者が少なくなると、学級減ということが生じてきております。こ

の部分につきまして、この地域みらい留学ネットワークに参画することによって、屋久島町へ島外から入学したいというイベントがありまして、そちらのほうに、ことしの夏、取り組む予定にしております。その分の加入のための負担金ということでもあります。

以上です。

○教育振興課長（計屋正人君）

22ページ、教育費教育総務費、3目の教育振興費の15、工事請負費の岳南中前バス停留所建築の件でございます。

大体、規模としては従来あったバス停からほんの少し大きくなった6.62平米程度を見込んでございます。ですので、70万円計上してございますが、この工事請負費で完結できるというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（小脇清保君）

アスベストについては、平成18年ごろ、この問題が惹起したときに各自治体も処理して済んでいるはずだったと思うんですけど。小瀬田中学校の場合は、旧上屋久町の場合は、アスベストについては無関心だったんですか。あの時点で終わっているはずなんです。全て公共施設についてのアスベストの建物は。それを今、出てきて工事するという事は、それは隣の小学校の子供達に影響しますから、それはいいことですから、ぜひ早急にやっていただきたいとは思いますが、そのあたりの業務の怠慢が上屋久町にあったんじゃないかというふうに思います。

それから、地域みらい留学ネットワーク、屋久島高校の定員割れということは、もう前から騒がれているんですが、これぐらいの補助金で、それが解決するとは思えない。何か対策を講じなければいけないだろうというふうに思いますので、執行部の中で、屋久島高校にこういう課をつくったら留学生が来るだろうなということまで含めて検討をお願いしたいと思います。

最後に、岳南中学校前のバス停、これは金額は課長、全額ですか。70万円。だったら、これ、私、受益者負担の立場からいくと、1回ぐらいバス会社には交渉したんですか。バス停をつくれますけれども、幾らか出してくれませんかという交渉はしましたか。

○教育振興課長（計屋正人君）

いいえ。あくまで通学バス専用のバス停ということで、特段、バス会社のほうにそのようなお話はしてございません。

○11番（小脇清保君）

通学バスだからということでは、ちゃんと補助金も払って、お願いをしているわけ。ただで通学バス通してもらっているわけではないですから、これは受益者負担の立場でいくと、バス会社も応分の負担をしてくれませんかという交渉ぐらいは1回すべきだと

思いますよ。わずか70万円ですけれども、その論法でいくと、ほかのバス停もみんな住民が要求してきますよ。バス停つくってくれと。それに対応できますか。もう一度、今からでも遅くないですから、バス会社に交渉はしてみてください。受益者負担の立場でいくと、当然、負担すべきものです。だから、私が全額か一部かというのを質問したのはそこにあるわけです。

○教育振興課長（計屋正人君）

少し検討させていただいて、対応を考えたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（岩川修司君）

同僚議員と重複いたしますが、バス停というのは町が最初は建築したんですか。それを答えてください。

○教育振興課長（計屋正人君）

はっきり申し述べないところがあります。推測になりますけれども、あくまでスクールバスのバス停については、本土の待合所については町の教育委員会もしくは集落が共同してつくったものもあるかと思います。ただ、実態として、全ての待合所をどのようにつくったかというのは、現在、把握はしてございません。

以上です。

○15番（岩川修司君）

このことは、子供たちにとっては非常にいいことなんです。もう大分、10年前後になりますか、屋根がない、壁がないというときに、同僚議員が質問をしたことが多分あります。議事録を調べたらわかると思いますが。そのときに、私の記憶の中では、屋根をやりかえるとか、町がしたものなのか、あとは業者、その事業主がしたものなのか、そこら辺が私も記憶が定かじゃないんです。もし、事業主がしたとなると、これはちょっと違うのかなというふうに考えております。町がしたとなると、今さっきおっしゃったように、町がやるべきだろうと。その中で、今、課長は通学バスの停留所と言いました。あそこは路面じゃないんですか。普通の人でも乗れる停留所ではないのか。そこら辺をもう一度答えてほしい。

○教育振興課長（計屋正人君）

申しわけないです。しばらく調べさせていただいて、後ほどお答えしたいと思います。お願いいたします。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前 1 1 時 3 5 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（岩川修司君）

あとで構いませんから。でも、私は子供たちのためには町がやるっていうんだったら、私は即座に、すぐ発注してやってもらおう。今は、雨宿りの状態の場所ではなくなっています。壁もどうのこうのとか。本当に町がやるとするんだったら、もう、この梅雨時期を待たずに、多分、私は1日で仕上がるんじゃないかと思います。あのぐらいのですから、1日で仕上げようと思えば仕上げられる。そのぐらい屋久島町の大工さんというのは腕が立つ。私はそう思っていますから、するんであれば、ぜひ早くやってくださいということですよ。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

議案第45号についてお尋ねをいたします。

先程町長の行政報告にもございましたけれども、今回の5月18日からの豪雨災害で大変な災害が発生をいたしました。災害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

議案第45号の24ページ、道路橋梁災害復旧費ですが、災害復旧に向けて、色々取り組みをされていると思うんですけども、この中で、需用費のところ、城之川線の路肩補修、それから委託料のところ、城之川線の道路橋梁災害復旧、工事請負費の中で榊川橋の災害応急工事が出ておりますけれども、この内容を説明いただきたいんですけども。

○建設課長（日高一成君）

24ページの道路橋梁災害復旧費の件で説明いたします。

城之川線の道路補修については、今、楠川の旧県道の、のり面が崩れたところの補修として上げております。委託料の城之川線道路橋梁災害復旧、これは訂正します、申しわけありません、榊川の橋梁の災害復旧工事の委託料です。

続きまして、工事請負費の榊川線の災害復旧応急工事ではありますが、今、上部の旧県道の橋が壊れていまして、それに伴い、県道側の右岸のほう、海を見て右側のほうの擁壁もブロック積みが壊れております。その災害応急の工事として、土のうを積んで、県道の橋に影響がないようにということで考えております。その災害復旧応急工事の予算であります。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

城之川橋、先程間違いだったということだったんですが、この路肩の分についてはわかりました。先般、楠川城まつりも開催されましたけれども、見た感じ、大変危ないなというようなところで、ちょっとでも早く何かできればいいのかなという思いだったんですが、とりあえず、そういう路肩を整備するということのようにですけども、実は、今、城之川が出ましたけれども、城之川橋、旧橋、片側通行になって、もう久しくなるんですけども、その関係はどうなっているのかなということを思っていたんですが、それはおわかりですか。

○建設課長（日高一成君）

ただいまの城之川橋の件でございますが、城之川橋については、橋梁点検を行いました、本年度の社会資本整備事業で補修をというふうに考えております。架けかえるのではなく、補修ができないかということで、今、予算はもらっているということによろしいでしょうか。

○8番（榎 光徳君）

先程申し上げましたけども、先般の楠川城まつりで、子供みこしというのがあったわけですけども、通常は、あそこの一角をぐるっと一周回るんですが、片側通行で城之川橋が危険だということで、今回は、人は通っているんですけども、みこし、行列はそこを省いて回った経緯もあるんです。ですから、一刻も早く復旧をしていただきたいと思っております。

それと、榊川ですが、もう旧橋も見られて、大変な状況になっているんですけども、当然、これは災害復旧でされるんでしょうけれども、応急工事は、先程、右岸のほうということでしたけれども、あの橋は、車は当然通りませんけれども、やはり歩道として、榊川の人たちが、非常にあそこを利用する人も多くて、今の県道の橋が狭いということと、歩道がついていないというふうなことで、非常に危険だということで、あそこは旧橋をみんな歩いて通っております。そういったようなことで、児童生徒もおりますし、高齢者もおりますし、非常に利用度も高いということで、しばらく不自由をするなという思いなんですけれども。この路肩じゃなくて、橋のほうの災害復旧についての見通しというのは、今後、現時点でわかりますか。

○建設課長（日高一成君）

榊川橋の橋梁災害について説明いたします。榊川の橋梁の災害については、来週、本省に伺いまして、事前協議を行います。通常、災害復旧については、原形復旧ということで行いますので、それを今のままの幅員4メートルの橋にするのか、あるいは、現状、歩行者しか通っておりませんので、幅員を縮めて2メートルぐらいの橋にするかという

結論を出してくるということです。その後、7月末に災害査定があります。今、現時点で言えることはそのくらいです。査定後、すぐに発注をして、橋梁の復旧を行いたいと考えております。

○8番（榎 光徳君）

災害査定の件についてはわかりました。4メートルか2メートルかという話もありましたけれども、できれば、今の幅員で復旧できればいいのかなという思いがありますので、努力していただきたいと思います。

それと、一つだけ気になったんですが、橋のすぐ上に流水プールというか、夏になると子供たちがみんなあそこに来て、水泳をしている場所があるんですが、今の橋の状況で非常に危険ですから、今度の夏に向けて、またこれは教育委員会関係になるかもしれませんが、立ち入り禁止とか、危険防止のための対策というのが必要だと思いますので。上のほうはロープを張っていますけれども、下の川のほうから行くところは、それが無いと思いますから、そこら辺の対応も、ぜひしていただきたいなと思いますけれども、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

先程の岳南中学校のバス停の件で、再度確認をいたします。岳南中学校前のバス停留所につきましては、前回、要望をいたしたところでございます。早急に予算計上していただいて、大変感謝をしている一人でございますが、岳南中前のバス停留所につきましては、通常、スクールバスが運行されない日、祝祭日等に子供たちが利用をしております。御承知のように、スクールバスは校門前まで入りますけれども、路線バスは入っておりません。その関係で、一般のバス停留所を子供たちがよく使っております。そして、以前あったやつがなくなりまして、雨等で、大変な思いで子供たちがバスを待っている状況を見て、前回、そのような要望をしたところであります。

先程出ましたように、バス会社との交渉はよいことでしょうけれども、同僚議員からありましたように、そういう状況ですから、1日も早くこのことを実施をしていただきたいということをお願いいたします。と同時に、岳南中バス停所の構造について、もう一度、構造の内容と広さを確認したいと思います。教えてください。

○教育振興課長（計屋正人君）

では、改めまして申し上げます。平米数を6.62平米余りで積算をいたしました。どうしても奥行きが狭いといったところがございますので、奥行きについては、前回、取り壊したバス停のやや手前に、そして、その分、長さを少し拡大をしてございます。木造の構造物というような形で、左右、後ろ面も木材で、屋根につきましても木材でという

ような待合所を想定してございます。

以上でございます。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（寺田 猛君）

所管が違うものですから、あえてお尋ねをしたいと思うんですが、今回の5月18日の豪雨災害で、屋久島はもちろんあれなんですけど、口永良部島もかなりの被害が出て、水道のことでお尋ねをしたいんですが、自衛隊を要請して、取水口から浄水場までの導入管を、正味3日ぐらいかかって直していただいたんですが、ことし以降だと思うんですが、口永良部は水道の事業導入が予定されておりますけど、今回の導入管の設置というのは、あれは仮設になるんですか。それとも、それをそのまま使うという形になるんでしょうか。その兼ね合いを少し説明していただきたいなと思うんですが。

○生活環境課長（矢野和好君）

ただいまの口永良部島の断水の関係であります、今の導水管を復旧をいたしました、やはり山合いを導水管を伝わしているということで、本来の使い方じゃないなというふうに考えております。今年度から新しく事業に入りますが、取水口は別に設けるといことで、新たな取水口を設置するということで計画をしております。

○14番（寺田 猛君）

別立てで考えるということですね。了解。わかりました。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

先程も24ページの災害復旧費のほうの質問で出てきたんですけど、梶川の古い橋が壊れました。その応急工事として予算を上げられていますが、どうして橋が壊れたのか。そもそも、雨量だけの問題だけじゃないと思うんです。それも町民の方、色々言ってますけど、どうして橋が壊れたのかという検証は、町としてしたのかどうかというのを、お伺いしておきたいんですけど。

○建設課長（日高一成君）

今の件については、災害復旧事業の採択において、その原因を査定時に説明するんですが、その説明資料を今、そろえているんですが、今の段階でわかっていることは、あの大雨で、水の流れが右岸側のほうの橋台、橋の中に建っている橋脚のほうに、ものすごく流れが来まして、その橋脚が傾いて、またその流れが右岸のほうに行くと、橋を支えていた橋台のほうに土手と一緒に破損していったというふうなことまでは、今、わかっているんですが、その当時の雨量とか、水の流れとかというのを、今、詳細に資料は

整えているところがございます。通常は全くなかったんですけど、やはりあの大雨でという原因にはなると思っております。

○1番（眞邊真紀君）

あの上流域の森林をごらんになったことがあると思うんですが、非常に広大な面積で、スギの皆伐がされています。私も去年、周辺の住民から心配の声が寄せられて、そこに連れていかれました。これで水害が起きないだろうかということ投げかけられていたんですけども、それからさらに伐採が進んでいったことは、私、正直知りませんでした。そのとき、見せていただいたところより、ピンクのやつが、今はもう伐採されている域地なんですけど、この周辺には、伐期を迎えた52年とか48年とか、スギ林がまだ広がっています。これ、皆伐による、水がきちんと吸収されないことで川に一気に流れ込んだということが、もし、今回の災害に直結していたとしたら、大変なことなので、もちろんこれは町有地ではないんですけども、やはり林野庁と協議をしてとか、できるのは町しかないと思うんです。なので、実際に現場を見ていただいて、川との距離とか、その周辺で、それをきちんとその検証の結果に加えていただけたらよいのかなと思います。

ほかに宮之浦川のほうの上流も同じことが起きていますという報告も受けたりしているので、永田川の土面川災害のことも記憶にあるかと思うんですが、やはり町として上流域の森林がどうなっているかということで、災害を未然に防止するというのをしているかないと、お金をかけて壊れた橋を補修したり新しくつくるのは構わないかと思うんですが、やはりその根本を正していくというところ。民家も河川域にたくさんありますので、決壊によって水没してしまったとかってということがないように、きちんと検証していただけたらなと思います。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

山の伐採については、林務関係といいますか、森林管理署、森林組合とか、そちらのほうにお願いをして伐期年齢が来たらスギを切ってということでやっておるところでございます。今、眞邊議員がおっしゃったことを調査をもう一度しまして、そこら辺の流域面積とか、詳細に調査をしまして、その原因になったかどうかというのを突きとめていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで質疑をおわります。

これから、ただいま議題となっております議案第42号から議案第51号までの10件はお手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第25 令和元年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（岩川俊広君）

日程第25、令和元年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。審査の場所は議案審査と同じ場所とします。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育振興課長と観光まちづくり課長より発言を求められておりますので、許可します。

○教育振興課長（計屋正人君）

午前中からお時間をいただいたバスの待合所について発言をさせていただきます。

担当者に確認したところ、町内各待合所の場所と写真撮影は終了しているものの、現在、バス待合所のリスト化はなされていないというところです。誰が、いつ設置したかも、一部を除いて、はっきりとはわかっていない状況で、現在も調査を行っているところでございます。

待合所は午前中に申し上げたとおり、町が設置したもの、集落で設置したもの、PTAや保護者が中心となって設置したものが確認されています。以前、バス会社に問い合

わせたところでは、バス会社はバス停を設置、管理はするが、これまでも、そして今後とも待合所を設置することはないとの回答を受けたそうでございます。

今回の岳南中前バス停は、一般バス停の待合所となりますが、大角議員が言われたとおり、生徒が路線バス利用時の待合所として活用されてきており、昨年の台風で損壊した後、小島区やPTA関係者にも、その設置の経緯について聞き取りをさせていただいたものの、はっきりとはわかっていません。そして、新たに区で設置することも困難であって、町に新設をお願いしたいとの要望を受け、今回の予算化手続の運びとなっております。

北部地区の中学校統合の条件として設置したバス待合所がでございます。これらも一般路線バス停留所と同じ場所でございますが、その管理は教育委員会が行っているところでございます。今後、引き続き聞き取り調査等を行いながら、現在のバス待合所のリスト化を行った上、今後の管理などにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

それでは、午前中に眞邊真紀議員から御質問がありました平成30年度の一般会計補正予算の専決処分の件であります。16ページの4、衛生費、保健衛生費、目の環境対策費の中の120万円の財源構成でございます。この財源構成につきましては、まず、山岳ごみ等の運搬用トラックの購入費に400万円。それから、ウミガメ保護調査用備品購入に100万円。500万円の予算を計上しておりましたが、これはだいすき基金からの充当でございます。その結果、運搬トラックが330万円、それからウミガメの備品購入費が50万円ということで120万円が必要なくなりましたので、その額の確定による財源構成でございます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

会議を開きます。

△ 日程第26 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第26、町政に対する一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、9番、眞邊有次君に発言を許します。

○9番（眞邊有次君）

眞邊有次でございます。昼食後の眠たい時間帯ですが、しばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

去る4月30日、平成天皇が退位され、5月1日に新天皇が即位され、時代は平成から

令和へと変わりました。新元号の令和の意味は、諸説あります。安倍総理曰く、人々が美しく心寄せ合う中で文化は花開くという思いが込められているとのこと。これを私なりに、我が町、屋久島町に例えて言いかえさせてもらうならば、町民が美しく心寄せ合う中で、屋久島町は花開くと言えるのではないのでしょうか。町民の幸せと屋久島町の安定と発展を願い、行政と議会が互いに理解し合い、協力し合い、事に当たれば、必ずや屋久島町は花開くものと思いますので、和をもって、ともに町民のために頑張りたいと思います。そして、きれいな花を咲かせましょう。

さて、新庁舎での新議場における初めての定例会に当たり、一般質問を最初にさせていただく機会を与えてくださり、感謝いたしております。これからも初心忘るべからずを胸に、議員活動に日々努めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い、次の4点を質問します。

- 1、美しく住みよいまちづくりについて。
- 2、新庁舎視察団等の受け入れ態勢について。
- 3、小杉谷集落廃村記念事業の実施について。
- 4、次期町長選挙についてです。

なお、通告書の訂正をお願いいたします。質問事項3の質問の要旨の文頭に、今年とありますが、来年の間違いでございますので、訂正方お願いをいたします。申しわけないです。

それでは、質問に入ります。町長の見解をお伺いします。

1点目の町民が和やかに暮らし、また、訪れる観光客等を温かく迎え、おもてなしするためには、何よりもきれいなまちづくりが必要と思います。その一環として、町内全域で花いっぱい運動を展開する考えはないか。特に、集落を通る県道や町道沿線、また、観光施設等周辺等も指してございますので、答弁をお願いいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊有次議員の御質問にお答えをいたします。

本町内の県道や町道はクロガネモチやツツジなどの植栽された歩道や、のり面が多く、雑草が生い茂り、景観を損ねている状況があり、除草作業は行っているものの、十分な対応をしきれていない現状であります。

私は、去る4月26日に花のまちづくり事業に積極的に取り組んでいる県内の先進地、長島町を訪問をし、その取り組みを視察をしてまいりました。長島町では、国道、県道、約36キロの沿道を花でつなぐ事業が展開をされており、ぐるっとフラワーロードと称される一周道路は、管理の行き届いた美しい景観が形成をされておりました。育苗から沿

道の花壇の管理や3月中旬から5月上旬にかけて開催をされるイベント、花フェスタには年間3,000万円を投じており、沿道ののり面の改修には、これまで約4億円を投じているとのことでありました。

この取り組みの中で、特にすばらしいのは、約1,400名のボランティアによる協力体制でございます。個人や集落、老人クラブ、NPO法人、土木・建築事業者などの団体が積極的に参画しており、ボランティア各位が花のまちづくりへの高い意識を持って、自発的に景観づくりに臨んでいることに大変感銘を受けたところであります。

長島町と同規模での事業展開はできませんが、本町を訪れてくださる皆様の心が和む道路景観づくりを目指すとともに、来年開催を控えた第75回国民体育大会、燃ゆる感動鹿児島国体に向け、町民運動を基本計画にも掲げましたとおり、本町を訪れてくださる皆様を温かくお迎えするため、町民の御支援、御協力をいただきながら、花いっぱい運動を展開してまいり所存であります。

○9番（真邊有次君）

先程、長島町の、町長が出向いて視察をしてまいったというお話を聞きました。私も5年ほど前から今日まで2回ほど長島町に行ったことがありまして、2度通ったんですが、非常に沿道がきれいだなど。特にツワブキ等に力を入れて植栽をしているようでしたけど、非常にきれいな道路だなどという印象を持っております。

町長、私、実は個人的なことなんですけど、最近、ここ一、二カ月前から、朝早く起きて、志戸子の自宅から宮之浦の陸上グラウンドに、毎朝、大体5時半から40分ぐらいには着いて、それから1時間ぐらいウォーキングをして、また家に帰るんですが、その5時40分、45分ぐらいに、通るたびに、天気がいい日に、1人女性の方が県道、町道の沿道の草取りをしているんです。実に感心な方がいらっしゃいます。私は名前も知っていますけれども、知り合いなんですけど、こんなにすごい人がいるんだと思って、通るたびにしているんですが。

場所的には、その方の家は小学校の近くにあるんですけども、小学校のところの交差点からAコープのJAのスタンドの手前ぐらいまでの両サイドの植え込みの草取り、それから宮之浦陸上グラウンドへの県道沿いの植え込みの草取りをやっておられます。とった草、きのうなんかは、ほうきを持って、枯れ葉もはわいて集めて、緑のごみ袋に入れていましたけど、多分、緑のごみ袋も自分で賄っているんだろうと思いますけども。すごい方がいるんだなど、つくづく感心をしているところなんです。

それから、もう一人、職員にいます。これはもう数年前から、私、ずっと見ていますけれども、今言った県道沿い、町道沿い、ちょうどあの付近なんですけど、まだ、そのほかのところもやっているようなんですが、頭文字でTという職員ですけれども、イニシャルで名前は申しませんけれども、役場の職員でございます。たびたび作業をし

ているところを見かけます。のり面の草を払って落としたり、ごみを拾ったり、そういうことをしています。後で、終わってから、そっと町長には名前を申し上げますので、ほめてあげておいてください。まだまだ続けてほしいものだというふうに思います。

長島町が例に出ましたけれども、国の過疎地域自立促進特別措置法というのがあります。この事業で、本町は確か、吉田がのんびりゆったり屋久島里めぐりというのを、この事業でやっていたんじゃないかと、平成29年ごろにやっていたんじゃないかと思うんですが、与論町の立長地区というところなんですけど、立つに長いなんですけど、けさまでたちなが地区というふうに思っていたんですが、きょう役場に来て調べてもらったら、立長という集落名、地区の名前だそうなんですけど、ここが植栽体験を通した島の玄関口魅力度アップ事業というのをやっております、これの目的が、四季折々に咲く花が訪れる人々の心を癒し、後世に残る集落の景観形成を目指して、町の補助金を活用して空港や港から市街地に通じる道路を中心に、集落全体の植栽事業を行っているんです。行っている方は長島町同様で、子供会から老人クラブまで集落内の老若男女が参加して、その場ですることによって世代間交流も図っているということがあります。

わが町も、実は、これは観光まちづくり課の事業で、以前から町を彩る花づくり事業という事業がございまして、私たちの集落、志戸子では、老人クラブがこれを数年前から委託というか、任せられてやっているんですが、これは補助金3万円なんですけれども。どうなのでしょう、今、政策推進課が、今まで集落の未来創生事業がありますけれども、40万円の補助がある事業なんですけど、これを組み合わせると、集落の未来創生事業も、一緒に巻き込んだ形で、観光まちづくり課がやっている町を彩る花づくり事業も、これに取り込んで、この40万円の補助対象の中でできるような、そういう組み替え的な、統合的なものはできないのかなというふうに思っております。ぜひ、そういうので、40万円を色んな方に使っていいと思うんですが、ぜひ40万円に3万円を足す。できれば、まだ43万円じゃなくて、50万円も60万円も出していただいて、各地域に集落の未来創生事業の中で、町を彩る花づくり事業をやってもらおうというようなことで、担当課が違いますから、担当課をもう一緒にして、そういうことができないのか。私は、一つ、これを考えてみる必要があると思うんですが、町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私が長島町に視察に行ったのは、前々回の議会で、日高好作議員との約束事でしたので、行って、先進地視察をやってきたということでございます。

私どもの島は、御案内のとおり観光立町でございます。花づくりも、観光の町として、ひとつ県道沿いに車窓から眺める、そういう花があつたらいいだろうというのは、個人的に私も思って、花を見て嫌な気分になる人は、まずいないと思いますから、そういう心の問題、そういうものがある。屋久島の山岳部だけではなくて、里地でもそういうも

のをやって、おもてなしをするという、その一環で花というものには非常にいいと思っております。

ですから、今現在、花をつくっているのは老人クラブとか婦人会とか小学校とか、そういう小グループですから、今後、そういうことで、たくさんボランティアを集めて、少しでも多くの団体がそういうふうになったら、育苗から苗の配付とか、種とか、そういう管理を含めて、財政等も色々協議をしなければいけないんですけれども、そういうことはやっていかなければいけないというふうに思っております。

それと同時に、花づくりだけではなくて、県道沿いの植え込みもそうですけれども、クロガネモチやらツツジやら植えているわけです。それが今のままでいいのかということもあります。個人的には、屋久島事務所に屋久島の県道の街路樹を全て撤去してくださいということを行ったことがあります。なぜかということ、その一つの理由は、9割森林の島に街路樹がいるのかということ、これは私の思いであります。ですから、それより、安全安心な歩道をきちんとつくっていただきたい。そして、どうしても植え込みを植えなければいけないのであれば、鹿児島市内の予算と倍か、3倍ぐらいの予算をつけて、ここを刈り込みをしてください。そうでないと、1週間後には、もうススキが生えるような状況ではおかしいでしょうという話はしております。

それと、もう一つは、特に宮之浦近辺というのは、街路樹でクロガネモチが多いんですけど、なぜ自然遺産の島に外来種を植えるんですか。どうせ植えるなら、在来種に全部変えてくださいと、これは私が町長になったときに申し上げました。それが、やはり世界自然遺産の島としての島づくりというのは、そこからじゃないですかということ。ですから、今、一部、徳洲会病院の前から屋久島高校へ向かって歩道をつくっておりますけれども、あそこはクロガネモチを全部撤去をしている。皆さんがそこを歩いて、どう思われるか。私は非常に景観がよくて、見晴らしがよくなって、車の走行にしてもよくなったというふうに思っている。

それと、クロガネモチは御案内のとおり落葉樹です。実もつきますので、冬場になると葉は落ちるわ、実がつくわ、鳥は来るわで、それをそこら辺の人たちが、先程言われたように奇特な方たちがいて掃除をしてくれればいいですけれども、なかなかそういうわけにもいかないというような状況でございますので、そういうのも含めて、先程も言いましたけども国体もありますので、玄関口にしても港、空港、あるいは競技場の周りとか、そういうところに、一気にとは言いませんけれども、少しずつそういうことを目標にして、これから予算とかを見ていきたいというふうに思っています。

○9番（眞邊有次君）

今の町長の沿道の植え込みについては、町長が就任以来、その前からもずっと言っておられることで、私もよく承知をしております。それと、花を植えるには、もちろん花

壇が必要なんですが、私はいちいち花壇をつくる必要はないんじゃないかなと思っています。というのは、今、フラワーポットの頑丈なのはあります。それを1個1個並べて置くんじゃなくて、大きな花壇程度の枠を、間伐材などをつかって、それこそ屋久島の地杉間伐材を使って枠をつくって、そこにフラワーポットをはめ込んでいく。それで枯れたりしたら、そのフラワーポットごと引き抜いて交代をすとか、そういう方法もできるんじゃないかなと思うんです。何も花壇の枠を、大きなのをコンクリやブロックなどをでつくって、そこに土を入れてではなくて、フラワーポットをはめ込み式にしていく。これであれば、取り外しとといいますか、植え替えるときも楽にできるのではないかなと思ったりするんですが、そこら辺もひとつ検討していただいて、ぜひ、町長が先程言いましたように、OWSも来年に控えておりますので、なるだけそれに間に合うように、一部、空港、港周辺、それから観光施設等をスピーディーにやっていただくように、予算もいっぱいつけていただいて、きれいな町になるように、花いっぱいの町になるように努めていただきたいというふうに思います。この質問はこれで終わります。

次に、町内に点在する所有者や管理者及び相続人不明等で長年放置されている空き家、いわゆる特定空き家を早急に処理できないかという質問でございます。これは、平成28年の第3回の定例会で私が一般質問をしておりますし、また、同僚議員も何人となく、この問題については質問をしている経緯もありますので、ぜひ、いい回答をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

この写真は志戸子集落ですか。平成26年11月に空き家対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月には全面施行をされました。本町におきましては、本年5月に空き家等対策基本計画案を策定し、空き家等対策委員会設置要綱を定めています。今後、パブリックコメントで意見収集を行い、最終計画書を作成します。策定後は、住民からの情報提供をもとに調査を行った後、空き家等対策委員会において特定空き家に該当すると判断された場合については助言または指導を行い、解決が図られるよう努めてまいります。

○9番（眞邊有次君）

進んでいるということを、今、お聞きしまして、少し安堵しているんですが、この特定空き家、定義があるんですが、まず1つ目に、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態。2番目に、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3番目に、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。4番目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。この4点が上げられているんですが、今、それを行うためには、計画書を市町村ごとに、空き家等対策計画を策定して、それから協議会を設置して、対象物件の色々な情報収集などに努めて、そ

れで最終的には、これを活用して実施していくということになっているようです。

今、本町では、その取り組みが進んでいるということですから、今後の早急な進みぐあいをお願いをしたいというところでございます。最終的には、その対策をするということは、除去、修繕、それから立木等の伐採の処置の助言または指導、勧告、命令を行うことができるということになっていますので、その後で行政代執行という形で、強制執行で取り壊しもできるようになっているようですから、ぜひお願いしたいと思います。

これは財政上の措置は、国の特別措置法で、確か実施に要する費用に対する補助、それから地方交付税等も充当されるようなことも聞いておりますので、そこら辺も調べていると思いますが、スピーディーにやっていただきたい。非常に、町民から、あちこち各集落から、こういう苦情があります。何とかしてくださいよと。危険で怖くてたまらんという人もいっぱいいます。これは本当です。ぜひスピーディーをお願いしたいと思います。町長、そこに今、写真を見ていただいておりますが、これ、①っていうのを右肩につけておりますけれども、これは宮之浦地区なんです。宮之浦地区のかつて繁盛した料亭なんですけれども、我々が役場へ入った若いころ、よく宴会とか、色々な飲み会等で使わせてもらった料亭なんです。これも、もう10年ぐらい前からひどい状態になっておりまして、私も近所の人から、台風のために夜も眠れんと。恐怖のために夜も眠れんということを聞いておりました。これも何回となく話をしているんですが、なかなか進展していかない。そのかわり、網を屋根にかぶせてもらって、瓦が飛ばないように処置をしたんですが、つい最近では、もうほとんど崩れているような状態、倒壊寸前になっておりまして、これが倒れてきますと、宮之浦では僕らはかんのす通りと通称で呼ぶんですが、郵便局から旧宮之浦支所へ行くあの通り、狭い通りですが、あそこの道路に壁が落ちてくる可能性が非常に大です。ですから、これも色々相続人等の関係が難しいようなことも聞いておりますので、ぜひ最終的な強制執行などで処置をしていただきたいというふうに思います。

2番目が、これが志戸子なんです。私の出身地区ではずかしいんですけども、志戸子のガジュマル公園へ行くところのすぐ手前に、ガジュマル公園の駐車場がありますが、そのすぐ隣にある廃屋なんです。観光客が頻繁に来るところで、おまけに駐車場の隣ですので、非常に見苦しい。それから、もう1件は志戸子の町の中通り、中馬商店というお店がありますが、その斜め前なんです。これは、ごらんのように、もう隣の家の壁を突き破りそうなところまで倒壊をしてきているということがわかるんですけども、隣の人は、何とかしてくださいという泣き声で、この間も私に言ってきました。早くしないと、自分の家の壁もやられてしまう。自分たちの生活上も、そういう余裕もないと。誰が弁済をしてくれるんですかというようなことも言われていまして、これも切実な問題ですので、ほかの地域にも、この例はたくさんあると思いますので、何とか

早くやっていただきたいというふうに思います。

そして、私が処置できないかというのは、取り壊してくださいということだけじゃないんです。取り壊す必要があるのは取り壊す。取り壊さなくても、まだ何とかして使えるものもあるんじゃないかなということについては、強制執行ができるわけですから、公有財産的なものに位置づけをして、例えば、古い住宅ですと、改修をして移住者向けの賃貸住宅とか、利活用できるようにしたり、あるいは現在行っている島内産材利用拡大対策事業という補助制度がありますけれども、これで何か適用ができるのであれば、そういう事業にも該当するようにしてもらって、公的な住宅として使っていくという方法もできるのではないだろうかと思いますので、こちらもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

これも、私も数回となく一般質問もし、委員会等でも話をしたりとか、そういうこともやっておりますし、ほかの議員からもいっぱい出ておりますので、なるべく早めに、これが進むように、お願いをしたいというふうに思って、次、2点目に入ります。

地元産材をふんだんに使用した全国でも珍しい木造庁舎が完成し、行政視察団等の見学者が多くなることが予想されます。これに対応する担当職員と受け入れ基準等の設置など、体制を整える必要があると思うんですが、どうでしょうか。この受け入れ基準という点が、すごく難しそうな言葉を使っておりますけど、要するに、取り決め事項的な、打ち合わせ事項的なものがないかなということで御理解をいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

庁舎が完成をしまして、5月1日、2日に見学会を開催しましたが、両日で500名を超える町民の方々に来庁をしていただきました。また、5月7日の開庁式以来、老人クラブの皆さん、小学校の遠足など、多くの町民の皆さんを初め、島外の森林組合協議会の視察や森林管理署等が議場で会議を行ったり、屋久島の地杉を主に関東圏で販売をしているチャンネルオリジナルの顧客の皆さんも見学に訪れていただきました。通路を歩きながら、気持ちがいいねなどという感想も多数いただきましたし、関係する所管課の対応が、ある程度できたと思っておりますし、会議室での詳細な説明や意見交換を行う必要があるものは産業振興課が対応をしております。今後も、目的に応じて、関係課や建築にかかわってきた職員等が連携をして対応していくこととし、木造庁舎とすることになった経緯なども丁寧に説明をしていくよう、心がけていきたいというふうに考えております。

また、本庁舎の落成以前のことになりますが、建設途中にも全国で木造住宅を多く手がけている企業等も視察に訪れていることから、屋久島の地杉でつくる板材のPRができるような視察の受け入れも検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番（眞邊有次君）

実は、6月4日に私も、もう70が近くなりましたので、数年前から志戸子の老人クラブに加入をしているんですが、そこで役員をしております、6月4日に庁舎を25名、老人クラブ会員と一緒に見学に行きました。私も含めて参加の皆さんが非常に喜んで帰りました。

そういうことも、体験も経験もしておりますし、やはり喜んで帰っていただく、屋久島の、この庁舎を見に来てよかったという気持ちになって帰っていただくことが一番だと思うんです。町長が先程言いましたように、島内の方は老人クラブ、婦人会、学校もそうですけど、そういう団体等で来られるんでしょうけども、庁舎内の色んな仕事、業務のかかわり方とか、流れとか、そういう説明もいいんですけども、やはりよそから視察目的で来られる方は、町長がおっしゃられましたけども、経緯とか、どういう目的なのかとか、そういうので、どういう材を使って、こうこうで、こういうものができました、つくっていますということを、やはり丁寧に、優しく説明をしてあげることが一番だと思うんです。そういうことを考えますと、担当課だけではなく、例えば、福祉について来たから福祉支援課長が対応するとか、あるいは教育関係が来たから教育委員会で対応するとか、それではなくて、私が言いたいのは、どこのどういう人たちが来ても、十分に説明ができる、例えば、この建設にかかわってきた庁舎建設推進室のもと職員等に説明をしてもらって、案内をしてもらおうと。これが一番じゃないかなと。そしてまた、担当課の担当の方もそこに同行をして説明に加わると、そういう方法をとってほしいなということで、この問題提起をしているんです。

私どもも、よく議会でも所管事務調査などで、色んな市町村にお邪魔をいたします。先進地と言われるところは、まず、対応が非常に行き届いています。屋久島町はどうかわかりませんが、私、対応で御案内はしたことはないんですが、例えば、今まで行ったところだと、我々が行きますと、説明をしてくださる部屋に案内されます。そうすると、その市、町、村の特産品の飲み物、何々の水とか、何々のお茶とか、そういうものを使って対応、接待をしてくれる。それから、ちょっとした特産品のお菓子とか、その地域でつくっておるお菓子とかお茶菓子、そういうのもセットで置いてくださっている。また、町政要覧等も我々の一人の視察者に対して、一人一人にちゃんと配ってくださっている。そういう優しい対応をしていただいておりますので、屋久島町もぜひ、新しい庁舎を見に来るわけですから、皆さん新鮮な気持ちで来られるわけでしょうから、新鮮な気持ちで対応してほしいなというふうに思うんです。やはり、どんな方が来られても、そういうことで、研修先を屋久島町を選んでよかったと思ってくださって、喜んで帰っていただく。そういう対応が必要じゃないかというふうに思います。

ある町では、観光行政視察に来られる方が非常に多くて、申し込み制をとっているんです。しょっちゅう、色んなところから来られるものですから、担当職員の仕事がない

がしろになってしまいがちだということで、何月何日の何時から行きますと、そうでないと受けられませんとか、そういうのを決めているところもあるんです。申し込み用紙をホームページに入れていまして、そこから引き出して申込書をつくって、送って、日程等の詳細を打ち合わせをすとか、そういうところもあります。

私が今度、近いうちに行きたいなと思っているところは、もう先週、先々週、どうかなと思って、簡単な打ち合わせ等の調査をしてもらったんですが、もう都合が悪いということで。数年前も大牟田市に介護のことで、認知症の先進事例を学びたいということで申し込んだんですが、あれは確か秋の10月ぐらいに申し込んだんですけども、来年の2月までいっぱいですと言われてたんです。とうとうそこには行けずじまいだったんです。だから、屋久島町の庁舎も、それぐらいになればいいんですけど、そういうことも起こるとも限りませんので、ぜひ整理もしながら、職員の業務に差し支えないように、ちゃんと整理をしながら、そういう体制をつくってくださいという今回の質問なんですが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

いつも申しておりますが、この庁舎は色々ありまして、やっと完成をいたしました。開庁式でも職員にも申し上げましたけれども、ここがゴールではない。これからがスタートだよという話はしております。今、議員が言われたように、島内、島外、色々視察もたくさんおいでをいただいている。ですから、誰が来てもここの職員が全てそういうことをきちんと説明ができるぐらいの勉強はしてもらわないと困るというふうに思っております。担当課だけがやればいいのかという問題ではないというふうに私は思っております。そういうふうにやっていきたい。

難しい、専門的な方が来られるときは、それは専門的な方がやりますけれども、まず近々では、青森県の南津軽郡の町村会が今月の議会の後半には行政視察にまいります。もう皆さん御案内のとおり、田舎館村っていう田んぼアートの発祥の地のところから、屋久島の木造ということに非常に興味がありまして、そこで視察を受ける。8月には姉妹盟約をしております菊陽町、菊池郡の町村長さんたちが視察にお見えになる。今度は、各県下の森林組合の組合員の方々、木材関係の方々がたくさん来たいというふうなことも私も聞いておりますから、来たときに、今、議員が言われるように、やはり地元のもものを紹介をするというのもあります。もともと私どもの島には縄文水も昔からありますし、今、ペットボトルのお茶もハラダ製茶がつくっております。これはわずかですけども、今、町でも購入をして、そこらのお客さんには地元の茶葉でつくったペットボトルですということで飲んでいただいております。

ですから、そういう地元の産品も紹介をしながら、そういうことを、やはり議員が言われるように、出かけていったときに、それだけの案内をされる方が、それに引けをと

らないような案内ができるように、また皆さんからも色々と知恵もいただきながら、職員と一緒に、そういうふうにつくっていきたいというふうに思っております。

○9番（眞邊有次君）

今、縄文水もお茶も言いました。最後に言おうかなと思っていたんですけども、縄文水もお茶の生産農家もおいしいお茶をつくるために一生懸命頑張っておりますから、屋久島のおいしいお茶なんですよということで出していただくとか、そういうことをぜひ心がけていただきたいというふうに思います。

福岡県の大刀洗町という町が、確か3つの町が合併したんでしょうか。うちの町より人口も若干少ないようなんですけど、ここは行政視察がひっきりなしだそうで、観光的にも余り観光地もないところで、宿もほとんどないというふうな町でして、来られる方には、ぜひ我が町でお昼御飯ぐらいは食べてくださいよというような、申し込み書に注意書きみたいな感じに書かれているようなことも、確か読んだような気がしますけども、それぐらいに来ていただいた方には地元のものも楽しんでもらう、堪能してもらうということが大事かと思っておりますので、ぜひ、そういうふうに粗相のない優しい取り組みをしていただきたいというふうに思います。

3点目です。来年は小杉谷集落廃村から50年目の節目の年になります。これの廃村の記念として、何らかの記念事業を実施する考えはないか、お伺いたします。

○町長（荒木耕治君）

1923年、大正12年に開設をされました小杉谷製品事業所は、屋久島国有林開発の前進基地として、半世紀にわたり屋久杉を世に送り出しました。また、全盛期には住民540人が生活をする林業集落として栄え、当時の小杉谷小中学校では約150名が学んでおりました。この小杉谷集落は1970年、昭和45年の小杉谷製品事業所閉鎖に伴い、47年の歴史に幕を閉じましたが、現在も残る集落跡などの遺構や、森林軌道跡は日本森林学会により林業遺産として認定をされております。

来年2020年に閉村50周年、事業所開設から約100年の節目の年を迎えることから、林野庁屋久島森林管理署が主催、屋久島町がバックアップする形で記念事業の開催を予定しております。詳細については、今後は屋久島森林管理署が事務局となる実行委員会において検討されることとなりますが、記念事業を予定しており、その内容としては記念式典、シンポジウム、小杉谷小中学校跡の清掃整備、ボランティア作業などが候補に上がっているところであります。

なお、これまでたびたび話題となっており、過去、一般質問もございました、この地区の利活用についても、検討委員会を立ち上げ、関係機関との調整並びに検討をさせていただく予定としているところであります。小杉谷集落は、その後にできた石塚集落とともに、屋久島の林業史を語る上で欠くことのできない地区であります。本町としても

積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○9番（眞邊有次君）

もう事は進んでいるということでございますので安心いたしました。

ここに、ある方からお借りしてきたんですが、30周年記念のときの資料があります。平成12年の10月13日に閉山30周年記念祭実行委員会の資料があつて、ここに色々な式典の内容とか、当時、携わったスタッフたちの名簿等もあつたり、あるいはまた、当時、住んでいた人たちの名簿もあつたり、それから家の配置など、集落の概略図などもあります。どこに誰の家、誰の家つて、聞いた苗字もたくさん見つけることができました。そういう地図帳もあります。こういうようなのも、ぜひ、また森林管理署とも相談をしながら取り組んでいただければと思います。

また、もう一つ、町報かみやくにも、昭和45年の廃村のときの町報かみやくのダイジェスト版をコピーしたのを2枚ほど持ってきているんですけども、ここにも詳しく書いておりますし、それから、もう1点は、南日本新聞で、2019年2月から4月まで、連載で小杉谷の光というのがあるんですけども、これ4月までなんですけど、これをずっと読んだんですけど、非常に小杉谷の、そのときの暮らしなどを子供が書いた作文みたいなものを連載でずっと載せているんです。コピーなんですけれども、絵も非常に当時をしのばせるような小さな絵ですけども、描かれております。

何か当時をしのばせると言うと、私がそこでずっと一緒に、長年暮らしたように思われるかもしれませんが、私も実は小さいころ、2回か3回ほどトロッコに乗って、おじが発電所に勤めていまして、そこに土曜日の晩あたりから行って、泊まらせてもらって、小杉谷の集落にも遊びに行ったこともあります。まだ記憶にあります。そういうことで、小杉谷をやむなく去ったといいますか、当時の集落の人々のことを思いますと、やはり関係者が皆集まって、その人たちの心に、今でもおそくないですので、心に寄り添ったような催しができれば、ありがたいなと私なりに考えるところです。

以上です。

4点目です。ことし10月で任期満了に伴う次期町長選挙について、立候補の意思を含めて、現時点でどのようなお考えをお持ちですか。

○町長（荒木耕治君）

次期町長選挙に立候補する決意を固めたところであります。

○9番（眞邊有次君）

わかりました。もうくどくどは申しませんので、決意を固めたということでございますので、そういうことで受け取って、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月13日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時24分

令和元年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和元年6月13日

令和元年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1) 災害発生時の介護施設等の入所者の避難所への受け入れをどのようにお考えか。</p> <p>(2) 災害発生時の避難所の非常用電源の対策及び発電機等の燃料確保をどのようにお考えか。</p> <p>2. 自然環境対策について</p> <p>(1) 白谷雲水峡への車の乗り入れを規制し、自然保護及び負荷軽減対策としてシャトルバスの運行を実施すべきではないか。</p> <p>3. 水産振興について</p> <p>(1) 漁協と連携し、トビウオの商品開発と販路拡大を図るべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
10番 高橋義友	<p>1. 屋久島町内の浄水場の管理について</p> <p>(1) 各地区の浄水場の管理状況はどのようになっているか。</p> <p>(2) 町内浄水場に監視カメラを設置する考えはないか。</p> <p>2. 一湊海水浴場の環境整備について</p> <p>(1) 海水浴シーズン・OWSリハーサル大会（2019年7月6日）に向けての会場整備は。</p> <p>(2) OWS本大会（2020年9月14日）に向けての国体準備室、担当職員を配置する考えはないか。</p> <p>3. 一湊入り口滝の川橋から湊橋までの環境整備について</p> <p>(1) 近隣の住家が台風のたびに砂嵐に見舞われ遮光林として植樹した黒松も枯れるが、町として</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>方策は考えられないか。</p> <p>(2) 道路よりも高く積み上がった砂を海に戻し、海側の防波堤を嵩上げすることはできないか。</p> <p>(3) 道路と防波堤の間に芝生を敷いたり植樹をして公園にする考えはないか。</p>	町	長
	<p>(3) 道路と防波堤の間に芝生を敷いたり植樹をして公園にする考えはないか。</p>	町	長
5番 大角利成	<p>1. 旧役場支所庁舎の利活用について</p> <p>(1) 屋久島町支所庁舎活用等検討委員会からの報告を受け、今度どう対処する考えか。</p> <p>(2) 旧尾之間支所の現状をどう思っているか。</p> <p>(3) 旧尾之間支所庁舎の利活用に関する今後の検討スケジュール案を示せ。</p> <p>2. 近海資源等のPRについて</p> <p>(1) 屋久島の更なるアピールの為に近海資源や海洋生物等をもっとPRすべきと思うがどうか。</p> <p>(2) 西部地域への交流人口増を図るため、栗生塚崎地区（青少年旅行村域）にミニ海洋展示館の整備は考えられないか。</p> <p>3. 集落未来創生事業について</p> <p>(1) 集落未来創生事業の実績をどう評価しているか。</p> <p>(2) 令和2年3月31日限りで失効予定の本事業は継続すべきと考えるがどうか。</p>	町	長
	<p>(2) 旧尾之間支所の現状をどう思っているか。</p>	町	長
	<p>(3) 旧尾之間支所庁舎の利活用に関する今後の検討スケジュール案を示せ。</p>	町	長
	<p>2. 近海資源等のPRについて</p>	町	長
	<p>(1) 屋久島の更なるアピールの為に近海資源や海洋生物等をもっとPRすべきと思うがどうか。</p>	町	長
	<p>(2) 西部地域への交流人口増を図るため、栗生塚崎地区（青少年旅行村域）にミニ海洋展示館の整備は考えられないか。</p>	町	長
	<p>3. 集落未来創生事業について</p>	町	長
	<p>(1) 集落未来創生事業の実績をどう評価しているか。</p>	町	長
	<p>(2) 令和2年3月31日限りで失効予定の本事業は継続すべきと考えるがどうか。</p>	町	長
14番 寺田 猛	<p>1. 公共交通機関の整備・拡充について</p> <p>(1) 本町においても、過疎化や独居老人の増加、高齢者の運転免許返納等に伴い、いわゆる交通弱者や買い物弱者は、今後更に増加の一途を辿ると思われるが、町民が利用しやすいバス路線の有り様やコミュニティ循環バスや乗合タクシーの導入などを具体的に検討すべき時期に来ていると考えるが見解を伺いたい。</p> <p>(2) 屋久島航路の定期フェリーである、フェリー屋久島2は就航から26年が経過し、船齢を重ねる事による経年劣化も進んでいると思います。</p>	町	長
	<p>(2) 屋久島航路の定期フェリーである、フェリー屋久島2は就航から26年が経過し、船齢を重ねる事による経年劣化も進んでいると思います。</p>	町	長

<p>新船建造が取りざたされて久しいですが、宮之浦港の改修との兼ね合いも併せて新船就航に向けての現状と展望についての見解を伺いたい。</p> <p>2. 口永良部島の復興・振興策について</p> <p>(1) 平成27年の噴火以降、台風や度重なる豪雨災害等により、口永良部島の最大の魅力である豊富な温泉資源を有効に利活用できない状態が長く続いているが、寝待温泉・湯向温泉・西之湯温泉等の現状と今後の展望について見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p>
---	------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊有次君	10番	高橋義友君
11番	小脇清保君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

12番 日高好作君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	教育振興課参事 （国体担当）	松田純治君
政策推進課参事 （財産管理担当）	山口健蔵君	生活環境課参事 （上下水道担当）	寺田初男君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。
順番に発言を許します。
始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。12月は、女性議員から、「あんた元気がないね」と言われました。3月議会は、同僚議員から、「元気がなくて眠たかった」という指摘を受けました。寝たい方は自由に寝ていただきたいと思っております。

今回の一般質問は、私はトップバッターかと思いきや、2番バッターとなりました。野球の2番バッターは、打ってよし、走ってよし、守ってよし、私のイメージであります。残念ながら、私は現実とはかけ離れて、ごらんのとおりであります。打っているのは、病院でたまに点滴ぐらいであります。

冗談はさておき、新しい時代の幕開けの令和元年に、新庁舎の議場で議員として審議の場に名前を刻むことができ光栄に思いますし、令和の時代が屋久島町にとって穏やかで町民の皆様が幸せな時代でありますように、そして戦争をしない、戦争のない平和な日本を願うばかりであります。

それでは、通告に従い、質問いたします。大きく3点であります。防災対策について、自然環境対策について、水産振興についてであります。

まず1点目、防災対策について。

災害発生時の介護施設等の入所者の避難所への受け入れをどのように考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをいたします。

福祉避難所の制度は、災害時に一時避難施設である公民館などで、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦などの中で特に配慮を要すると判断された場合、安全に受け入れを行うための制度で、これらの要援護者が民間で比較的设备が整った入所施設等を利用するこ

とができるように、あらかじめ協定を結んで、臨時的に対応するものであります。

具体的には、地震・風水害等で在宅の要援護者が避難を余儀なくされた場合には、町の老人福祉センターや特別養護老人ホーム、介護のグループホームなど社会福祉施設等への一時的な避難・収容の協力を要請することになります。さらに、これら要援護者の移送等の協力や適切な介護のため、看護師や介護職員など専門的な人員の確保に関しても事前に取り決めておくことで、要援護者を守っていく制度となっております。

今後は、町内の福祉・介護団体で組織する協議会のALIVE屋久島などの定例会議で詳細な内容を提案をし、協力を求めて、それを取りまとめながら、大災害時の町民の生命を守るため、町地域防災計画の中でも制度導入を図り、いざというときのために対策を図ってまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

去る3月の19日に、産業厚生常任委員会で所管事務調査に縄文の郷に行きました。そこで意見交換をしたんですが、その中で施設側からお話があったのが、一番危惧しているのは、障害者施設もあるので、津波が来ると危ういので、在宅の障害者の方がどれくらいいるのか、消防の方がどのくらい把握しているのか。この人は一般の避難所とか振り分けることをどのように考えているか。災害時は町としてどう考えているか心配である。備蓄関係もあり、受け入れ体制をつくらなければならない。町や議会の中でどのように検討されているかとの質問がありました。これは、要介護者の受け入れを施設としてどうするのかということと、地域防災計画の54ページにあります。社会福祉施設、病院等における要配慮者対策という中で、きちんと施設はこういうことをやりなさいというのをうたっています。ただ、今、町長がおっしゃるように、福祉避難所という言葉は、屋久島町の防災計画の中には一言も、たしか出てきていないと思っています。やはり、私の書き方も悪かったんですが、福祉避難所のことを言っています。

3月10日の南日本新聞に、福祉避難所の件が載っています。15府県集計、弱者への備えのおくれというのを書いています。調査したところ、対象者が134万人いたということでは、可能人数は18%の24万人にとどまっているということでもあります。指定はしたけれども、何人受け入れるのか、全くそういう調査もなされていないというところが多かったと聞いています。それが載っています。最大は、群馬県の95%だということでもあります。鹿児島県の、残念ながら数字は出ていませんが、これからいきますと、なかなか厳しい状況かなと思っています。

先程、町長がおっしゃいました、社会福祉施設、介護施設との色々な情報交換も含めてやるということですが、屋久島町地域防災計画の中には、しっかり協議をし、訓練もやりなさいということをやっています。早急にその対策をと思っていますが、年内にというか、どうなんでしょうか。そういう会議を開くのか、開かないのか、お聞かせ願

いたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

先程、町長の答弁の中にもございましたように、福祉・介護事業者が構成するALIVE屋久島という組織が、一昨年に結成されております。その中で、各事業所の中でのさまざまな事柄を、定例会議ということで3カ月に1回程度の定例会を行うということが先日決まりまして、その中で、今申し上げた福祉避難所のことが話題にできると私どもは考えております。

その中で、今、県内全ての市町村が取り組んでいる福祉避難所についてを早急に取りまとめ、本町での災害時の対策を練っていければと、早急に行っていきたいなと思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

対策を練るといふか、ざっくばらんにそういう施設と、一定のルールがあるわけですが、そういう協議会なり、こういうときにはどうしましょうというきちっとした話し合いをしていただきたいということと、福祉避難所の確保・運営ガイドラインというのが平成28年の4月に内閣府の防災担当から出ています。福祉避難所の対象となる者の概数の把握ということで、ここにしっかりと市町村は福祉避難所の指定、整備を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象者となる者の概数を把握しなさいということになっていますが、概数とか、把握していますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの概数につきましては、本町におきましては、要援護者の概数を、地区の公民館長とやりとりをしながら一定の概数をまとめてあります。

その概要によりますと、本町の要援護者、対象となる方々の概数は約600名でございます。そのうち、地震に伴う津波等の場合は、標高の低い地域をあらかじめ概数を対象として計算したところ、約300名程度の数があるところでございます。

○7番（石田尾茂樹君）

600名程度ということで把握をしているということですが、これに妊婦さんとか、色々入ってくるのかなと思っておりますけれども。

その福祉避難所について、何か所ぐらい。例えば、宮之浦、尾之間と施設があります。そういうところ全て指定するのか。受け入れが何人可能なのか。先程お話ししましたが、縄文の郷については非常に受け入れも厳しい状況にあるというような話でしたので、そこら辺のやはり連絡をとりながら、先程、会議を開くということですが、指定を何か所ぐらい、どのように考えているか、町長、お聞かせください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問は指定箇所の数のことですが、今現在のところ、本町には、介護スタッフが一定の数、充足をしているというところが2カ所の特老、それから3カ所のグループホーム、それからデイサービスの施設が、それ以外に、一湊、宮之浦、安房、尾之間とございます。栗生にもございます。そのようなデイサービス施設等のスタッフが整っているというところには、あらかた我々としてはアプローチをしていくつもりでございます。

ただ、これ以外につきましては、介護スタッフ等の人材の問題が発生します。ここにつきましては、全国的に色々な工夫をしているように情報をつかんでおります。例えば、観光地でございます静岡県の下田の事例を申し上げますと、ホテル、宿泊等ができる組合の団体と協定を結んでおります。そのようなところは、ホテルでの収容が、多くの団体が加盟をしているというふう聞いておりますので、本町におきましても観光地でございますので、宿泊所等に収容することができれば、介護スタッフがいなくても、家族が介護するという前提の部分につきましては一定の数が見込めるのではないかなと思っておりますので、さまざまなアプローチをかけていけるかと考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

そういうことで、各施設の連絡をとりながらしていただければと思っております。私が見せていただいたのは、31年3月の屋久島町の地域防災計画です。この中には、福祉避難所という言葉はありませんけれども、それに準じた、法律にのっとったものがきちんと載っています。こういうものをしっかり施設と協議をしながら、やはり有事の際に備えるということが大切かなと思っております。起こってからでは遅い、それは十分皆さんが御了解していることとは思いますが、やっぱり予防のためにしっかり組織づくり、体制づくりを、防災担当、消防も含めて、県も含めて、関係機関と連携をとりながら、この福祉避難所、要支援者、要配慮者についてはしっかり町が責任をとるということになっていますので、しっかりこの対策をとっていただきたいと思っております。この点については、以上で終わりたいと思っております。

次に、2点目であります。

災害発生時の避難所の非常電源の対策及び発電機等の燃料確保をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本町は、指定避難所として、各地区の公民館や小中学校など、45カ所を指定をしております。そのうち、施設内に非常用発電機が整備されている施設は、吉田ふれあい館と口永良部の番屋ヶ峰避難所のみとなります。その他の各地区の公民館など、一部の施設には可搬型の発電機が設置をされている施設がありますが、整備が行き届いていない状況にあり、各地区等から発電機の整備について要望が寄せられております。

また、発電機の燃料については、いずれの施設にも備蓄燃料を備えておらず、発電機に入るだけの燃料のみで運転をしている状況にあります。

大規模災害時は避難生活が長期間に及ぶため、発電機への燃料供給が必要不可欠であります。道路の遮断や石油販売店の被災等により、燃料供給が困難になることが想定をされます。各施設における燃料備蓄の必要性や、災害時の燃料供給に関して、石油販売店と協定を締結するなど、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

また、近年、本町でも、記録的な豪雨や大型台風などの襲来が相次いでおります。また、南海トラフ地震など大規模災害の発生も予想されており、避難所の施設整備や備蓄食料等の整備を進めていくことは重要であります。全ての施設を一斉に等しく整備することは困難であります。緊急性の高いものや優先度の高い施設については、整備を進めていかなければならないというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

45カ所の避難所のうち、吉田と口永良部の避難所は我々も確認していますが、最近できたということで、非常用電源が備えられている。吉田については、私の消防担当のときにあそこに非常用電源、そして非常用の炊き出し用の備品、毛布、もろもろそろえたという記憶があります。

有事のときに、逆に非常用発電機が、例えばどれだけでもつかということで、今、町長がおっしゃいました屋久島石油組合とのやはり応急対策業務に関する協定、そういうのを結ばない限り、燃料の補充もできないだろうと思っています。職員が有事の際に住民対応する中でそれを取りにいくとか、そういう状況にはなかなかないのではないかと考えております。そこら辺も、早急に急いでほしいと思います。

国は、人命救助のタイムリミットである72時間分は何とか電源を確保しなさい、ある意味、そういう回す燃料を備蓄しなさいということを行っているんだろうと思っています。それを推奨しています。これは、内閣府がそういうことを言っていますので、やはり市町村についても、行政は最悪、そのものをそろえなくちゃいけないと思っています。

各公民館単位に任せているような状況でありますから、やはり、どうなんですかね。各公民館に1台ぐらい、自前のやつがあるんでしょうか。総務課長、そういう調査していないですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

平成18年に、旧上屋久町のほうで可搬型の発電機を購入し、配備をしている状況がございます。永田2個、一湊1個、白川1個、志戸子1個、宮之浦1個ということ聞いております。

○7番（石田尾茂樹君）

それでは、南部の各公民館はどうなっているか、調査していないということで理解し

てよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

駐在員会等でも、停電時の対応ということで、発電機の要望がございます。そういう意味からしますと、南部のほうは、まだ配備されていないというふうに理解しています。

○7番（石田尾茂樹君）

色々規模があるんでしょうけれども、発電機の。やっぱり非常時に電源が確保できないということは、非常に厳しい状況に陥るということでもありますから、先程言いましたように、72時間対応できるような公民館単位で発電機を、お金もかかりますけれども、これは災害時のことでもありますから、人命にかかわる部分もありますので、ぜひとも備えていただきたいと思っています。

国が調査したら、南海トラフの地震防災対策推進地域の市町村の半数が、使用可能、発電機を回す時間ですね。ほとんどが24時間以下の装置であったという報告があります。それからいきますと、本町は新庁舎ができました。この新庁舎の、災害対策本部となり得るわけですが、電源についてはどういう状況なのか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

別棟で非常用電源設備がございます。緊急時には、備蓄した燃料で発電をするという状況になっています。

すいません、時間、何時間になるかはちょっと確認していません。申しわけありません。

○7番（石田尾茂樹君）

何時間になるかわからないということで、元推進室長はわかっているんじゃないですか。お答えできれば、お願いします、何時間か。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き再開します。

○7番（石田尾茂樹君）

それでは、後もって報告をしていただきたいと思います。災害の本部となる庁舎の非常用電源の時間をしっかりお伝え願いたいと思います。

今、非常用電源につきましては、蓄電池が発達しておりまして、考え方としましては、水や食料と同じく電力を配るという発想が必要ではないかというふうなことも一方では

言われております。蓄電池も100ボルトのものがあります。そういう時代に入っていますので、非常時の電源確保につきましては、やはり人命のタイムリミットである、国が推奨する72時間を目標に、各避難所の施設にしっかりとした発電、非常用の対策をとっていただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

災害時の対策というのは、これはもう早急にやっつけていかなければいけないというふうに思っております。今、議員が言われるように、電源設備があるかないかということは、避難をした人の恐怖を取り除く意味からしても、夜になって電気がつかないという、そういうことではいけないので、電気がつく。

そして、また情報が、例えばテレビがついているかついていないかでも、全然恐怖というのは違うだろうと思うんです。そこで、随時情報がとれるような、そういう。今、若い人はインターネットとか何とか、携帯でやれるでしょうけれども、やっぱりそういう人たちは、例えばそこで電源を確保して、電気とテレビが使えるような。

ですから、今の時代、どんどん発電機もコンパクトになってきて、能力・性能もよくなってきていると思います。順次そういうところから早急に整備をしていくというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ、そのように、早急に対応していただきたいと思います。

それでは、次に入ります。

自然環境対策について。

白谷雲水峡への車の乗り入れを規制し、自然保護及び負荷軽減対策として、シャトルバスの運行を実施すべきではないかということでもあります。これは、やはり白谷雲水峡の道路拡幅で、2度ほど質問いたしました。そのときも、シャトルバスを運行すべきではないかということで、町長のそのときの思いも聞かせていただいたんですが、現状は、道路も拡幅されていますけども、駐車場が広くなったわけでもなく、やはり全く変わっている状況ではありません。

そういったことからいきますと、もうそろそろそういう時期に来ているのではないかということでもあります。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

まず、車の乗り入れ規制を考えるに当たっては、3点ほど考えられるというふうに思っております。

1つ目は、現在の駐車場に入るだけの車両の利用で制限をかける。

2つ目は、駐車場を拡幅できないか、検討をする。

3つ目は、縄文杉登山同様のシャトルバスの運行ができないかということでもあります。

シャトルバスを運行する以前、縄文杉登山客の車、大部分がレンタカーですが、荒川登山口から荒川三叉路にかけて縦列駐車をされており、交通安全上または自然環境上において、大変懸念をされております。縄文杉登山については、議員も御承知のとおり、現在は屋久杉自然館前に駐車スペースを設け、そこを発着点としてシャトルバスを荒川登山口まで運行を行っております。

白谷雲水峡は、屋久島を代表する観光スポットとして、多くの観光客が訪れております。シャトルバス運行前の縄文杉登山口の状況に近くなっており、自然環境に負荷がかかっている状態にあるものと認識をしております。

町では、昨年度、屋久島町支所・庁舎活用等検討委員会の中で、旧宮之浦支所の利活用については、白谷雲水峡へのシャトルバス発着所として利用できないかという御意見もございました。地域の活性化あるいは住民のニーズに応えるような利活用が図れないか、シャトルバスの発着所も一つの選択肢として検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

結局、今の駐車場を拡幅する。町長も御存じかと思いますが、山を削るのか、それはできないと思います。それと、海側は断崖絶壁であります。工法的には何とかできるんでしょうけども、またそれなりのものを、自然に負荷をかけていくということからいきますと、やはりあの道路の状況を考えたときに、シャトルバスが一番ベストじゃないかなという気がいたします。

そして、県は、橋のかけかえ、トイレの補修も言っておりますけども、いつになるのか具体的に、私はちょっと申しわけないんですが、何年ごろというのは聞いておりませんが、やはり、もうそういう時期に来ていると。

今、町長がおっしゃいましたとおり、支所の跡地の活用からいきますと、駐車場をつくる、そしてシャトルバスの発着所をつくるあるいはそれに付随した色々な施設をつかって、あそこから白谷雲水峡に行くということが一番ベストかなというふうに思っていますので、それには観光関係の色々な議論もあると思います。特にレンタカーの協会の皆さんとかの、そういったところとの協議も必要かなと思っておりますが、ぜひともシャトルバスを運行して、自然に負荷をかけない。そして、屋久島独自のルールをつくっていただきたいと思っています。

ヤクスギランドと白谷雲水峡の入林者の資料をもらってきました。白谷雲水峡、過去3年間でいきますと、28年度が9万5,355人です。29年度は10万6,690人、30年度が9万7,875人ということで、若干落ちています。ヤクスギランドにつきましては、28年度が6万4,841人、29年度が6万9,628人です。30年度が6万2,434人ということで、実数的には圧倒的に白谷雲水峡が多いということで、やはりそれなりの脚光を浴びているんだ

ろうというふうに思っています。

それと関連して言いますと、平成30年度の入り込み客数が、船が19万4,356人、航空機が8万5,980人、計28万352人ということで、前年対比、前年を100としたときに94.7%しかなかったということで、29年が約29万6,000人ですから、かなり1万5,000人ほど落ち込んでいるということになっています。これからいきますと、どういう要因が働いたのかわかりませんが、台風なのか、団体客が減ったのか、それと奄美の影響もあったのか、やはり航空機が小さくなったからなのか、色々な要因がありますが、それでも屋久島には30万人近い人が来るといふことでもあります。観光立町を目指す中では、こういった里に近い、30分圏内の素晴らしい自然があるところを持続可能に守っていく、そういうことであれば、しっかり対策をとるといふのが行政の努めだと思っております。

町長、最後にシャトルバスについて、もう一度お気持ちをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程3点あると申し上げましたが、今言われるように、上の駐車場というのは、ほぼ拡張というのは、もう99%無理だろうというふうに思っております。じゃあ、あそこにつくるには、もう2階建ての駐車場をつくるか、3階建ての駐車場をつくるかという、あのスペースでうまく使うかということにしかならないだろうと思っております。sonだけ、じゃあ、前側を上げるのかということになりますので。

御案内のとおり、今、白谷雲水峡もランド線も拡幅をやっていますけれども、これが、白谷に限っては2車線でいく予定が1.5車線になり、また、だんだん道幅も小さく、今、上のほうは。そういうような状況になっていくと、路肩駐車がふえてくる。

そういう面では、縄文杉登山のルートをシャトルにするときに、一番協議したのはレンタカーだというふうに、さっき議員も言われましたけれども、そういうふうに私も聞いております。ですが、今、レンタカー業界もそういう面では、山岳部に対してはCO₂を多く出さないという、そういうことは今はやってきておりますので、白谷雲水峡も含め、ヤクスギランドまで、三叉路から今度はランドまでの間もそういうふうにシャトルでやれるようなことにはならないか。ですから、将来的には、山岳部へ入るものは全てそういうふうにしていくというのが屋久島の本来の姿じゃないのかなというふうに私は思っておりますので、また色々な関係機関とそういう話をして、調整をしていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

今、ランドのこともおっしゃいましたが、5月の連休に屋久島交通のバスの運転手の方に状況を聞きましたら、淀川の周辺が大変なことになっていると。路肩駐車をして、町長御存じですか、川上杉、あそこの下まで片側がずっと駐車場になっているというこ

とからいきますと、やはり総体的にこの屋久島、世界遺産の島として、シャトルバスを運行して、やはり自然に負荷をかけないという時期に来ていると思いますので、行政が一方的にということではできないでしょうけれども、町長もおっしゃいましたとおり、関係機関と調整をしながら一日も早い実行をお願いしたいということと、あと一点だけ。白谷雲水峡に仮に車が乗り入れしないという状況で、駐車場のスペースがあく。そして、トイレを改修するということであれば、トイレを2階建てにし、2階はこの間のような豪雨のときに避難をする、あるいは子供たちが勉強する、そういう場として、2階建てというか、そういうものにできればなと思っております。町長のこれからのそういう取り組みに期待をしたいと思います。

次に、最後であります。水産振興についてであります。

漁協と連携し、トビウオの商品開発と販路拡大を図るべきではないかということでもあります。お願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

水産振興につきましては、町や漁協が構成員となっております屋久島のさかな魅力発見・発信委員会や屋久島地区水産業改良普及推進協議会等で、地魚とのふれあいの機会創出や地魚の魅力を伝えるリーフレット等の作成、手軽に持ち帰ることができる地魚を使った土産品の開発など、さまざまな取り組みを行っております。

昨年度は、小瀬田小学校において出前授業を実施をし、トビウオのさばき方やすり身の調理実習を行ったほか、屋久島環境文化研修センターにおいて、親子を対象としたトビウオの三枚おろし体験や調理実習を実施をし、ふれあいの機会創出に努めたところであります。

また、屋久島に来島し、地元水産物の可能性について講演・提案をいただいた坂井宏行シェフが経営をするレストランに屋久島・種子島産の食材を送り、熊毛のさかな魅力発見フェアを開催をし、大消費地における認知度向上と販路拡大を図る取り組みも行っております。この取り組みは本年度も予定をしており、東京の料理人や水産物流通業者等を招待をし、地元水産物の販路拡大に努めることとしております。

御質問のありましたトビウオの販路拡大につきましては、昨年、トビウオの日本有数の漁獲地であります長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町と、茅乃舎だしなどあごだしの商品を多く手がけている久原本家グループの4者において、九州あご文化推進委員会を発足をし、公式ウェブサイトの立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など、九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行っております。本年度も引き続き、イベントの実施等を行っていくこととしておりますので、漁協とも連携を図り、販路拡大につながるよう取り組みができればというふうに考えております。

また、特定有人国境離島地域社会維持交付金の雇用機会拡充事業において、トビウオ

を活用した商品開発や販路拡大を行い、事業拡大を図る取り組みを行っている2つの事業者に対し、支援を行っております。これらの事業者には、今後もフォローアップを行うとともに、引き続き、屋久島の素材を最大限活用し、創業や事業拡大を図りたいと考えている事業者に対し、関係機関と協力をしながら支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

あごだし、だしの大手メーカーの久原が中心になって、平戸、上五島であご文化推進委員会、そこに副町長が行かれたということを聞いていますが、どういう状況なのか、簡単でいいんで、説明いただければと思っています。

○副町長（岩川浩一君）

町長から答弁にありました九州あご文化推進委員会を、久原本家グループが立ち上げたいという要請がございました。そして、関係各課協議しまして、非常に有意義な委員会になるだろうと、ぜひ屋久島町も参加しようということで決定をしまして、本来、町長が出席の予定でしたけども、日程上、私が参加をしてきました。

平戸市、上五島町、屋久島町、それと久原本家、この4者で、昨年はいわゆる発足式ということで、お互い、あご文化を推進していこうと。いわゆる九州地域でのあご文化なんですけど、これを全国的に広げていこうというのが一つの目的であると。

それともう一つは、屋久島でとれているトビウオをどう展開をしていくかという、私どもは要請をこの委員会にいたしました。そして、今、冷凍保存されているであろうトビウオの状況も資料としてこの委員会に提出をして、今後活動していく上での参考にさせていただきたいということも申し上げてまいりました。

当日は、久原の天神の本社ビルでイベントをやりまして、あごだしをとる作業を福岡市内の子供たちやら奥さんたちを招待をしてのイベント、そういうイベントでした。そのイベントに、屋久島からはトビウオのすり身、それを持参をして食べてもらうということで、大変好評を得たというふうに思っております。

実質は今年から、具体的にどのように動いていくかということになるんだろうと思います。今年はずいぶん、担当課を含めて、漁協の関係者も含めて参加できるようなものになればいいなということで、まず福岡であごだしの文化、屋久島のトビウオの利活用も含めて、何か提案できればなということを感じて帰ってきたところです。

今年はずいぶん詳しい、具体的な活動になると思いますので、また状況がわかり次第、担当課と協議して、積極的に参加をしていきたいというふうに考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

そういう起爆剤がないと、私も漁協の理事をしていますが、漁協も、大変言葉は悪いんですが、旧態依然の体制を脈々と続けているような状況があります。日本一トビウオ

水揚げの町でありますけども、誤解を恐れず言いますが、日本一お金にしていけないんじゃないかなというような気がしています。

トビウオの水揚げの状況ですが、3年分、資料をもらってきました。平成16年が46万9,144キロです。金額にして、1億600万円です。平成17年が49万4,000トン余り、1億1,400万円余りです。30年が34万5,941トン、9,300万円ということで、若干落ち込んでいるという中で、これは全て屋久島漁協で売ることにはできません。これは、鹿児島県の漁連が買い支えをしています。単価というのは、若干、浜で入札をして買う単価から、最大5円ぐらい安い単価で漁連は買っているということです。平成16年に8,782箱だそうです。17年が1万4,000ケースぐらいです。30年度が7,000ケースぐらいを漁連が常に買い支えて、漁連は漁連の販売で独自で売っているということなんで、そのことで買い支えてはいただいているんですが、大きな、新しい商品になって、効果があるということにはなっていません。

漁協自体は、県の漁連に入っているトビウオを逆輸入して、加工施設ですり身、塩化物をつくっている状況があるということです。今、安房のあわほのところで、食堂もやっています。町長、食べましたか。魚うどん、魚のうどんをつくって販売しているということなので、もし食べていなかったら、ぜひ行って、食べていただきたいと思います。

そういうことで、漁協は漁協なりの取り組みをしているんですけども、なかなか販売拡大になっていないという状況で、加工施設そのものはここ数年赤字の経営になっているということでもありますので、何かやはり起爆剤をもって大きな商品開発、あごだしでもいいんです。それを絶対量持っているわけですから、先程言いました久原の皆さんと協議をしながら、しっかり商品開発、二番煎じ、三番煎じでもいいので、あごだしを大量につくるだけのものは持っています。

あごは、もともと小さなやつでつくるという概念がありますけども、今は技術が進んで、大きなやつでもつくれるということを知っていますので、そこら辺をしっかりと売り込んでいただいて水産振興、漁価の低迷、非常に漁民は苦しんでいます。それに燃料が高騰して大変な状況に陥っている、そのことを踏まえて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

町長、最後に思いをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

漁民がとれるものをたくさんとって、高く売って、それで収入を得る、それが漁業本来の姿でしょうから。屋久島は、今、トビウオがそれだけとれるわけですから、今、議員がおっしゃるように、あごだしというのは本当に小っちゃな。今、屋久島にあるのはちょっと大き目のトビウオがある。それから、そういう、今、技術的なものがあるって、それに近いものができるのか、今の時代ですから色々と工夫をすればですね。

ですから、先程言いました久原を中心としたもので、ひとつ、そういう道を開いていければというふうに思っておりますので、来年から頑張っってそういうものに取り組んでいきたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ、やはり観光の島でありますけれども、1次産業の振興というのが土台になれば、この島は栄えないと思っておりますので、ぜひとも関係機関を含め、漁協とも連携をしながら、しっかりと取り組んでいただきたいことをお願いしまして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、高橋義友君に発言を許します。

○10番（高橋義友君）

皆さん、お疲れさまでございます。議席番号10番、高橋義友でございます。

まずは、先月の豪雨災害に見舞われました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。また、長峰地区、口永良部地区の断水も、関係各位の皆様方の御尽力によりまして復旧し、もとの生活のリズムに戻ったのではないかと思っております。一部では、まだ道の決壊とか山肌の崖崩れ等により観光業に大きなダメージが残っておりますが、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、通告に従い、3項目につきまして質問をいたします。

1項目めの屋久島町内の浄水場の管理について伺います。

浄水場は、河川から取水した水を浄化・消毒し、各家庭に供給するための水道施設であり、水道システムの根幹をなす公共施設でもあります。屋久島町内各集落にはたくさん浄水場がありますが、どのような管理の体制になっているのか、お示してください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員の質問にお答えをいたします。

町内各地区浄水場の管理につきましては、水道法の規定に基づきまして、日々、維持

管理を行っております。

各浄水場には門扉、フェンス等を設置をし、施錠をしております。また、場内の建屋等につきましても施錠し、適切に管理をしております。

水道管理人につきましては、北部は口永良部、永田、吉田、一湊、志戸子の各地区に、南部は永久保、船行地区を除く各地区に管理人を任命して、毎日の保守点検、維持管理を行っており、これ以外の地区につきましては、委託業務職員が毎日の点検業務を行っております。

なお、統合整備事業の完了した浄水場につきましては中央監視システムを導入しており、24時間体制で故障時や異常時等の通報が担当職員に電話やメールで届くようになっております。

町内各浄水場の中には、門扉、フェンス等が老朽化している箇所がありますので、随時点検を行い、修繕を早急に実施をしまいたいというふうに思っております。

○10番（高橋義友君）

屋久島町内には浄水場は何カ所あって、そのうち、24時間体制で監視されている施設は何カ所ぐらいあるんですか。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

生活環境課参事、寺田です。

ただいまの質問ですが、浄水場につきましては27施設、うち永田、それから宮之浦、深川浄水場、長峰、小瀬田浄水場、それから南部地区の今回統合しました花揚浄水場から安房浄水場までは、メールで故障が来るようになっております。

それ以外の南部につきましては、南部地区の簡易水道以外につきましては、南部は電話で故障は来るようになっております。

ですから、電話以外で、通報が来ないところは、北部地区の一湊、吉田、志戸子、楠川、楯川浄水場ということになっております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

27施設もあるちゅうことですが、浄水場として、要するに一つの施設として、施錠するとか周りを四方に囲むとか、そういう施設をもって浄水場と言っているんでしょう。そういう決まりがあるんですか。どうなんですか。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

ただいまの質問ですが、浄水場というのは、水源池から水を導水してまいりまして、そこで処理をして消毒をする場所が浄水場という施設であります。

これにつきまして、今言いましたように27カ所、島内で。その浄水場の全ての施設につきまして、先程報告いたしましたように、施錠、門扉、フェンス等で建屋等について

も施錠をしているという状況であります。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今述べられたことはわかっているんです。ですから、浄水場として、鍵をかけられる、四方をネットで囲む、それをして初めて浄水場と言えるのかどうかちゅうことなんです。要するに、人が勝手に入れる状態であっても浄水場と言えるのですかちゅうことを確認しているんです。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

お答えします。

水道の法律上では、フェンスで囲んで、なおかつ門扉をして施錠をしなさいというのが水道法の法律ですので、町内の浄水場につきましては、その法律にのっとって、全ての浄水場を門扉、フェンスで囲んでおります。

ただ、先程申し上げましたように老朽化していて、入ろうと思えば可能な場所があるのは事実であります。そういうところにつきましては、早急に点検をして、対応していきたいと思っているところです。

以上です。

○10番（高橋義友君）

私が言ったのは、今、まさにそのことだったんです。浄水場というのは、係員以外、誰でも入っていい場所ではないと思うんです。私も、一般質問の提起をしましてから、吉田、一湊、志戸子、宮之浦の浄水場を見て回ったんですけども、入ろうと思えば入れる状態なんです。門扉に高さの制限があるんですか。金網とか、そういうのに高さの制限あるんですか。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

お答えします。

門扉の高さについては、おおむね、当時は1メートル以上ということなんです、現在は1.5から1.8で、許されれば忍び返しをつけるというようなことで設計指針にはうたっております。

ですから、新しく整備をして、統合整備などでしてきた浄水場については、1.5の上に30センチ入れて、忍び返しをつけております。古いところであれば、1メートルのままというところがまだ点在をしておりますので、そういうところは、今後の整備に合わせて、1.8になるように整備をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今、フェンスの高さが1.5から約1.8ということになると、入ろうと思えば、小学生も

中学生も上って入れるんです。ですから、そこに今言いました忍び返し、それを上につくっていただければ、人は入れなくなると思うんです。ですから、それは、していない施設は早急にしたほうが私はいいと思いますけれども、いかがお考えですか。

○生活環境課参事（上下水道担当）（寺田初男君）

お答えします。

今、議員がおっしゃった部分で、不備のあるところについては、早急に点検をして整備をしていきたいと思えます。

以上です。

○10番（高橋義友君）

それから、私、一湊の浄水場を見に行ってきたんですけれども、担当課の寺田君には説明しているんですが、普通なら四方を囲むんです。四方を囲んで、フェンスの高さがまた1.5から1.8。一湊の場合は、山肌に直接もって行って、山肌のところはフェンスは全然ないんです。何遍も言っているからわかっていると思うんですが、鹿が自由に入れる状態なんです。人間さえ入ってはいけないのに、けものが自由に入れるちゅうことは、もう、全くおかしい話です。生活に必要な水です。飲料水です。そこあたりは、だから気づいた時点で、早くこれは気づいていたと思うんですけれども、一向にそういう手を打たないから、わざわざ私が一般質問をしたんですけれども。

今年度と来年度が、口永良部ですかね。一湊地区はその2年、3年後になるとは思いますが、そういうところは、早急にできることは早急に私はやってほしい。当然、予算に絡むことですから、早急にはいかないかもわかりませんが、急ぐこと、命にかかわることですから、ぜひやってほしいんですがいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

2年、3年後には浄水場をやりかえますけれど、それまでの間、やはり命を守る水ですから、早急に予算を計上して、やりたいというふうに思えます。

○10番（高橋義友君）

その件は、よろしく願いしておきます。

続きまして、町内の浄水場に監視カメラを設置する考えはないかということです。

けさの報道番組、KTSを見ていましたら、普段はMBCを見るんですけども、きょうは早く目が覚めてKTSを見たんですけども、その中で、マンションの屋上にある受水槽に大人の人が入り、遊んでいる動画が発信されておりました。この中にも何人か見た人はいると思うんですけれども。受水槽とは、断水したときの緊急用に蓄えられている飲料水なのですが、この中に入って遊ぶなど、我々が考えもつかないことが、今は平然と行われている状態なんです。

屋久島も、近年、外国からの観光客も大分ふえてきております。全国から、登山に、

観光に、たくさんの方が来島してきておりますが、安全面を考えると、そして抑止力のほうからも、浄水場に監視カメラといいますか、そういうのをつけたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがお考えか、教えてください。

○町長（荒木耕治君）

現在、町内浄水場に監視カメラの設置は一カ所もございません。今後、防犯上、犯罪抑止力強化の面からも、議員が言われるように、必要なことと思われまます。整備事業を進める上で、事業採択された場合には、順次設置をできるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、今後導入予定の整備事業につきましては、口永良部地区におきまして、本年度から2カ年で、約5億円の施設改良を実施をする予定にしております。

その後の計画になりますが、北部地区の整備計画を申し上げますと、一湊地区の水源施設を新設することにより、取水方法の変更を行い、大雨でも取水可能にいたします。また、浄水、ろ過方法も変更をして、急速ろ過機、前処理機を導入をして、安定した供給ができるよう計画をしてまいります。

さらに、志戸子、吉田地区の水源池を廃止をして、一湊地区から送水管で両地区に給水できるように計画をしておりますので、そのために一湊地区の浄水場を新設をいたします。施設の一元化を図るため、電気計測設備を導入をして、集中監視システムにより24時間体制で監視を行い、安全で安心な飲料水の供給が安定してできるように努めてまいります。

○10番（高橋義友君）

今、町長のほうから、今後の計画、そういう前向きな御答弁をいただきましたので、計画にのっかってスムーズに行くことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問なんですが、一湊海水浴場の環境整備について伺ひます。

この地区は、屋久島電工と借地契約を締結し、使用させてもらっているんですけども、海水浴シーズン、そしてOWSリハーサル大会、今年の7月6日にあるんですが、それに向けての会場設備は現状のままでいいのか、今後どうしていくのか、そこあたりの詳しい説明をお願いをいたします。

○町長（荒木耕治君）

来年開催を控えた第75回国民体育大会、「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、教育委員会を中心に、実行委員会や専門委員会による準備が進められております。

7回目の開催となることしのオープンウォータースイミングは、かごしま国体のリハーサル大会として開催をされます。

大会会場となる一湊海水浴場は、毎年1万人を超える利用者でにぎわう町内随一の海水浴場であります。場内各施設の老朽化が進んでおり、特に更衣室は平成6年度の整

備から24年が経過をしております、木製ロッカーの腐食や塩害による窓枠の傷みが著しい状況であります。また、排水溝のふたは未設置であります。駐車場の区画線も消失をしている状況であります。

このような状況を改善をするため、本年第1回定例会に上程いたしました当初予算書及び事業計画書でも説明をしましとおり、県の地域振興推進事業補助金を活用し、更衣室内の改修、和式トイレの洋式化、場内排水溝蓋版設置、駐車場区画線の整備を実施することとしておりますが、補助金の交付決定が7月ごろになる予定でありますので、海水浴シーズン後に会場整備に着手することになるかというふうに思っております。

○10番（高橋義友君）

この海水浴場、今、私もウミガメの監視をしている関係上、毎朝ここに行って、この近辺をずっと見て回っているんですけども、今、町長が言われたとおりに、大分老朽化はしております。

そこで、10日ごろから、月曜日ですね、今週の。10日ごろからユンボが入って、本部席近辺の整備をしているんです。ユンボで雑草を取り除いたり、本部席の高低差があるところを平らにして、やっているんですけども、施設、要するに本部席と、それから三角の屋根、待合所みたいなのがあります。そこあたりの施設の不備あたりは御確認になっておりますか。どうですか。どういうところが不備なのか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

一湊海水浴場につきましては、観光まちづくり課所管ということですので。

先程、町長が申しましたように、本年度の観光施設の整備としましては、まず男女更衣室の改修、それから男女トイレの洋式化、これは1基ずつありますけども、実施をします。それから、駐車場の区画線の整備、これが約、面積が2,485平米あるんですけども、ラインの総延長としましては442メートルの区画線を設置する予定でございます。それから、排水溝ですけども、ほとんどふたがかぶっていない状況ですので、約58メートルの整備を実施いたします。あわせてグレーチングも設置する予定でございます。それから、更衣室内設置のロッカーにつきましても、約140万円の予算を投入して、整備を行っていきたいと考えております。

それから、今、サメよけの防止ネットも倉庫に入れているんですけども、なかなか出したり入れたり大変手間を食うということで、新たに簡易の倉庫を設置するというので、今、準備を進めております。

今、議員が申しましたように、入って左手にある東屋、あのところについては私も確認をしております。確かに塗料が剥げていたり、差しかけの部分の腐食している部分も確認しておりますので、この予算以外に観光施設の修繕費も持っておりますので、再度確認させていただいて、整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今、観光まちづくり課長から答弁があったんですけども、駐車場のラインとか近辺の整備はもちろん資料にも載っておりましたので、やるちゅうことはわかっていたんですけども、施設の老朽化、さっき課長が東屋なんかも言われたんですけども、そこも私は見に行ったんですけども、柱と柱をつなぐ羽子板、鉄の部品で柱と柱が動かないようにとめているところが10カ所ぐらいあるんですけども、そこが鉄でしているものですから、全て腐食してなくなっております。それでもうこんぐらいの、5ミリから1センチぐらいのすき間があいているんです。ですから、大きい風でも、台風の日で、押したら揺らぐ。落ちる危険性があるんですよ、ここは。

ですから、そこを早急にしてほしいちゅうことと、それから本部席に当たります階段のタイルは剥がれております。ということは、海水浴ははだしで行きますので、大変このセメントが鋭角になっておりますから、足をけがしないように。そこはもう、行ったらすぐわかりますので、まずそこあたりの整備から先にしてほしいです。これはもう、早急にできることですから、それはしてほしいと思います。

それから、ここはOWS会場ですけども、屋久島電工の敷地内なんです。そこに、長さが60メートルで幅が23メートルのブロックを敷いているんです。行ったことありますか、町長、そのOWS会場に。このような、トイレの横に屋久島電工のブロックを敷いているんです、長さ60メートル、幅20メートル。ところが、ここは10メートルのところでもう劣化して、落ちているんです。この隣でOWSをやろうとしているんです。ここは駐車場を計画しているんです、会場のレイアウトを見ると。ですから危険で、こういうところで本当にOWSができるのかなと。ここを省いたら、すばらしいところです。でも、ここだけは、やっぱり屋久島電工に言って撤去をしていただくかどうかしないと。国体は、これは全国放送になりますから。まず、そっから先にテレビで中継されると思いますんで、会場として。

ですから、ここはどうしてもやっぱり撤去をするか、もしくは半分、全部落とすとか。もう人間の手で触れたら倒れる状態なんですよ、ここは。大阪とかで、学校で子供がブロック塀に、あれがテレビに出ていましたが、それよりもちょっとひどいです。もう10メートル、ここは倒れております、ブロックが。めちゃくちゃに倒れている、劣化して。ですから、ここに本部席とかそういうのを持ってくるわけですから。心配で、OWSができるような状態ではありませんので、ぜひともここは屋久島電工なりに相談して改修してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

一湊の海水浴場には、私も再三、夏場にも行きますけれども、ブロック塀があるなど

いうのはわかっていますが、こういう状態だということは、今、写真を見て初めてわかりましたので。

国体に向けて色々と相談をして、どういう方法でできるか、私どものほうで色々と検討したいというふうに思います。

○10番（高橋義友君）

ひとつ、よろしく願いしておきます。

次に、国体、OWS本大会に向けて、国体の準備室とか専門の担当職員を置く考えはないのか、お示し願います。

職員の配置表の資料なんかももらったんですけども、国体担当とか、そういうのは誰も出てこないんです。参事が1人、国体ちゅう名前をもらっているだけで、ほか誰も国体に携わる人がいないのか、そこあたりが全然こっちに伝わってこないもんですから。多分、本大会に向けては、かなりの仕事量が僕はあるんじゃないかと思うんです。ですから、そこらあたり、町長のほうで、教育長ですかね、どのような考えを持っているのか、お示し願いたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

今の御質問にお答えいたします。

国体担当の名前が職員の中にないということでございますけれども、今回の、機構改革そのものが、多くの人間で一つの事業に当たろうと。そうすることで、少ない職員で色んな現在の事業が十分にこなせるんじゃないかという発想のもとで行われております。

4月までの職員の担当を見ていただくとわかるんですけども、国体担当が、職員が2人、社会教育と社会体育担当がおりました。今回、そういう機構改革を受けまして、国体担当の参事を中心に、社会教育係、社会体育係、そちらの6人の職員が全て、通常業務と一緒に国体を担当するという形で対応しておりますので、苦しいですけども、何とか行けるのではないかと考えております。

○10番（高橋義友君）

苦しい立場なんだけどもこれでやっていくと、そういう意気込みは買いますけれども、担当課に無理が行かないように。私もOWSの実行委員の一人で、何回かOWSの会合には出席しておりますけれども、確かに、本大会に向けては色んな面からの仕事量がふえてくるという。窓口がどこかぴしゃっとしない限り、もちろん教育振興課が窓口になるということですけども、その中でもやっぱり、OWSの担当ちゅうのは参事の松田君でいいんですか。何かあった場合は、担当の松田君に言えばいいんですか。それとも、係長とかそういうのでできるのか。どうなんですか、そこあたりは。

○教育振興課長（計屋正人君）

4月1日付で国体特命参事を配置していただきましたので、窓口としては松田参事で

何も問題はございません。

ただ、教育長が答弁しましたとおり、社会教育係6名、それで足りない場合は、私も含めた教育振興課全員でやっていくということになりますので、松田参事のほうから、私ども教育総務係も含めたところに指示が参るといような形で考えてございます。

以上です。

○10番（高橋義友君）

きょうは13日ですか。あと、リハ大会までは24日、もう一月切っているんです。ですから、リハ大会とは、本大会と似たようなことをやっていって、色々な反省点が出てくれば、それを本大会に生かすのがリハ大会の目的です。まあ、してみなきゃわからないとは思いますが、少ない、限られた担当課の人数の中で精いっぱいやっていただきたいと思います。よろしくそこはお願いしておきたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

一湊入り口滝の川橋から湊橋までの環境整備について伺います。

この地区は昔から一ツ浜と呼ばれていて、ウミガメの産卵地でもあり、お盆行事などではドラゴンボート大会を開催するなど、一湊地区民の憩いの場として親しまれておりますが、ひとたび台風が来ると強い砂嵐に見舞われ、台風が過ぎ去った後は町道には砂が積もり、毎回ショベルカーで砂の除去作業をしている状態です。そして、遮光林として植樹したクロマツも枯れ、近隣の住宅まで砂嵐による被害が出ておりますが、何か対策は考えられないのか。

もう、ここ、ずっとこういう状況が続いているんです。区の予算ではどうにもできないことですので、これはもう町でやってもらわないと困るような気がするんですが、そこあたりの考えはいかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員にお考えがありますか。あれば、一緒にやりたいと思うんですけども。

まずは、私もいつもあそこを通過して、思うことは一緒でございます。風が強くて、台風のとかなんか、あの上のほうに住宅が今余りないから、まだ直接的な住宅への被害がないということですけども、道路にはもうそれはしょっちゅうです。台風に限らず、ちよっと強い風が吹いたりするとそうなる。

この場所については、これまでもクロマツの植栽を行っておりますが、御存じのとおり、季節風、台風、潮風等により、植物が育ちにくい環境にあります。また、土壌も海砂で栄養分に乏しいため、現在の状況で植栽を行っても、結果は同じことになると思われれます。

海岸防災林事業等、県の補助事業もありますが、事業採択基準を満たす条件がないため、補助事業導入は厳しいと思われれます。仮に、植物を植栽するには、土壌改良のほか、

植物を風、潮、砂から守る施設が必要と思われます。それらの人工物による施設によって保護するのか、他の植物を利用するのか、今後、財源的なものも含めて、集落の意見も聞きながら、総合的に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

なぜ、台風のために、砂嵐でそこに植栽している松が全部枯れていくのか。そこに生えている草なんかも、台風が過ぎた後はもう全部枯れて、塩害と砂嵐によって全部やられているんです。ということは、道路よりも高いところに砂を積まれているんです。一湊の入り口に行ったらわかると思うんですけども、西郷隆盛上陸の地の碑のちょっと先には砂が積まれています。それと、そこ一体は全部町有地です。あの道路も、下に行く道路も町道です。町道よりも砂を高く盛っているんです、ずっと向こうの岡橋まで。砂を下げない限りは、この状況はずっと続くと思うんです。ですから、積もっている砂を海に返すか、もしくは海側の防波堤をかき上げるか、もうそういう方法しかないと思いますけれども。

建設課長、専門的な立場からはどうですか、そこあたりは。

どちらでも結構です。

○町長（荒木耕治君）

議員の子供のころというのは、あそこ、松並みか何かあったところですか。私らの宮之浦も、海岸向かいには大きな松がずっとあったんですが、あそこら辺も昔は、一ツ浜のところは松林だったんですか。そういう状況であれば、松が育つということだろうと思うんですけども、なかなか今それは、何回植えても、シャリンバイ植えたり、色々なものを植えたり、何かこういうビニールの中に入れて植えたり、色んなことをしておりますけれど、今の話だとなかなか植えるということもう難しい。今、提案のありました、砂をとって道路より下げるという方向が、今思うことは、それが一番何か早い解決方法なのかなというふうに思っている。

一遍、現場をきちんと私も建設課と一緒に見て、どういう方向がいいか、これから少し時間をいただければ、検討したいというふうに。

○10番（高橋義友君）

この場所は、植栽をしたら育つんです。我々も十四、五年前から、私も一湊小学校のスポーツ少年団の指導者をしていて、子供たちと一緒に、そしてうみがめ館と一緒に、ウミガメの遮光林としてクロマツをずっと植えてきた経験がある、もう15年ぐらい。今、育ってんのが、もう、僕より大きい2メートルぐらいのが育っていますけれども、90%が要するに砂嵐でやられているんです、砂の影響で。だから、松は育つところなんです。実際に育っていますからね、10本ぐらいは。ところが、台風のために砂嵐でもってやら

れるもんだから、自然となって、今もう、要するに白骨状態です、枯れて。一湊に行きや、わかりますけども。大きくなったら、台風の砂嵐で、もう枯れていく、そういう状態がずっと近年続いているんです。

ですから、今、町長が言われたように、やっぱり道路より低く砂を持っていくか、何か対策をしない限り、僕はこれは解決はできないと思うんですけども。町長も言われたとおり、区と一緒にやっていければ、それが一番いい考えなのかなと思いますけど。

それから、そこには、さっきも言ったように町道が通っているんですけども、町道が通っているということは、当然、水が流れる用水路もあるんです。ところが、もう全部砂でもって埋もれて、用を全然足していないんです。ひとたび雨が降ると、その水が浜の方向に全部流れていくんです。ですから、浜が大きく陥没したみたいな状況になってくるんです。

道路の砂の除去作業はしても、水路の砂まで撤収するちゅうことは、今まで、かつて、していないんです。ですから、もう草も生い茂って、海側の歩道橋にしても、歩道橋の体をなしていないんです。海で泳ぐ人が歩道を歩いていくんですけども、歩道がもう土に覆われて、砂に覆われて、歩くところがないんです。

これは、その歩道の写真ですけども、砂と草に覆われて、要するに歩くところがないみたいな状況なんです。ですから、浜で泳ぐ人は、自然にここの車道を歩くような形になっているんです。ですから、そこらあたりも今後は検討に入れて対策をとってほしいと思いますが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

先程言われました、防波堤の件についてです。かさ上げ等、県と協議をしましたがけれども、保全対象がないということで、かさ上げできないという回答でございました。ですから、防波堤は、かさ上げは難しいということでございます。

ですから、今言うように側溝も埋めて、建設課長と、議会が終わったら現場を見に行き、そこでどういう方法がいいのか、区長さんも交えて、よければ議員も一緒に、現地で色々また、どういう方法がいいかを検討させていただければというふうに思います。

○10番（高橋義友君）

ぜひとも、そういう機会をつくってほしいと思います。

そして、道路と海側の防波堤の間には、我々が松を植栽しているんですけども、今言ったように、塩害でも出ているので、松が育たない。ですから、そこを道路よりもちょっと低く平らにして、そこに芝生を植えるなり何かして、憩いの場とか公園みたいなことはできないのかと。そうすれば、盆のドラゴンボートのそういう行事のときなども、

そこからみんなが来て座りながら応援もできると。そういう憩いの場にする考えもあるんですが、そこらあたりはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

いずれにしましても、現地を見て、一緒にそういうことも、可能性を探ってみたいというふうに思います。

○10番（高橋義友君）

もうずっとこのことは一湊区の懸案事項であって、本来なら区から要望が上がってくるのが一番いいことだと思うんですけども、声が聞こえないもんですから、今回、私がこうして一般質問という形でとらせていただきましたけれども。

一湊に入る入り口ですので、OWSにきた人たちは必ず一湊の松の中には入っていくと思いますので、そこらあたりも本大会、来年に向けて、できることから一つずつ解決してほしいと。

そして、ぜひとも区と一緒にやってこの開発をしていただきたいと、そういうことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩川俊広君）

13時30分まで休憩します。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、大角利成君に発言を許します。

○5番（大角利成君）

お疲れさまでございます。5番、大角利成でございます。令和時代の幕開けと同時に、新庁舎での業務が始まりました。真新しい議場での初議会、そして一般質問ということで、少々緊張いたしております。同時に、改めて議員としての責任を感じている次第であります。

さて、去る5月18、19日には、昨日、町長から報告もありましたが、またしても記録的大雨による被害を受け、自然の厳しさ、怖さを痛感させられました。梅雨に入り、また台風シーズンを迎えるに際し、これから先、災害発生の少ないことを願うばかりでございます。

通告に従いまして、旧役場支所庁舎の利活用について、屋久島のすばらしい海のPRについて、集落未来創生事業についての3件についてお尋ねをいたします。

まず、1点目の旧役場支所庁舎の利活用の件についてお伺いをいたします。

平成30年4月に定められた要綱に基づいて、屋久島町支所庁舎活用等検討委員会が設置をされ、宮之浦支所、安房支所、尾之間支所の空き空間の利活用に係るさまざまな見地から協議・検討がなされ、本年2月に屋久島町支所庁舎活用等検討委員会委員長より、町長に対して、支所庁舎の利活用に関する報告書が提出されたところであります。

報告書の中で、尾之間支所は全館空きスペースが生じることから幾つもの案が考えられるが、隣接の中央公民館や平内の民具倉庫もあわせて考慮し、5つの項目が提案をされ、迅速な対応・決断を求められております。

これらを踏まえ、支所庁舎利活用について、今後どのように対処していくお考えなのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えをします。

屋久島町支所庁舎活用等検討委員会は、平成30年4月に委員10名で発足をし、ことしの2月までに7回の検討会を重ねてまいりました。いただいた報告書は、宮之浦、安房、尾之間の各支所の現状や町民アンケート結果等も踏まえて取りまとめており、支所庁舎だけでなく、その周辺にある老朽化した施設等も含めた総合的な利活用など、一定の方向性が示されたものと理解をしております。

さきの議会でも御意見をいただきましたが、建物の所有者である町には貸す側としての責任がありますので、現基準における建物の耐震性や安全性、老朽化に伴う改修等の必要性も勘案した上で協議をしたいと考えております。これまでは庁舎建設推進室が中心となっていましたが、今後は関係課でさらなる協議を行い、地域の皆さんの声や費用対効果も念頭に置きながら検討してまいります。

なお、協議の状況については、その都度、情報提供をしたいというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

まず、冒頭にお尋ねしますが、尾之間の旧支所庁舎、そして宮之浦、安房も含めてですが、特に尾之間についてお尋ねいたしますけれども、庁舎の利活用に関する今後の所管課はどこなのか。そしてまた、建物の当面の管理は何課がするのか、お聞かせください。

○政策推進課長（松本 薫君）

尾之間の旧支所につきましては、政策推進課のほうで現在も管理しておりますし、当面、政策推進課のほうで対応いたします。

以上です。

○5番（大角利成君）

今後の利活用に関する検討も、政策推進課でやるということで理解いたしました。

町長、検討委員会から報告書を受けて、3カ月ほどが経過をしました。先程の答弁で、今後色々と協議をするというような答弁でしたが、3カ月を過ぎた段階で、内部で検討された経緯があるのか。内部に検討委員会なるものは既に組織をされているのか。あるとすれば、この間、どのような協議がされたのか、お尋ねいたします。

○政策推進課長（松本 薫君）

新庁舎に私ども移りましてから、早速、関係課長にまず集まってもらって、1回、会議をもう実施いたしました。今後は、私どものところの財産担当参事が事務局の担当として、係長級クラスの、まず協議を進めようということで、今月末には1回目を開きたいということで、今、調整に入っているところでございます。

関係課につきましては、総務課、私ども政策推進課、それと建設課、観光まちづくり課、地域住民課、それと旧庁舎の担当したところから1名出席していただくということで、今、調整に入ったところでございます。

以上です。

○5番（大角利成君）

何回か、関係者によって議論をしたというようなことで、今後の取り組みも少し、今、伺ったところです。

町長、本庁舎へ移行してから1カ月過ぎました。移行してから昨日までの間に、旧尾之間支所に足を運んだことがありますか。お尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

2回ほど、行ったことがあります。その足で、出張所も見てまいりました。

○5番（大角利成君）

現状を把握しているようですが、今の感想をお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

細部については見ておりませんが、今、引っ越しの荷物やら、残品といいますが、そういうものが置いたままになっているというのが、各階ともそういう状況。外壁とか内部とか、そういうものは詳しくは見ていませんけれども、聞くところによると、エレベーターの問題とか雨漏りの問題とか、色々あるようには聞いております。

○5番（大角利成君）

昨日も同僚議員からありましたが、この5月の連休のさなか、それ以前から、職員は本庁舎への移行のために日夜大変な努力をしていただきました。そのことは、私自身も大変評価をいたしております。

新しい庁舎に移行する段階で、そのときに在籍をするという職員は大変かとは思いま

す。そのことをば、幸せ、いい経験とよしとするのか、あるいは大変忙しい時期に嫌な思いをするのか、それは色々あると思います。庁舎建設は50年、いや100年に1回あるいはそれ以上なんでしょうか。

私自身も、旧屋久町役場の庁舎の関係で経験をいたしております。尾之間の駐在所跡に、木造の役場がありました。私が昭和44年に入庁したときには、そこでございました。その後、間もなく旧尾之間支所が完成しまして、そこに引っ越しをいたしました。当時は、書類等も現在からすると非常に少なかったと思いますが、大変な思いをしながら、また半面、わくわくしながら引っ越し作業をしたことを思い出しております。

今、私が旧尾之間支所、2回ほど用件がありまして、出張所の職員と一緒に入らせていただきました。そしてまた、地域住民も窓越しに見ているようであります。町長おっしゃいますように、まだ書類も残っておりますし、キャリーに書類等が入ったまま。そして、机、椅子等も放置をされ、整理がされていない状況であります。これを見たときに、地域住民からは、こうやって倉庫になっていくんだなというような声も実は聞いております。いやいや、そんなことはないですよと。職員も、今、移動したばかりで、これからきれいに整理をするはずですよというような話を私は事あるごとにしております。忙しいですけれども、中をある程度整理をすることで、また職員自身あるいは地域住民も、あの庁舎の利活用についての色々なアイデアも浮いてくるんじゃないかなと、このように思うところであります。

尾之間の旧庁舎の利活用について、町長が先程答弁をされましたけれども、実情を見、そして私のあるいは町民の思いを聞かれて、どのようにお思いでしょうか。いま一度、町長の気持ちをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

旧尾之間支所の建物は、4階町民ラウンジのガラス周辺の腐食に伴う落下の危険性や、増築部分のクラックの発生など安全性の問題に加え、3、4階の会議室や各階のエレベーター周辺の雨漏り、各窓枠からの漏水も頻発するなどから、かなり傷みがひどいと認識をしております。現状では、3階と4階に傷みが集中をしておりますが、雨漏りについては、現在使用している下のフロアにも影響を及ぼすことが懸念をされています。

また、3階、4階の空調は、全体の取りかえ時期が迫りつつありますが、他の設備においても同様で、経年に伴う劣化が危惧をされております。

エレベーターについて申しますと、ホールの漏水も、わずかですが発生をしております。現在のエレベーターは、平成5年に設置したのですが、5年後には部品の生産中止が決定をしており、その後の部品調達が不可能となってくるようです。漏水の件も踏まえると、今後の使用は限定的になる可能性が高いと思われまます。

以上、特に気になったところだけを申し上げましたが、外観から見た様子に比べ、実

際はかなり厳しい状況であると実感をしております。

しかしながら、旧尾之間支所は、図書室を含む中央公民館や保健センターなどが併設をされており、これまで地域の拠点としての機能も有しておりました。また、報告書においても、利活用について多岐にわたる提案がなされておりますので、今後とも十分に検討をするべきであるというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

町長おっしゃるとおり、見た目はいいんですけども、中身は大分傷んでいるところもあります。

先程、担当課長のほうから、少し今後のことについてお話がありましたが、時間がたてば、やはり支所庁舎の利活用、忘れられるんじゃないかという地域住民の声もあります。忙しいのは重々わかりますけれども、本来であれば、新庁舎建設とあわせて旧支所庁舎の利活用を検討するのが筋であったというふうに私もこれまでも申してきたところですが、今となっては仕方ありません。

ぜひ、早い段階で取り組んでいただいて、そして新しい庁舎もできた、尾之間のほうも少し交流人口も減って寂しくなってきたけれども、支所庁舎の利活用のおかげで、違った意味で活性化されたなというような声を私も聞きたい一人であります。

そこで、町長かあるいは担当課長でも結構なんですけど、これからの検討するということですが、いつごろをめどに利活用の方針を立てようと思っているのか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたけれども、現段階での大前提としては、建築確認申請では事務所としての届け出がなされていることから、事務所以外の活用の場合、建築基準法の規定により、基本計画の策定や構造計算など整理をし、用途変更の手続が必要となります。また、消防法などの他の関係法令も視野に入れておく必要がありますので、今年度末を目標に、一定の方向性を見きわめていきたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

正直申し上げまして、私が思っていたより、少し早い動きがあるのかなというふうに、今、答弁を聞いて思ったところです。ぜひ、早目に行動していただいて、そして南部地域の住民の代表であります区長さん方の御意見も聞いて、役場だけでやっても外には見えないわけでありますから、区長さんあるいは各種団体の方々の御意見も聞いて、動いているという、動き出したという姿をぜひ見せていただいて、住民の皆様を巻き込んだ形でこの支所をどのように使うかということで議論をし、早目の対応をお願いをしたいと思います。

2点目の質問に入ります。

2点目の、屋久島の海の魅力PRについて、考えをお尋ねをいたします。

屋久島の山岳部や里地の情報を発信する施設としては、町立の屋久杉自然館や県の屋久島環境文化村センター、そして世界遺産センターなど、比較的、他地域に比べて、施設整備がされているというふうに私は思っております。

しかしながら、海の情報発信施設としては、永田地区にうみがめ館が整備されているだけであります。

観光立島としての今後の屋久島を思うとき、屋久島の海の魅力をもっとPRすべきと思います。国立公園の海中公園地域指定もされている屋久島近海、天から与えられた海の恵、宝をもっと生かすべきと考えますが、町長のお考えをまずお伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

海を愛する一人として、屋久島の海はすばらしい海だと私は思っております。山岳部だけが注目をされますけれども、屋久島は海まで世界自然遺産なんだということを常々言っていました。その一つとして、世界自然遺産の、島の一湊の海水浴場を使ってオープンウォータースイミングをやろうという、それも、一つはそういう流れの中から出てきたことでもあります。ですから、そういう思いは、私の中にも十分あるということをお理解をしていただきたいというふうに思います。

屋久島近海は、黒潮の影響により、真冬でも海面水温が高く、日本でも有数の漁場が形成をされております。明治から大正の初期にかけて、カツオ漁やマグロ漁からトビウオ漁やサバ漁に変遷をし、岩礁地帯においては貝や海藻などの磯物やイセエビなどがとれ、古くから日々の糧を海から得ていたことから、屋久島近海の資源の豊かさと希少性は高く評価をしております。

観光面で申し上げますと、屋久島近海の魚種は約580種と言われ、白化現象による被害はあるものの、栗生沿岸、春田浜、一湊などで大規模なサンゴ群落が分布し、ウミガメやエイ、クマノミなどが優雅に漂うそのすばらしい海中景観や、ゼロ戦などの屋久島ならではのダイビングポイントを求めて、スキューバダイビングやシュノーケリングなど、お客様にも数多くお越しをいただいております。

屋久島近海資源のPRとしては、釣り雑誌やBSテレビで、イカ、ジギング、イシダイなどのポイントとして数多く紹介をされておりますし、15名の屋久島公認ガイドのホームページでは、アクティビティの紹介のほか、魚類・甲殻類などの屋久島の魅力を紹介をしています。また、屋久島環境文化財団では、平成21年度に屋久島の海辺ガイドを発行しております。

町としては積極的なPRをしておらず、議員の御指摘のとおり、未利用の観光資源の発掘につながることを期待をできますので、効果的な方法について、屋久島観光協会などとも連携をしながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

今、町長の思いを聞かせていただきました。町長が今申し上げましたように、屋久島は黒潮の本流が流れ込んで、魚の種類も多いということでございますが、そして、その暖かい海流がサンゴを育てて海中の形成をしているということでございます。いわゆる魚たちの天国になっていることは、皆さん、御承知であります。

もう30年近く前になりますが、過去に行われた全国魚種調査コンテストにおいて、屋久島近海が3年連続日本一になったことは、町長、御存じですよね。

○町長（荒木耕治君）

3年連続というのは思っていませんでしたけれども、1位になったことは知っております。

○5番（大角利成君）

現YNA Cの松本さんたちが屋久島に移住され、そして屋久島海洋生物研究会を発足させて、そして屋久島の近海で写真、それからビデオ、写真撮影による魚種調査コンテストに応募をし、その撮影地の主たるところは栗生の塚崎地区と大川の近海、そして一部春田浜の海域も撮影をし、その結果、1989年、3年連続、魚種調査コンテストで屋久島が日本一になったということでもあります。そのようにして、魚種が非常に多いところでもあります。

そして、先程町長が話されましたように、国立公園で海域が地域指定をされております。普通地域に中間地先から吉田集落地先の西部海域、そして尾之間、小島集落地先の海域、そして永久保集落地先の海域。そして、海中公園としては栗生塚崎地区海域と、それから七瀬、そして中間の海域の一部、これが海中公園として指定をされているようでもあります。このようなことも踏まえて、先程町長は、もっともっとすべきと、情報発信が少しおくられているというようなことをお認めになりましたけれども、私もそのように思います。

そこで、次の質問に入ります。

塚崎地区には青少年旅行村が整備をされており、町民を初め、島外から観光客等が利用をしております。屋久島独特の海岸線をなし、タイドプール等も多いことから、子供たちの学習の場としても活用されております。

この塚崎地区に、屋久島の海の魅力を情報発信する資料館なるものを整備することで、大川の滝、青少年旅行村、石楠花の森公園と一体化した観光スポットとして充実され、西部地域の活性化が図られると思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

青少年旅行村は、平成30年度、4月から10月に約2,200名の利用があり、町としては、指定管理者の委託先である栗生区の運営に支障が生じないよう、老朽化が進む施設の対

応を協議をしながら、円滑に運営をしているものと理解をしております。

議員が御指摘の栗生塚崎地区は、車道を含む海岸線の陸地が屋久島国立公園の第2種特別地域に指定をされ、また海域の114.4ヘクタールは栗生沿岸海域公園地区に指定をされ、サンゴ群落の発達のために厳正な保護を図るとともに、ウミガメは当然のこと、スズメダイ、ベラ、ブダイなどの100種を超える動植物の捕獲、殺傷または採種が規制をされております。

議員が御提案するミニ海洋展示館の整備については、自然景観や自然資源の価値を損なうような施設整備は慎むべきとの基本姿勢のもと、まずは現状のタイドプールを生かした自然水族館のすばらしい価値を生かして、ソフト事業の仕掛けを再検証してはどうかと考えております。

現状としては、トイレや案内板などが十分ではありませんので、必要な施設整備の可能性については、その内容や規模、事業効果などについて、栗生区や環境省、海岸管理者の鹿児島県、研究者、観光事業者と協議をしてみたいというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

町長、以前、一緒に奄美大島に視察に行って、奄美大島のほうで小規模な同施設を見せていただきました。あの程度の施設が私は屋久島にも必要かとは思いますが、何せ財政力に乏しい我が町でありますから、理想はそうですが、もう少し小規模な施設でもいいのかなと、このように思っている一人です。

お聞きしますというと、自然の魚を水槽等で飼育する場合、寄生虫の問題があって、水槽に入れるまでにその対策が大変だと聞いております。人間がそういう施設を見る場合、水槽での実物の魚等を見るのが最良だとは思いますが、しかし、施設投資の問題あるいは日常の維持管理費を考えると、少し難しい面もあるのかなと思うところもあります。

現在のすぐれた写真の技術あるいは動画等の技術を生かして、そのような海中を紹介する施設ができればなど、このように日ごろ考えている一人であります。観光立島として今後の屋久島を考えると、また観光客を初め屋久島町民の学習の場として、屋久島近海の海を理解していただける施設として、海洋資料館なるものを整備をする必要があるのでないかと、このように思います。

私の構想では、青少年旅行村、塚崎の岬のほうに、現在、塚崎展望広場がございます。場所として、私はそこが適地かなと思います。先程、町長は、タイドプールを使った自然の学習施設を主にと申されましたけれども、私は、これはこれまでやってきたものであり、やはり海に入れたい人たちにも海の中を紹介する、そんな施設として、今回、このミニ海洋施設の建設を提案をしているわけでありまして。

旅行村の岬にあります、現在、夕日の丘展望所ということで、先般行ってみたら、夏

場に向けての準備でしょうか。きれいに整備がされております。残念ながら、夕日の丘展望所としておりますけれども、町長、御承知のように、樹木が生えて、あの地からは水平線に沈んでいく夕日を拝むことができません。かといって、あそこの樹木を伐倒すると、自然景観が非常に悪くなるというふうに私は思っています。

私は、あそこに、コンクリートでもいいでしょう。屋久島にそぐわないと言われるかもしれませんが、2階、3階の建物をつくって、そして屋上から夕日の展望、そして背後の屋久島の連山を見る、そういう展望所を兼ねた海の自然をPRできる施設を栗生にぜひつくるべきだというふうに思っておりますけれども、再度、設置についての町長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が申し上げることは、なかなかすばらしい提案だというふうに思います。ですから、先程も申しましたけれども、その塚崎の鼻を含めて、あそこら周辺をどういうふうにしてつくっていくかということを、まず栗生の区とか環境省あるいは県とか、色々な方々の意見を聞いて、そこから色々議論をして、どういうのがいいのかということとでございます。

今、写真でインスタ映えという、私はやらないですけども、そういうふうにして、みんな夕日のスポットとかそういうものを撮ってよく上げているというのがありますので、屋久島にも何カ所か夕日のスポットというのがありますけれども、やはりそれは数あったほうがいいに超したことはありませんので、いずれにしても、少し内部で色々協議をさせていただきたいというふうに思います。

○5番（大角利成君）

屋久島は世界遺産の貴重なブランドであり、そして屋久島には森を大事にしてきた文化がある。屋久島は人気のある旅行先だけれども、ベストセラーよりもロングセラーの旅行先になるようにという言葉がニ科尔氏が残しております。

町長、ぜひ、公園地域指定もされておりますし、施設整備には色々な問題があると思います。先程、町長が申されたように、関係機関と協議・調整をしながら、私は、即できる施設ではないというのは重々理解しております。ぜひ、私が今申しあげましたようなことで動き出してほしい、まずそのことを町長にお願いし、町長自身、頭の中で整理をしていただいて、そして将来に向けて構想を練っていただければと、このように考えるところであります。

前回の同僚議員の質問の中で、西部地域、栗生、中間への交流人口の増についての御質問もありました。昨日の同僚議員の一般質問の中で、町長は次期町長選挙へ3期目に向けて挑戦するという決意をお聞きいたしました。どうか、栗生、中間そして永田地区を含めた西部地域の活性化についても、いま一度検討していただいて、できれば次の選

挙の公約にぜひ入れていただいで地域活性化を図っていただきたいと、このように思いますが、最後にもう一度、町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

海からつながってきた話ですから、屋久島は、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークというのに再登録をいたしました。エコパークの中で、海が入っている登録地は、この屋久島だけでございます。ですから、そういう意味では、海を含めたところでエコツーリズムをやっていくというのが屋久島の進むべき道でもあるわけです。

ですから、そういう意味にかけては、今後、中間、栗生、永田、口永良部島を含めて、そこら辺の交流人口をどうつくっていくかというのも大きな課題だろうと思いますので、それが実現をできるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

以前の屋久島の観光を申し上げますと、貸し切りバスで栗生の大川の滝まで行って、そして平内の海中温泉等を見学しながら帰るというコースが多うございました。ここに来て、原地区の千尋滝の林道が開設され、千尋滝が主流になりつつあって、なかなか栗生、西部地域へ貸し切りバスが行くというのが少なくなったように私は思っております。

また次の課題でもありますけれども、私たちは、さきにおいて、以前、西部林道の拡張工事に反対し、今のような状況になっております。これが、変わって、屋久島一周、大型バスで一周できるようになれば、また西部地域への入り込み、交流人口もふえるんでしょうけれども、今のところはそれも見込めません。しかし、私が申しあげました栗生塚崎地区のこの海のPR施設をつくることで、また西部の地域の活性化が進むことを私は確信をしております。どうか早い時期に検討していただいで、できれば、このことが実現するように期待をするところであります。

最後の3点目の質問に入ります。

本年4月から10カ年間の振興策としての、屋久島町の第二次振興計画がスタートいたしました。重点目標で、「住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げております。まさにまちづくりは、集落づくり、むらづくりとひとづくりでございます。

本町がこれまで実施してきた集落支援事業としての集落未来創生事業の実績をどう捉え、どう評価しているのか、お伺いをいたします。

○町長（荒木耕治君）

集落の未来創生事業は、平成27年度まで実施をしていた、むらづくり活性化事業にかわり、平成28年度から実施をしている事業であります。

事業内容は、集落振興事業と集落創生事業に分け、集落振興事業については、総額160万円を年間10万円単位で集落の裁量で分割して助成することとし、むらづくり活性化事業より各集落が利用しやすいように自由度を上げ、集落創生事業については、屋久

島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に連動して集落が行う事業に対して、1年間の総額100万円を申請集落で分配して助成することとして、新たに運用をしております。

実績をどう評価しているかとの質問ですが、平成28年度から平成30年度までの3年間の各集落の事業の実績を見ますと、集落振興事業については、集落で利用する備品の購入や防犯灯の購入、公民館の改修など、各集落が実施する、集落が今一番優先すべき事業の貴重な財源として利用されていると考えております。公民館の修繕費については、本来、町がやるべきところを集落にやっていただくことで、時間的には早く、費用的には安く済むという効果もあると思っております。

集落創生事業についての実績では、平成28年度が2集落、90万円、平成29年度が3集落、90万円、平成30年度が2集落、59万円の助成を実施しています。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、桜の植栽事業や公園整備など交流人口の増加を目指した事業と、婚活事業のように定住人口の増加を目指した事業の2つのタイプで利用されております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に連動した事業という要件が集落によってはハードルとなっており、一度も申請をしない集落も多くありますが、本町においても急激に人口減少・少子高齢化が進む現況の中で、各集落がそれぞれに知恵を出し、交流人口の増加や移住定住人口の増加といった地域の活性化につながる事業を工夫をして取り組んでいくことは必要であると考えており、集落の将来を集落に考えてもらうという面でも効果があるものと考えております。

○5番（大角利成君）

るる説明を受けました。本事業は、町長が今おっしゃいましたように、旧屋久町で実施をしていたむらづくり活性化支援事業がもとであります。旧2町の合併を協議する折に、合併協議会の下部組織として、両町住民代表で組織をする住民委員会が設置をされ、両町の現状調査と各種実施事業の分析を行いながら、両町まちづくりの取り組みの施策と方向性を検討し、新町将来構想を策定して合併協議会へ提言がなされました。このことは、当時、町長も合併協議会の委員でありましたから、よく御承知のことと思います。

旧屋久町でむらづくり活性化支援事業としてスタートした事業であります。実は、鹿児島県の新農村振興運動によるむらづくりの重点地区の計画書を作成をした時期がございました。旧屋久町は、それ以前に16集落に活性化計画書をつくらせ、その中で集落を行政が支援するというので、このむらづくり活性化支援事業ができ上がったのであります。私も、縁あって、そのとき担当係長をしておりましたから、中身はよく理解しているところであります。

本創生事業につきましては、今申し上げましたように、屋久町のむらづくり活性化支援事業を継続する形で実施をされておりますが、町長申し上げましたように、各集落が

話し合い活動により、そして集落の問題提起をし、知恵を出し合って、集落活性化のために事業を展開するものであります。このことは、よく理解しております。

当時、屋久町のむらづくり活性化支援事業を活用いたしまして、南部地域では各集落が各住宅の庭先に花づくりを推進し、そして県道、町道に花木の植栽をし、それが今、ハイビスカス、アジサイ等、南部地域には残っているところであります。北部地域も一緒かと思えます。昨日も、あるいは前回の議会においても、花づくりのことは提案をされておりますけれども、このようなことで現在の状況が残っている。この事業については、全集落が大変ありがたく思っている事業だと私は思っております。

この事業は、令和2年の3月31日で条例が時限でありまして、失効予定であります。私自身は、ぜひこの事業を継続すべきというふうに思っているところですが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

結論から言いますと、継続、何らかの形でしたいというふうに思っておりますけれども、それまでに内部で色々、どんな形で来年度以降、助成を行うことがいいのか、今、少し色んな方とも話をしながら、何とかいい方向で結論を出していきたいというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

昨日も町長が申し上げておりましたが、長島町のこともあります。私も数回、行ってまいりました。造形展も始まり、そして、そこに多くの方が来島、来町いただく。そのようなこともあって、私どもが旧屋久町で花のまちづくり事業を始めた。そのころに、一緒に花づくり運動をしたというふうに私は記憶をしております。

旧屋久町の過去のむらづくり活性化支援事業の内容を申し上げますという、町が集落に対して交付をする金額のおおよそ2割程度は花づくり事業に使ってほしいというようなことを各集落にお願いし、当時、一番金額が低いときに、50万円でしたから、10万円はいわゆる花のまちづくり事業推進に充てて、あと40万円をほかの事業に充ててほしいと、このようなことで取り組んできて、今、少しその実績が残っております。

そして、当時、集落で対応できない、湯泊・中間間のいわゆる旭地区につきましては、職員が仕事の合間を見て植栽に行きました。そして、栗生の塚崎周辺から大川の滝についても同様に、県の道路敷の使用許可を町でいただいて、町の職員が植栽をしたこともありました。残念ながら、鹿の被害に遭い、ほとんどが枯れてしまって、その姿を見ることができませんが、そのようなことで花づくりもやってきた経緯があります。

ぜひ、このむらづくり、未来創生事業、継続させていただいて、少し中身も変えて検討させていただいて、この財源をもとに花いっぱい運動ができればなと思うところがございます。ぜひ検討をしていただきたいということをお願いをして、今回の私の一般質問

を終わりたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時40分より再開します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

午前中の石田尾議員の質問に対してお答えいたします。

本庁舎には、燃料タンク1,950リッターの重油を備えております。出力が143キロワットの発電ができるようでございます。

これで運転しますと、時間にして63時間程度は動くことになります。出力を下げても消費量を下げれば、72時間は行くんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまでございます。ことしは、梅雨入りとともに、サネンバナ、別名（サレンバナ）、月桃の白い花が方々で咲き誇っているように思います。やたらと目に飛び込んでくるような気がいたします。何年にもわたり、同じ場所で毎年変わらずに咲いていたので、余り気づきませんでした。人の視点のありよう、目線のありよう、まことに不思議なもんだなと感じております。これ以上の豪雨災害がなく、穏やかに梅雨明けをしてほしいものであります。

許可をいただきまして、一般質問をいたします。

今回の私の質問項目は、大きく分けて2点であります。

1点目は、公共交通機関の整備・拡充について、2点目は、口永良部島の復興・振興策についてであります。

まず、1点目の公共交通機関の整備・拡充について、具体的には新たな公共交通サービスの提供についての見解を伺いたしたいと思います。

本町においても、過疎・高齢化あるいは独居老人の増加、高齢者の運転免許返納等に伴い、いわゆる交通弱者、買い物弱者は今後さらに増加の一途をたどることは間違いありません。地域住民の移動手段を確保するために、町民が利用しやすいバス路線のあり

ようや、コミュニティー巡回バスや乗り合いタクシーの導入など、具体的に検討すべき時期に来ているのではないかと思います。町長の御見解をまずはお聞かせください。

○議長（岩川俊広君）

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをいたします。

本町では、独居老人の増加、高齢者の運転免許返納等に伴う交通弱者や買い物弱者の救済策の制度化を検討をしております。その結果、議員も御承知のとおり、平成30年5月に屋久島町高齢者バス利用カード交付要綱を制定をし、高齢者の経済的負担の軽減と社会参加を助長するための仕組みとして、種子島・屋久島交通株式会社の御理解と御協力を得て制度化に至ったところであります。

この高齢者バス利用カードは、年間4,000円の個人負担で、島内一円路線バスが乗り放題というものです。利用者から大変好評をいただいております。現在、カード交付者は442名となっております。

町としましては、まずはこの新しい制度をより普及させ、利用者の声や状況を把握しつつ、そのありようは利用者にさらに寄り添えるようなものになるよう、関係機関との協議を継続していきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

今、町長が答弁された高齢者の有料バス制度自体は、大変理解しておるつもりでおります。一昨日、その前でしたか、私が住む一湊でも、公民館長さんが防災無線で、交付しますので希望者は公民館に来てくださいみたいな放送を盛んにされておりました。

それはそれで大変ありがたい制度だなと思うんですが、一方では、朝、行くときはいいんですけど、帰りのバスの時間が合わない。要するに、そんなにたくさんないという声をよく聞きます。

それ以外にも、高齢、あれは75歳からですか。何歳からですか、あれは。70歳。それにまだ届かない方で、もうちょっと若い方で、要するに免許等がなくて、どうも不便だという声を最近よく聞きます。まだまだ屋久島の場合は、観光客用のバス路線あるいは住民の生活の足としてのバス路線というのがどうもこう、すみ分けをされているのかどうかよくわからないんですが、非常に場所によっては便数そのものがすごく少ないような気もしております。

例えば、きのうたまたま私、確認のために調べたというか、ちょこっと寄ったんですが、宮之浦港から出てきます。ちょうど文化村センターの前を通過して、県道に出て両サイドに、西と東に分かれていくんですけど、宮之浦の市街地あるいは安房方面に行くのは15便ぐらいあります。ちょうど観光センターの前の停留所で数えたんですが、それと、

今度、まつばんだ交通さんなんかは白谷に単独で行く路線も4つぐらいありますか。どうかすると20路線ぐらい、朝から晩までずっとあるわけです。遠くは栗生の大川の滝が終点のバスもあります。

一方、一湊経由、永田になると、行きも帰りも6つしかないんです、6便。上り下りと言っていいのかわかりませんが、行きも帰りも6便しかなくて。これじゃあ、色々そういう声が出るのも無理ないなと思ったりするんですが。

そういう意味では、年間、高齢者の方にそういう形でバスの有料バスのカード、そういうのを配布することによっての経済的な負担もあるんでしょうけど、そういう意味での地域のコミュニティバスというんですか、乗り合いタクシーというんですか、そういうことがそろそろ話題になってきてもいいころじゃないかと思うんですが、そういう声というのは届きませんか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

私個人は数名の方からそういう話を聞いておまして、そろそろそういう時期なのかなという話は、その方たちとはしたことがあります。

○14番（寺田 猛君）

非常に難しいと思うんですが、屋久島の場合は、丸い島で、路線が1本で、行って帰ってというふうになってくると思うんですけど。

集落の中で、一通り買い物ができる商店というか、お店屋さんがどんどん淘汰されて減っていくあるいはなくなっていく、そういう中で、買い物一つにしても大変、逆に不便な時代になったなというふうに実感をするんですが。例えば、宮之浦でさえ、薬局がなくなって久しいです。五、六年になりますか。三、四年ですか。目薬一つ買うのにも、要するにこの空港周辺のドラッグストアまで来なければいけないという現状が北部のほうではあるわけです。安房はまだ民間の薬局、個人商店の薬局屋さんがありますけども。そういう形で、車を自由に使えない人たちにとっては非常に住みづらい環境にある。ますますそういうふうになっていくんだろうなという気がします。

一方で、福祉バスあるいはコミュニティーの巡回バス、先程も出ていましたけど、もっと突っ込んでいくと集落でコミュニティーのバスを運行できるような、しなければいけないみたいな時代がひょっとすると来るんじゃないかなというふうに思います。先程の同僚議員の一般質問聞いていて、そういうことも思ったんですが。許認可の問題も当然あるでしょうけども、例えば永田、例えば一湊、午前中、宮之浦あるいはここの役場まで来て引き返す便、昼からも行く便、そういうことは、集落の自治として運営するような時代が一方ではそこまで来ているんじゃないかなというふうに思いますけども。例えば長期振興計画の資料なんかも見させていただくと、アンケートで要望みたいなものも散見するんですが、そういうことについて具体的な要求とか要請とか、テーマとか提

案というのは、まだまだ届いていませんか。どうですか、そこら辺。

○政策推進課長（松本 薫君）

今おっしゃっていただいた、まちづくりミーティングでもかなりの、やっぱり出ました。それと、今回の福祉バスを導入する際に、一番近いところで、西之表市がコミュニティバスとタクシーのほうを実施されておりましたので、そちらのほうも随分参考にさせてもらいました。

それで、さっき議員おっしゃるように、少し島の形態が違うもんですから。こういう、ぐるぐる回る路線だと非常にやりやすいんですが、直線ですので、少し難しいねということもありました。

それと、やはり財政的に相当無理が行きそうな、西之表市を見ましてもかなり負担しておりますので、そういうことから、今回の福祉バスを導入したというような経緯がございました。

ただし、声としては十分届いております、こちらのほうにも。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

これはすごく縮小された例なんですけど、口永良部に先般行ったときに、湯向の方が、自家用車に「KEIBUN」って横文字で書いているんです。ケイブンって何かなと思って聞いたら、昔あった、町長も覚えがあると思うんですけど、民宿の恵文さん。恵文。その主人が、太陽丸の着く時間に軽乗用車を出すというか、交代で運転しているみたいですけども。宅急便、あるいは受け取ったり出したり、場合によっては人も便乗したりとあって、そういうことをしているんだと言うんです。ああ、いよいよそこまで来たかなと。ああいう小さな、何世帯の集落の中でそういう取り決めをして、まあ、善意でやっているのかそこら辺、お金のこととか許認可はよくわかりませんが、そこまでもうやかましいこと言わなくても、必要に迫られて恐らくやっているんでしょうけども。

そういうのは、もう屋久島でも、私が住む一湊でもそういう声、よく聞くんです。「猛、もう娘から免許証取り上げられたがよ。どうかならんけ」とかみたいなことを言うわけです。あした出ると思いますけど、病院も閉鎖したり、もう目に見えてそういう現実が一方ではあるというのをすごく感じるもんですから。

ある意味では、先程、政策推進課長が答弁されましたけど、町に言うよりも、集落の実情に合った、集落で運営することに対して町から何がしかのお手伝い、知恵をいただくとあって、そういう形のほうが現実的かなと思ったりしますが、一方では、そういうことがもう確実に起きているなというふうに感じます。

見ていますと、これはこういうところで言っているのかどうかわかりませんが、徳洲会病院が患者さんを送迎します。朝、待っています、路線バスが出た後、9時ぐらい

ですか。施設に預けている家族の方だとか、自分が病院に行く人だとかというのが乗っています。乗り降りも待っています。それにこうして、いいのか悪いのか知りませんが、ついでに買い物もされたり用事済ませたりもするんでしょうけど。

そういう病院の送迎バスがあり、子供たちのスクールバスも一定の決まった時間に出る。かなり大きな車に、そんなに子供は乗っていない車でも走る。町のあれで当然やっているんですけど。そういうものをリンクさせた中で、高齢者、買い物弱者、免許返納者、そういう人が乗れるシステムみたいなものを一方では構築していかないと、ますます大変な時代が来るんじゃないかな。10年先、20年先には間違いなくそういう時代が来るなというふうに思うんですが、ぜひ少し研究をしていただいてやっていかないといかんんじゃないかなと。

私は60ちょっと過ぎましたけど、もう10年先あるいは15年先では、私も同じ立場に多分なるんだろうと。皆さんももう、病院とスーパーの近くにずっと暮らす人はいいでしょうけども、それ以外の人はみんな、宮之浦だって、深川とかああいうちょっと川からこっち側に住んでいる人は、買い物一つ行くのにも病院行くのにも大変な時代が、もうそこまで来ているんじゃないかな。それはもうお互いにそうだろうと、屋久島に住む以上は。

だから、そういう公共交通機関と行政とが、地域の実情に合った公共交通みたいなものを築き上げていく研究、努力をすべきだと、最近そういうことをすごく思うもんですから、あえて問題提起しているんですけども。そういう時代が一方では来ているような気がしますけど、いかがですか。

○政策推進課長（松本 薫君）

先程、議員のほうからもありましたが、乗り合いタクシーの先程の例でいう西之表については、運営自体は協議会が行っておりますが、実際、運用といたしますか、タクシーが動いているのは校区単位ぐらいで動いているようでした。ちょっと不勉強で、正確ではないんですが。そういう動き方のほうが運営をしやすいのかなと思って、実は拝見したこともありました。

今後、今、西之表さんが負担している費用が、福祉という面で多額なのかどうかというのも考えものだなと思いましたが、先程、町長の答弁ありましたように、まずは福祉バスのほうで運用して、少し様子を見たいというようなところでスタートを切ったところでございます。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

私の家の裏なんか、よく社会福祉協議会のバスが来たり、愛心会の小型の車が来たりして、対象者を乗せて、「おばさん、きょうはどっち行くのね」って、「きょうは福祉

センターよ」「きょうは愛心会よ」とかといって毎日のように乗りかえて、そういう路線というのも一方ではきっちりあるわけです。施設行って、ついでに買い物してはぐあい悪いのかもしれませんが、そういうのは走っているんです。もちろん幼稚園のバスも来ます。福祉のバスも、スクールバスも、病院のバスも。そういうのは事細かく、県道じゃなくて、中まで結構入ってきて人を送迎している。ああいうのに、買い物弱者と言われるような、あれば、そういうのに乗ったりできないのかなと一方では思ったりして。幾つも走っているんですけど、結構便利の悪いのもいっぱいあったりして、そういうこともぜひ屋久島の中では考えていかないと。どうもうまく、まあ、許認可もあって、誰でも彼でも乗せちゃいけないというのも当然あるんでしょうけど。そういうことも、お互いに研究対象だろうなというふうに思います。

調べてみると、コミュニティバス一つだけでも、もう幾らでも出てきます、ネットで調べると、地域の実情に合ったような形で。きのうでしたか、ちょこっと新聞、よく理解できなかったんですけど、与論島で、何かネットでこうすると素人の人でも観光客を送迎できるんだ、何かそんなのがあって、ええっと思ったんですけども。そういう形で、公共交通機関のありようみたいなものがどんどんさま変わりしていていると思いますので、お互い、研究の対象になるんじゃないかなというふうに思います。そういうことをいち早く打ち出せば、屋久島のまたネームバリューも上がるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ研究していただきたいなと思います。

2点目に移ります。フェリーの定期航路であるフェリー屋久島2のことにしてお尋ねをしたいと思います。

これは共通理解ですからあれですけど、平成5年だと思うんですが就航して、26年になります。何でもそうですけども、年数とともに劣化して、それに伴うことかどうかはよくわかりませんが、きょうも欠航というようなのも日によってはあったりするみたいですが、そろそろ話題として、定期フェリーの新船みたいなものをどういうふうにお考えか、ぜひ町長の見解をお聞きしたいなというふうに思います。

○町長（荒木耕治君）

フェリー屋久島2の新船建造については、公式な形ではありませんが、過去に折田汽船から伺った経緯はあります。その後、数年が経過をしており、具体的な計画の情報がないのが現状であります。

近年の乗船者数の減少や、燃料費の高どまりが続いていることが大きな要因の一つではないかというふうに推察をしております。

○14番（寺田 猛君）

2008年ごろだと思うんですけど、フェリー屋久島2の航路存続を実現させようという看板が、ちょうど、もうちょっと先の旧本庁、あそこの角にもあったり、シーサイドホ

テルに上がる、港のどっかあそこら辺にもこういう看板、見覚えありますよね、皆さん。フェリー屋久島2の航路存続をさせようという、こういう看板があった時代もありました。約10年ぐらい前だと思うんですけど。その後、市丸グループが折田汽船の救済に入って、持ち直したというのはあると思うんですが。

民間の船会社とはいえ、屋久島にとっては何物にもかえがたい定期航路でありますし、人ももちろん乗りますし、貨物もその7割から8割方、生活日用品はほとんどそこじゃないでしょうか。そういう形で頼っていると思うんですが。

船というのは、町長はものすごく詳しいと思うんですが、船齢、船の年齢、20年超えるるとというのは一方ではきっちりあると思うんですけど、そういう意味では、地元自治体として船会社に、どうなっているんですか、計画はどうなんですかということぐらいはどんどん僕は言ってもいいんじゃないかなと思いますけど、そこら辺は町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

昨年も、フェリー屋久島2の折田の社長が、夏前に子供たちの優待券を持ってきてくれます。そのときにお会いしたときに、新船の計画はどうなっていますかということは昨年もお聞きをしました。つくらないとは言わない。つくります。だけど、いつつくるとは、またこれもはっきり言わない。つくる計画はあります。会社の状況はどうなんですかと言ったら、いや、もう借金はほぼ終わり。だから体力はついてますよみたいな話もします。

ですから、航路撤退するという、今、議員が言うような、そういうことは今はないんだろうなと。つくる方向で色々、どういう資金的な手当がいいのかということをも多分模索しているのかなというふうに、これは私の個人の推測ですけど、そう思っております。

○14番（寺田 猛君）

フェリー太陽、平成8年でしたか、9年でしたか就航で、もう二十数年になる。20年過ぎたら劣化が厳しくなって、船の船底というんですか、横の劣化も進行するあるいはエンジンの部品の交換がなかなか5年更新で難しいというのは、これはきっちりした理由があって、自治体としては、新船をつくるあるいはつくらざるを得ないんだという、そういう大義名分が一方ではある。民間の航路とはいえ、屋久島にとっては非常に命綱である定期フェリーが、26年、もう何かかんかするとすぐ30年来ますから、やはり。民間会社ですからそれなりの理屈はあるんでしょうけども、地元の町として、やはり時代に合った、より快適な、欠航の少ない、雨にも風にも強い船をば就航するように努力してくださいよというのは、町長としてどんどん言うべきだろうなというふうに思います。

当初から、余りにもデラックス過ぎて、今の船は。ちょっと身の丈に合わないなというようところが一方であったと思うんですが、それと私はよく理解できないんですけ

ど、町長は御自身で船も持っていられっしゃいますからよくわかると思うんですけど、宮之浦港の改修そのものが、火ノ上山埠頭の豪華客船というんですか、観光船用に沖堤を改修したりというのがありましたよね。それと、フェリーが北西の風が吹くときの沖堤の位置あるいはあったほうがいい、ないほうがいいみたいなものの中で、どうなんでしょうか。もうちょっとコンパクトで足の速い船だったら、そんなに港をいじらなくても、入港するときの支障があるとかないとかって、そこら辺の折り合いとか兼ね合いみたいなのはどういうふうになっているんですか。もう一通り終わったんですか。

○町長（荒木耕治君）

平成5年にフェリー屋久島2が就航したんです。私が議会に出る前に、議員の皆さんが要望に行って色々やられたという話は聞いております。

私が議会にいたころは、逆に、折田のほうから乗ってくださいよというお願いを受けました。船、新しいのをつくってくれ、つくってくれというから新しいのをつくったけれども、屋久島の人にはなかなか乗ってくれない。というのは、高速船が走り出したからなんです。ちょうど平成5年に高速船が走り出して、もうみんな高速船に乗って、フェリーに乗らなくなった。ですから、その当時、議会で行われたのは、役場の職員もどっちかはフェリーに乗ってくださいよと、高速船で行き来をせよとという、そういうのを言われた記憶もあります。

ですから、今、少し足の速いそういう船をつくってくださいと言っても、やはり2時間を切る船というのは恐らくできないでしょう。そうしたときに、じゃあ、その船をつくる、そんだけお客さんが乗ってくれるかという、これは会社側のこともあると思います。ですが、私どもは、生活航路としてあの航路はどうしても必要な航路ですから。そういう面では、私も、それは今からも行きますけども、議会も一緒に、鹿児島へ行く機会があったときにぜひ折田の本社に行って、そういう話もまたしていただければというふうに思います。

港のことですけれども、今年度で東の宮之浦港の中にあったケーソンが60メートル、1函15メートルですけど、2函が移設をして、今、火ノ上山の突堤。今、ここが何もなくなったわけですよ、移設をして。そして、フェリー屋久島2の会社と、この間行ったときも話をしたときは、北西の風で着けられないというのはあったんです。今は、東からのうねりが入って入れないちゅうんです。台風が来ると東のうねりが入って、着けると、もうロープが切れる。要するに、静穏度が悪くなったということなんですよ、その2函をとったら。

ですから、静穏度を保つように何とかしてくださいというのを、フェリー屋久島2からも言われましたし、実はこの間、今、高速船が、安房港の水深が浅くて宮之浦港に入っていますけれども、その前も大しけのときに東からの風が強くて、安房港に入れずに

宮之浦港に入れた。そして、宮之浦港に入れたけれども、宮之浦港の静穏度が悪いので、空で西之表へ持っていった。それでまた朝7時を出すために、西之表からまた走ってきて朝一番を出したと。そういうふうに、静穏度が悪くなると、これ、朝出しをもう欠航するしかありませんよと。要するに、往復の燃料代が相当、何十万円かかるという話で、そういう話です。

ですから、今、県にも、そういうことで静穏度を。北西からののは、もうとまっているんですよ、今、港は。ただ風があると着けられないというので、折田はスタビライザーが小っちゃくて、馬力が小っちゃいで船寄せられないだけで、それはもう操船技術的なものですから港のあれとは関係ないんですが、うねりはどうしても、静穏度が悪いというのは、東系の風というのが、今、悪いというのが一番なんです。高速船もそうですから。

ですから、この間、屋久島事務所と話をしました。静穏度が悪いので、何とか静穏度を保つようにしてもらえませんかという話をしたら、要するに、港は小っちゃくて、なぜこれを外したかというのと、出入り口を広くして安全に入れるように取ったわけです。どこでもそうなんだけど、間口を広げると必ず今度は静穏度の問題が出てくると。だから、そうするとまた今度は静穏度のことをやらなければいけないんだということは言っておりましたんで、今、県にもそういう話はもう投げかけてあります。東の防波堤をもう少し伸ばすとか何かどうするのか、それは県のほうで、また町と一緒に色々と勉強しながらやっていかなければいけないことだというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

そうすると町長ということですか。要するに、宮之浦港の静穏度を保つ整備そのものが最優先されるというふうに理解していいわけですか。それは、火ノ上山埠頭も含めて、静穏度を保つための整備を急ぐべきだというふうに解釈していいですか。

○町長（荒木耕治君）

いや、1回欠航しても、そういう理由は言うわけです。ですから、港の静穏度だけが理由で欠航したのかというのは、これは定かじゃない。だけど、それが欠航の一つの要因にはなっていますよということは言われるわけですから。それは、今の現況の船だからがぶるかもしれませんが、もうちょっと小さくコンパクトになれば、そういうのは下げられるかもしれません。

フェリー太陽だって一緒です。口永良部も走れるけれども、着けられないというのは、静穏度が悪いからで、走るの走るけれども、接岸できないということですから。ですから、やっぱり港の静穏度を保つというのは、もう同時にやっていかなければいけないことなのかなというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

いずれにしても民間航路ですし、そういう形で少しずつ言っていっても5年、10年恐らくかかるでしょうから、そういう意味では港の整備そのものが直接言いやすいですし、事業そのものとしては有効だろうと思いますので、そこら辺も含めて、ぜひそういうことを着実に進めていただきたいなというふうに思います。

私どもみたいに離島に暮らす者にとっては、航路、海路、何物にもかえがたいものがありますし、日常的には余り不自由は感じないんですが、やはり急を要するときだとか、3日も4日も欠航すると物資も不足したりして、かなり孤立感みたいなものを屋久島に住んでいても感じる時がありますから。欲を言ったら切りがありませんけど、そういう形をぜひつくっていただきたいなと。折田汽船には、色々な意味で屋久島の人たちは、特に一湊、口永良部も含めてなんでしょうけども、御縁がありますし、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

確認ですけども、高速艇を就航させることによって、サービス基準の何のかんのか、一方では定期航路の客船を置きなさいみたいなのがありましたけど、そういうのはもうないんですか。どうなっている。

○町長（荒木耕治君）

それは、今も現存をしております。年に1回、そういう航路見直しが来ますけど、私どもは、町はそれに同意をせずに、必ずフェリーを走らせるようにということで県には回答をしているところです。

○14番（寺田 猛君）

高速艇の会社が2つ、競合していたのが1つになっても、やっぱり一方ではそういうのはあるわけですか。おもしろいですね。

わかりました。じゃあ、次に移ります。いずれにしても、フェリーは大事な航路でありますので、また機会を見て注目をしていきたいなというふうに思います。

3つ目に移ります。口永良部の復興・振興について、特に温泉施設についての見解を伺いたいと思います。

昨日、久しぶりに口永良部でいいニュースが飛び込んできたなと思って。レベルがおかげさまで下がって、ニュースにも出たりしていましたが、きょうの新聞にも恐らく載るんでしょうけども。そういう意味では、大変ありがたいなと思うんですが、一方では、今年の台風24号、あれでやられた路線が、手をつけることができないままに今回の豪雨災害でまた崩れたなんていうのがあったりして、なかなか思うようにいかんもんだなと思ったりしているんですが。

西ノ湯温泉が台風24号で吹っ飛んで土砂に埋もれてというのを、自力で住民の皆さんが復旧に向けて頑張っていらっしゃる。

寝待は噴火以降、台風あるいは豪雨災害でもう幾度となく被害を受けて、去年の24号

では、高潮なのか何かわかりませんが、あそこにあった湯治小屋なんかもほとんど壊滅状態に近いような状態になっています。

湯向の温泉は建屋そのものがかなり劣化して、危険家屋に近いような形にも見えたりしますけど。

一つ一つ大変な状態にありますけど、どういうふうな見解をお持ちか、ぜひお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

口永良部島の温泉が、本村温泉以外に満足に利用できていないことは、観光への影響だけでなく、地域に被害を与えているのではないかと危惧をしているところであります。

まず、寝待温泉は、御承知のとおり、先月5月の大雨により林道寝待線に土砂の崩落等が発生をし、当地の現状も把握できない状況になっております。町民が最も利用再開を求めている温泉施設だったこともあり、当地の安全な町有地や泉源がないか調査を行う予定でしたが、施設再開を急いでも被災を受けやすい施設であることや、安全が確保できない場所に観光施設としての整備を行うべきかの議論を改めて検討すべきではないかというふうに思い、予算計上をとどめているところであります。

湯向温泉は、3月ごろ、床の不具合が著しい休憩所と男性の脱衣所をコンクリート床に変更したところですが、柱や屋根がシロアリや湿気の影響で腐りが進行しており、利用者の安全を担保できない状況になっております。

なお、緊急的に、災害義援金200万円を活用し補修を行う予定と伺っておりますが、抜本的な対策にならないというふうに考えております。

このことから、泉源に隣接し、当地区に該当しない民有地を建物と合わせて購入をし、当建物を活用した温泉施設の整備を模索をしているところです。今議会において、当財産の適正額の調査費と購入費を予算計上しておりますので、早期の課題解決に向けて、何とぞ御高配を賜りますようお願いをいたします。

次に、西ノ湯につきましては、本村区において、再開に向けた施設整備に取り組んでいると伺っております。当面は、高波による越波を考慮した擁壁の整備と送水確保が問題のようです。

当施設も荒天の影響を受けることが多い施設であることから、本村区の温泉特別会計や災害義援金を活用し整備をする方針のようですので、地域の力の結集により、早期の再開を期待をしているところであります。

町としては、町民に親しまれ安全に利用できる温泉施設を整備することが、口永良部島のたび重なる災害からの復興と地域展望のシンボルと自覚しておりますので、早期に形づけられるよう、関係者の皆さんの御協力を賜りたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

湯向の温泉は、代替地というか、隣接地に建てかえの方向だろうと思いますけど、それは、いずれはどうなるんですか。特定離島の事業でやるんですか。そこら辺はどうですか。まず、それをお聞きしたいんですが。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

湯向の温泉の整備につきましては、今年度の補正予算で土地の取得と土地・建物の評価を行うということで、予算を計上をしております。

今後、来年になるのか、再来年になるのかはちょっと不確定ですけども、できれば特定離島が使えたら、特定離島を使って実施をしていきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

湯向の、あんだけの世帯ですけども、内湯がなくて、温泉を自分のお風呂みたいにして使って、交代で掃除もしたりするんですけど、そこら辺の兼ね合いも出てくると思うんですが、当面、土地の取得をして、今の答弁だといつになるのかわからないような答弁だったんですけど、ことしとか来年とかという形で行くんですか。特定離島、例えばことしはもうあれですけど、来年の特定離島でやろうと思ったら、それなりの絵を当然描かないといけないと思うんですけど、そこら辺はまだ全然見通しも立たないということですか。どうなんですか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

一応、今年度である一定の方向性は出したいと考えております。議員も御存じのように、自宅に風呂がないということで、もし改修するにしても、仮設の温泉をつくって新たに新築をするということになりますので、早急に対応はしたいと考えておりますので、来年度の計画に乗せられたら乗せていきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

どっちでもいいというわけでもないんでしょうけど、今あるやつを使いながら新しいのをつくらないと、風呂のない時期ができるんじゃないんですか、それは。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今の温泉施設の状況が非常に厳しい状況であるということで、今度台風が来ると、危険な建物であるので、今、屋根とか、部分的には補修をしておりますけども、全体的に骨格となっている柱がもう全てシロアリにやられておりますので、そこに島民がしょっちゅう入るというよりも、新たに仮設の温泉場をつくって、それと並行しながら新たな土地を求めて、新しいところに新しい施設を建設したいというふうに考えています。

○14番（寺田 猛君）

今のやつもたしか特定離島でやって、もう二十数年たつと思うんですが、その前は、本当に真ん中に仕切りのあった、カヤぶきというか、竹でこうして編んだ、非常に素朴な湯船がある温泉だったなというふうに記憶しておりますけど、そういう意味では、も

ちろん特定離島でやるとなるとまた色々、ある意味大変じゃないかなと思ったりしますが、そんなにデラックスなものでなくてもいいですから、シンプルにできたらいいなと。やはり、あの集落、あの場所にあの温泉というのは非常に価値があるなというふうに思いますので、地域住民の皆さんも含めて、ぜひそういう形をつくり上げていただきたいなと思います。

西ノ湯は西ノ湯である程度めどが立っていると思うんですけど、問題は寝待の温泉だと思うんですが、聞き及んだところによると、あそこに個人の湯治小屋があって、皆さん、それに建物共済みたいな保険をかけていて、去年の台風でやられて、集落の湯治小屋もそうだったらしいんですけど、それなりの被害が出て、それなりの見舞金なり保険金がおりましたという話も聞いている。そういう意味では、町民の財産としてそこにあった、それに利用するために道を何年もかけてつけたが、大変条件の厳しいところだったのかもしれませんが、たび重なる豪雨災害等で何回か崩れる。泉源そのものも、土地の地目の関係もあるというふうに伺っていますけど、非常に使うのが厳しい。じゃあ、それに代替で、隣接、使いやすい、要するに町有地に、露天でもいいから試掘をして、秘境の中の秘湯として生かしていきたいというのがこれまで積み重ねてきたある程度の議論だったと思うんですが。

そういう意味では、今回の豪雨災害で道が、まあ、私も行ってないもんですからよくわからないんですけど、どれぐらいの規模で崩れているのかというのはちょっとあれなんですけど、先程、建設課長にお伺いしたら、2回目の災害復旧で出すようなことを言っていますので。県あるいは町が一定の方向性をもってつくった道であり、施設であり、やはりある意味では最後まで面倒見てもらわないと困るんじゃないかなというふうに、私は一方では思うんですが、そこら辺はどうなんですか。とりあえず土砂を災害復旧で取り除く、原状に返すという作業はされるんでしょう。そこら辺はどうですか。

○建設課長（日高一成君）

先程も寺田議員のほうには伝えましたが、今回の2次補正ということで、崩土除去は実施したいと思っております。その後、道路の調査をして、温泉まで行けるかどうかというのを把握したいと思っております。

一応、建設課の職員が行ったところによりますと、歩いては行けたと。なかなか土砂を取るのは大変だなということは、説明は受けております。まずは土砂の取り除きを行いたいと思います。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

確認ですけど、課長、温泉場というのは、温泉の湯船のところまでという意味ですか。僕感じでは、下の駐車場までとりあえず行けるようにされるんでしょうということを

お伺いしているつもりですが、そこら辺はどうですか。駐車場でしょう。（「そうです」と発言する者あり）そうでしょう。そうですよね。ぜひ、そこまでは災害復旧で原状に返す努力をしていただきたい。それから先は、また仕切り直しでも何でも結構ですから、しっかり地元と議論していただいて、詰めていただきたいなというふうに思います。

先般、連休過ぎでしたか、東京の郁文館高校という高校があるんですが、口永良部に何回か通っている、慶應の関連にも若干なるんですけども。修学旅行生が30名近く、先生まで入れて、口永良部に行って、東京の都心のど真ん中の子供たちが離島の離島まで行って色々な体験をすると、修学旅行で来ていました。来年もあるいは再来年もというふうな形に積み上げていくような努力をしているみたいですけど。

やはり、そういう意味では、レベルが下がったとはいえ、火口までの登山その他がなかなかできない状況で、一方では温泉も使えないというような状況になってくると、口永良部が持つ、活火山を持つ島の売りみたいなものが非常に欠けるというんですか、そういうのがあると思いますので、ぜひ、めげずに温泉の復旧に向かって町も努力していただきたいなというふうに思います。よう、こんなところ、道通したなというふうな、一方ではそういうのも確かにあるんですけども、そうは言いつつ、ずっと旧町時代から積み重ねてきた一つの町の成果でもありますので、ぜひそういう意味では、大変厳しい状況にありますけども、寝待の温泉の復興に向けてぜひ道をつけて、その後のことはまた仕切り直しでしっかり議論していただきたいなというふうに思います。町長、最後にいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

温泉あつての口永良部だというふうに思っておりますので、湯向、寝待、西ノ湯、そして本村の、これは自然、この4つを生かしてということが、口永良部の人たちにとってもそれが大事なことだろうと思いますので、一日も早く、全ての温泉が使えるようになるように努力をしたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

くどいようですけども、3時、4時に野良の仕事を終えて、軽トラに乗って、夫婦あるいは家族で寝待の温泉の行けるところまで行って、そこから車をおりてとことこ歩いて、自己責任だといいいながら、あのもうすごいところの湯船まで行ってじいさん、ばあさんたちが楽しそうに入っている姿を見ると、これはちょっと普通の人感覚と違うんだなと、寝待の温泉そのものの利用が。もう夕方、さっさと上がって帰ると。楽しそうににこにこしながら、自己責任だからいいのよと言いながら。そんだけ彼ら地元の人にとっては誇りであったり、島外から来る人にとっては秘湯感がたまらんねみたいなことで、やっぱりそこで評価が上がるわけですから。

安全をいえば切りがありませんけども、そういう意味では、ぜひめげずに寝待の温泉の復興に向けて努力をしていただきたい。係の人も、繰り返し繰り返し、積んできたら災害が起き積んできちゃ災害が起きで大変だとは思いますが、ぜひ島民の意に沿うような形で頑張っていたいただきたいなと思います。

終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月14日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時34分

令和元年第2回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和元年6月14日

令和元年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
11番 小脇清保	<p>1. 懲罰委員会の在り方</p> <p>(1) 最近開かれた二件の懲罰委員会について。</p> <p>①告発者が納得する説明をしたか。（森づくり推進員）</p> <p>②二件の依頼退職を受け入れた処置は適切であったか。</p> <p>③山岳部保全協力金の不始末について、担当課を懲罰委員会にかけて何らかの処分をするのか。</p> <p>2. 山岳部保全協力金の取り扱い</p> <p>(1) アルソックの入金機の導入を実行するのか。（観光協会から要望書が提出されている）</p> <p>3. 新庁舎について</p> <p>(1) 経済効果は52億円と公表していたが、現在の見込みは。</p> <p>(2) 建設工事中の基礎クラックの補修を町が負担した理由と、その補修費の総額は。</p> <p>(3) 新庁舎入口の石碑は何故入札なしで業者依頼したのか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
1番 眞邊真紀	<p>1. 新庁舎の構造は安全性が確保されているのか。</p> <p>(1) 屋根が落ちている（歪んでいる）との指摘が複数の住民からある。実際に目視で確認できる。新築建物がこのようなことは通常起こらないはずであり、早急な対応が求められる。</p> <p>台風やその他災害について、心配の声が多数上がっているので迅速な対応が必要。このことについて、町の見解は。</p>	<p>町 長</p>

	<p>2. 災害時の情報提供の在り方</p> <p>(1) ホームページでの情報提供は適切か。</p> <p>(2) 防災行政情報無線での避難呼びかけは適切か。</p> <p>(3) 住民はもちろん、観光客への対応はどのようにするのか。</p> <p>例えば、屋久島には宿泊施設が多いが、台風襲来時期と観光シーズンが大いに重なっている。避難勧告が出されたとき、観光客の避難についてどのように対策をとるべきか。</p> <p>自然災害の規模がさらに大きくなる予測が立てられている今、観光地としての具体的な取り組みが求められている。外国人観光客の多言語対応も必須である。</p>	町	長
15番 岩川修司	<p>1. 豪雨災害について</p> <p>(1) 今回における災害内容調査結果及び対策を示せ。</p> <p>2. 危険箇所再調査について</p> <p>(1) 屋久島町内の危険箇所を調査検証した経緯があるが、各集落の区長に聞き取りし、再度調査すべきと考えるが見解を求める。</p> <p>3. 機構改革について</p> <p>(1) 大幅な機構改革の元、現在に至っているが町民にとってはわかりづらい。納税意識の高揚を図るためにも、税務の課名は残すべきだったと思うが、見解を示せ。</p>	町	長
3番 岩山鶴美	<p>1. 門野医院閉院後の対策について</p> <p>(1) 明治の時代から、いつも集落の方々の身近にいたドクターがいなくなったことで、一湊集落や町民の方々の不安をどうとらえ、今後の地域医療をどのように考えるのかを伺いたい。</p> <p>2. 救急車の配置の見直しについて</p> <p>(1) 救急車を小瀬田旧本庁に配置し、1箇所増やすことで、救急医療をさらに充実させる考えはないのか伺いたい。</p>	町	長

	<p>3. 人口減少・少子高齢化に備えての取り組みについて</p> <p>(1) 第二次振興計画の重点目標として、「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げています。同僚議員もいろいろな提案を出しましたが、現在の状況を伺いたい。（教育の島等の取り組みは？）</p>	<p>町 長</p>
--	--	------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊有次君	10番	高橋義友君
11番	小脇清保君	12番	日高好作君
13番	下野次雄君	14番	寺田猛君
15番	岩川修司君	16番	岩川俊広君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	教育振興課参事 （国体担当）	松田純治君
政策推進課参事 （財産管理担当）	山口健蔵君	生活環境課参事 （上下水道担当）	寺田初男君
総務課参事 （情報担当）	笹倉聡君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

総務課長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おはようございます。

議案第45号、一般会計補正予算第1号の議案書の中で、24ページの訂正を許可願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

それでは、本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、11番、小脇清保君に発言を許します。

○11番（小脇清保君）

おはようございます。11番、小脇清保でございます。

皆様も御存じだと思いますが、昭和29年に96歳で亡くなりました、戦前戦後を通じて憲政の神様とうたわれた尾崎行雄という国会議員がいます。94歳まで現役の国会議員を務めた方ですから、皆さん、よく御存じだと思います。その方が残した歌があります。それは、昭和10年、今の国会議事堂が完成をして、国会が移転したときの歌であります。目出たかるこの議事堂にふさわしき議員を得るのはいつの世ならん。もう一度言います。目出たかるこの議事堂にふさわしき議員を得るのはいつの世ならん。

私たちは、町民の負担も含めて、こういう立派な庁舎とこういう木造でつくった立派な議事堂を与えられました。最近、国会議員を始め、地方議会を含めて、議員の不祥事が続発している。その中で、私たちはやっぱりこれだけの庁舎を与えられて、議事堂も与えられた以上、この歌にぴったりじゃないでしょうか。その歌が詠まれてから八十数年、やがて1世紀がたとうという状況であっても、尾崎行雄の詠んだ歌はそのまま生きているのではないかというふうに感じているところです。襟を正して務めなければいけないなあ。

そして、4月27日、NHKで崖っぷちという特別放送がありました。私はこの放送のアンケートに答えた関係で、大変興味深く見させていただきました。ごらんになった方

もいらっしやると思いますが、さすが、寺田猛さんね。地方議会議員のていたらくをそのまま崖っぷちという表現で表しておりましたけれども、私の家には録画してあります。ごらんになりたい方、どうぞお越しください。

そこで、質問に入ります。本日の私の一般質問は、3点です。まず1点目。懲罰委員会のあり方。2番目、山岳保全協力金の取り扱い。3点目、完成した新庁舎に関連することの、この3点であります。

第1点目の、懲罰委員会のあり方については、最近、2人の職員の不祥事から、2度の懲罰委員会が開かれている。この委員会の目的は、再発防止を図り、職員の綱紀肅正を目的とするものであるのが建前だというふうに、私は思っております。果たして、目的は達成されているのでしょうか。

1番目、告発者が納得する説明をしたか。森づくり推進員の件です。2件目、2件の依頼退職を受け入れた処置は適切であったか。3点目、山岳部保全協力金の不始末について、担当課を懲罰委員会にかけて、何らかの処分をする予定がありますか。この問題から、一問一答で質問をしていきたいと思えます。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。小脇清保議員の質問にお答えをします。

昨年2月に、町民から森づくり推進員に係る支払いの件について苦情が出たため、担当職員本人が当事者宅を訪問し、不審に感じるような行動をとり、多大な迷惑をかけたことを謝罪するが、納得をしてもらえなかった旨の報告を受けました。しかしその後、担当職員本人より、相手方が謝罪を受け入れ、許してもらえたとの報告があり、町としては相手方に納得していただいたものと考えています。ただ、事件については捜査中であり、町としても当該職員本人が、本人の了解を得ないで委託契約書等の関係書類を代行する意図で作成したことは認識をしていたこと程度は確認はしていたものの、事件の全体像や詳細な経緯、あるいは当該職員の動機、罪状等について十分把握していなかったため、相手方が十分に納得し得る説明ができたかは定かではなかった。また、当時はまだ捜査が始まったばかりであり、果たして当該職員がどのような処罰を受けるかも定かではなかったという状況のもとであり、私としては町としてそれ以上の説明ができなかったところであります。

そして、本件は結果として不起訴となり、起訴猶予となった場合、検察当局はその理由を明らかにしないことから、取り調べの内容や事件の全体像については、町としても把握することができない状況であります。町として、その後の対応については、警察からも事件の内容に触れるようなことは控えるように指導されていたので、静観していた

というのが実情であります。

○11番（小脇清保君）

その前に御質問をしますが、私はこの懲罰委員会の議事録の開示を求めたんです。屋久島町情報公開条例に沿って、議事録の提出を求めたんですけども、拒否をされました。これは条例違反ではありませんか。そのあたりはどうでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

小脇議員が役場にいられて、1件目の件の情報開示が開示になったということで、なぜなのかという問い合わせを受けました。それについては、文書の性格上、文書が存在しているのか、いないかを答えるだけで、不開示情報を開示することになるために、不開示にしたんですよという回答をしたと思います。

2件目はということで、開示はできませんよと言ったら、小脇さん、持って帰られたんで、それで終わったものだと思っていたんですが。

○11番（小脇清保君）

確におっしゃるとおり、第11条には、議事録があるかないかも含めて、不開示するものはそう答えていいというふうには書いていますけれども、第7条には、当該、いわゆる本人ですね、が地方公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、情報のうち、当該公務員の職、及び当該職務遂行の内容にかかわる部分は開示しなさいと書いてあるんです。だから、あのときに課長が、いや、議事録はありませんから、不開示ですよというふうに言えば、私は納得したと思うんですが、議事録はないんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

情報は聞いておりますので、その議事録はあります。

○11番（小脇清保君）

議事録はあるのですよね。あるのであれば、第7条に違反しませんか、第7条。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

東京地裁での判例もございまして、個人の情報の中には、個人のプライバシーの保護を犠牲にしても、公にすることが公益上必要と認められる情報があり得るため、これらの情報が記録された公文書は、これを開示することができるとした趣旨、つまり、個人のプライバシーの保護の必要性と当該情報が記録された公文書を開示する公益上の必要性を比較、検討して、開示しない場合ができる例外があつてですね、公務員であってもこういうプライバシーを保護すべきだといった立場に立てば、非開示をすることができるということでございます。

○11番（小脇清保君）

その条項があるとしても、私は名前は伏せていいよ。しかし、懲罰委員会の内容を

見れば、特定な人物はわかるわけですから、そういう意味で不開示ということであれば、そういうふうに答えなきやいかん。

わかりました。じゃあそれはそれでいいとして、やっぱり条例をつくったほうが条例を守らないというのは、私はどうかと思いますよ。

そこで、お尋ねしますけれども、懲罰委員会の委員長は副町長ですよ、副町長。

○町長（荒木耕治君）

そうです。

○11番（小脇清保君）

じゃあ私の質問事項は、町長になっていきますけれども、これから副町長にお尋ねしてよろしいですか、いいですね。執行権者ですからね。執行権者ですから。

副町長、私は告発者と2時間ばかりお話を聞きました。告発者は納得した回答をもらってないということで、大変、いまだに憤慨しているんですが、いつの時点でお話し合いをして、今、町長の答弁にあった、本人は納得していると思いますという回答が出たんですか。

○副町長（岩川浩一君）

納得していると町長に報告したのは当該職員でございまして、私ではありません。議員がおっしゃるその背景には、私が告発者とお会いした、そのことをおっしゃっているのかなと推察いたしますけれども、たしか5月16日の13時30分から15時の間、1時間半程度、お話をさせていただきました。告発者からお会いしたいということでしたので、私は会って、お話をするのは当然だろうということで、私と産業振興課の職員、参事と2人で、告発者も2人でございました。その中で話をしたわけでありまして。ただ、我々も先程町長の答弁にありましておおり、事件が我々の耳に入ったときは、既に警察の捜査が始まっておりまして、そして捜査を待って、警察から何らかの説明があるだろうと、事件の概要について。そういう理解をしていたんですけども、問い合わせをしたところ、そういうのはお知らせできないということで、さらに本人にももう接触をするなということでありましたので、そういうことなんだなという理解をしていたところですよ。

その会議の中で、告発者の方から、物事が変に伝わっているんだと。ですから、町としてはきちんと説明すべきじゃないのかというお話もいただきました。説明するにしても、我々も情報が非常に少ないものですから、なかなか説明もできませんという話はいたしました。もう一つは、事件の内容を我々が知る限りにおいて、当該職員が行った事務は非常に不適切な事務でありましたので、そのことについては非常に迷惑をかけましたと、不愉快な思いをさせましたというおわびをいたしました。そういうのが会議の内容でございました。

○11番（小脇清保君）

いわゆる南日本新聞に、何も仕事をしていないので、返還くださいという状況が新聞に載ったんです。本人も、そのことは大変名誉棄損だということで、私は仕事をしましたと。にもかかわらず、新聞にそういう報道をされたんで、隣近所づき合いも大変厳しい状況であるということを本人も言っているんです。これは本人と2時間ばかり、直接話をして聞いた話ですから。

その中で、副町長、南日本新聞に、新聞の訂正を求めると新聞は訂正をするはずですよとおっしゃったと思うんですが、訂正記事は載りましたか。

○副町長（岩川浩一君）

訂正を求めるということではないんです。告発者の方からそういうおかしな記事が載っているということでありました、その会談の中でですね。それで話を聞いてみますと、告発者が何日かは業務をしたというのは、我々もわかっておりましたので、そういう記事が載ったんですかと。そしたら、訂正の要請が新聞社に行っているというのを私も情報で知っていたものですから、そういうことであれば、本人からの訂正の要求であれば、新聞は訂正をするんじゃないですかという話をしたということでもあります。

○11番（小脇清保君）

恐らく、そういう記事は、訂正記事としては私は載らないと、これは私の感想ですから、わかりませんが。おわびという形では載るかもしれませんが、そういう訂正記事っていうのは、新聞社も沽券にかけて載らないと思いますよ、一度報道したものをね。ここの部分は間違いでしたと、本当は仕事をしていたんですなんていう訂正記事っていうのは載らないと思うんです。

だから、そういう面も含めて、本人は大変納得していない。それでどうなんですか、仕事をしていないからって言って、返還を求めた、これは本人が要望しているわけでも何でもない、私の想像ですけども。そんなして、仕事をしていないというふうにして返還を求めた金の、今、副町長がお認めになった仕事をしていることも認定していますということでしたけれども、その分についての報酬の支払いはしなかったんですか。

○副町長（岩川浩一君）

ですから、その辺になりますと、事件の捜査で警察、検察がどのように把握しているのか、我々が推測で一方的なことで話をしたりすると、非常にまずいことになるんで、控えてくださいということは言われております。ですから議員が、今把握しているだけでも、ちゃんと話すべきではないかというのはよくわかるんですけども、そういう事件になって、検察、警察で調べが進んで、そういう内容がどういう内容なのか、我々も全然把握できないものですから、その辺は御容赦をいただきたいというふうに思います。

○11番（小脇清保君）

懲罰委員会は何のためにあるんですか。本人から聞いたんでしょう、事情は色々。

聞かれたんじゃないんですか。その時点で状況はわかると思うんですよね。そういう面でいけば、懲罰委員会が何のために開かれて、彼が退職せざるを得なかったのか。この告発者は、その当該職員が1人で罪を背負っているじゃないかということも、大変、心配しているんです。副町長は、森林組合の監事でもありますよね。あそこに行き来しているわけですから、状況はわかるわけでしょう。当該職員が1人で罪をかぶったのか。森林組合の職員も一緒に含まれているのか。そのあたりの懲罰委員会の会議というのはなかったんですか。

○副町長（岩川浩一君）

そういう議論はいたしておりません。

○11番（小脇清保君）

しておりませんで片づけられたんじゃないか、この話は進展しないんです。それじゃあ懲罰委員会の委員長をしている意味がないというふうに思いますので、これは、後始末はきちんとやらないと、告発者はいつまでも納得しないし、副町長の沽券にもかけて、ひとつ最後まで告発者が納得するような処置をお願いしたいと思います。

もう1件の懲罰委員会の職員、農林水産課の職員ですけれども、この人の依願退職の処置というのは、適切だったと思いますか。

○町長（荒木耕治君）

適切だったと理解をしております。1件目については、担当課長から事務の不手際がある旨の報告があったことから、当該職員から事情を聴取し、金員の清算をさせたところ、清算が完了した時点で職員から退職願が出されたものであり、それを受理し、その後、懲罰委員会に諮り、1カ月の停職処分としたものであります。

職員は、停職期間満了時点で退職をしております。したがって、この件についての処分が停職1カ月が妥当であったかということであれば、本事案については妥当な処分だったというふうに考えております。

○11番（小脇清保君）

私は、役場に入局して、仕事を覚えて、中年を迎えて、もうベテランの域に入っている職員を簡単に首を切るとか、退職させるとかというのは、新人の職員を入れるよりも金がかからないわけですから、これは私は望んでいない。せつかく育ってきた職員をやめさせるというのは、いいことだとは思っていません。しかし、この2件目の件は、適切な処理だったといたら、これ町民に対して申しわけないです。これは依願退職で退職金満額もらってやめたでしょう。違いますか。

○町長（荒木耕治君）

まだ支給停止中だというふうに聞いております。

○11番（小脇清保君）

支給停止ということは、これから考慮して、減額するとか何とかという処置をされる
んでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

停職期間は減算されますので、停職した分については減額されます。

○11番（小脇清保君）

1カ月分ですね。最近の例をとると、不起訴処分になった霧島の職員、これ懲戒免職
です。退職金ゼロです。これは私たちは、町民の金を預かっているわけですから、やっ
ぱりそれ相当の、再発防止策のために懲罰委員会があるわけですから。身内に甘い処置
をしたんじゃ、私はだめだと思っんです。それでないと再発防止策にならない。であ
れば、身内がするんじゃなくて、私は第3者の有識者を入れて、懲罰委員会というの
は組織しなければいけないんじゃないかというふうに思うところです。

執行部でそういう相談をしたんでしょから、とやかく個人のプライバシーもありま
すし、個人の権利もありますから、支給するならしるとかっていうことは申し上げられ
ませんが、適切な処置をしないと、町民の金を預かっているという意識がちょっと薄
れているというふうに思いますので、そのあたりのことを申し上げておきたいと思っ
んです。

3件目の、山岳部保全協力金の不始末について、懲罰委員会というのは、そのため
にあると思いますが、担当課を副町長、何らかの形で呼んで、指導なりしたような実
績が見えないんですけれども、これは懲罰委員会にかける必要はありませんか。

○副町長（岩川浩一君）

担当課を呼んで事情を聞くというのは、これは町長、私を含めて、再三行っており
ます。ただ、その金額も確定してないし、これも捜査に入ったもんですから、全容がわ
かった時点で、これはきちんと懲罰委員会にかけるということで、時期をいつにするか
というのを協議した結果、全容がわかった時点できちんと処理をするということにし
ております。

○11番（小脇清保君）

これは今までの担当課の説明でいくと、昨年9月の時点で入金がないから、どうし
たのって言ったら、資金繰りに困っているもんだからと、これはその金を相場に使いな
さい、株式買いなさいって指示しているわけではないわけですから、資金繰りが詰ま
っているもんですからというのをそのままのみにするという、これは担当課の極めて無
責任な仕事の内容だと思っんです。集めた金を入金するだけのことに資金繰りに困る
というのは、これは何かやっているなという時点で、その時点で町長、協議会の会
長の町長に報告しなければいけない。それを怠っている。またそれを怠らした町
長のガバナンスの欠如ですよ、私に言わせれば。いわゆる統治能力が欠如して
いたんじゃないかという

ふうに思うんです。

そのときから協議会の会長としてのあなたの責任は発生しているわけです。だから、そういう意味では、担当課の責任というのは、この状況になったのは極めて重いと思っています。確定はいつごろですか。

○町長（荒木耕治君）

全ての事件が確定してからということに、金額も含めてです。

○11番（小脇清保君）

じゃあそのときを、これからずっと見守っていきたいと思いますが、金額の確定をした時点で、担当課を懲罰委員会にかけて、何らかの指導をするというふうに解釈をしております。

それで、私はこれ、担当課長に、3月の一般質問の中でも行政にかかわるものも含めて、議会も含めて、みんなで返済しなければ、これは入山協力金の協力は今後もらえないんじゃないかと。それで役場の職員の中で、そういう動きはないのかという質問に対して、ありますと担当課長は言ったんですけれども、何かそんな動きございます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

役場の管理職で組織する曙会というのがございます。課長会の中で、曙会からも協力をしたいという旨は伝えて、課長さんには伝えてあります。

○11番（小脇清保君）

今、入山協力金の収受というのは、大変ないと思うんですが、そういうものを、収受をもとの状況に戻すには、町長、正直に言って、人のうわさも75日だという、そのうち消えるだろうというような処置の仕方をしていたら、これはずっと今後一切、収受はできないような状態になると思います。何らかの処置をとりましょうよ。議会も含めてというふうに私は提案しているわけです。

だからそういうことも含めて、一旦、入れましたよと公に報告をすれば、もとの状況に戻ると思います。そのあたりの検討を早目にやっていただくようお願いをしておいて、もう30分過ぎたね。2点目の山岳部保全協力金の取り扱いについて、アルソックの入金機を導入するということが協議会で決まっているということですよね。そのことは、それ以前の問題だろうと思うんです、今回の不始末は。これについて、回答を持ってらっしゃいますか。持っていたら、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

個人的な考えは色々、小脇さんは小脇さん独特の考え方がある方ですから、言っていることはよくわかります。入金機に関しましては、4月17日に開催をいたしました屋久島山岳部保全利用協議会臨時総会において、再発防止策の一つとしてアルソックの入金機導入について事務局が提案をし、可決をされたものであります。協議会総会後の4月

29日付で、屋久島観光協会会長名で入山協力金収納にかかわる入金機導入についてという文書が届いております。

内容については、議員も御承知のことと存じますが、本協議会総会後に行われた観光協会理事会で、入金機の導入について、効率化及び費用対効果の面からも入山者の理解は得られない。再度協議会を招集し、入山者及び地域住民の納得が得られるよう、議論を重ねてほしい旨の申し入れでありました。

事務局を預かっている町といたしましても、今回の不祥事は大変残念な出来事であり、その責任は重く受け取っております。今の制度となって、わずか2年で協力金制度も浸透をし、軌道に乗り出すといったタイミングでの不祥事となったことは、善意によりお支払いいただいた観光客の皆様の期待を裏切り、協議会の信頼を損なったことに対し、管理者として深くおわびを申し上げたいと思います。

なお現在、捜査機関に対し、告訴状を提出している状態ですので、今後は捜査への協力を行い、捜査の行方を見守りたいと存じます。そのような中、7月1日の協力金の收受再開に向けて、これまで以上に山岳部保全協力金の目的についての理解を求めることに真摯に取り組み、信頼回復に努めなければなりません。その信頼回復に向けて、まずは短期的改善策として再発防止、二度と起こらないような体制整備、そして收受した協力金の現金管理の見直しが必要との認識から、さまざまな方策を検討してまいりました。

まず、チェック体制については、現場では2人で確認、役場との引き継ぎも、これまでより強化しているところであります。しかし、これについては配置する職員の確保が課題となり、今後もよりよい確実な方法を探っていく必要があります。次に、現地事務所から金融機関へのお金入金作業についてですが、入金には必ず2人で行うよう徹底するようにした上で、通帳へのお金を金融機関の営業日には必ず行うよう指導をしております。こちらも毎回入金を2人で行う職員配置が課題となります。

島内の金融機関は、休日は営業しておらず、週末は2日以上入金できない場合があります。鹿児島銀行屋久島支店のみが夜間金庫を保有していますが、屋久杉自然館前の現地事務所との距離を考えると、果たして夜間金庫の利用が適切なのか、別な方法があるのではないのかと模索をしてまいりました。

このような問題を起こした以上、考え得る最良の方法を選択し、最悪の事態が生じる可能性を一つ一つ潰す方法をとることが、皆様方の御理解を得られるものと思っております。そこで、屋久杉自然館の警備委託をしているアルソックにお話を伺ったところ、入金機は24時間、365日入金可能で、現金を投入すると入金データがアルソックに伝送され、そのデータをもとにこちらが指定する口座に最短で振り込まれることになっております。また、入金機に現金を投入した時点でアルソックの管理下となることから、收受した現金を即投入することで、現金を扱う職員の負担を軽減することが可能となります。

そういうことから、入金機導入の提案をしているところであります。冒頭でも申し上げましたが、協議会総会において、入金機導入に賛成をいただいたところでありますので、議員のおっしゃることも十分理解はいたしますが、屋久島山岳保全利用協議会も組織でございますので、総会で可決されたことにつきましては、事務局として粛々と進めてまいりたいというふうに思っております。

○11番（小脇清保君）

この説明をするときに、屋久島町には金庫はないのかという話を私はしました。そうしたら、收受して、それを集計して、金庫に持っていくまでに残業時間、夜の7時、8時までかかって、残業時間の手当を払う思いをすれば、入金機を導入したほうが良いという説明で、こんなばかばかしい話をしてもらっちゃ困るんですよ。夕方の暗くなるときに、入山協力金を入れて山に行く人はいないわけですから、2時、3時で終わるわけですよ、入山協力金なんていうのは。その時点で收受すれば、何も夜の残業代を払うようなことは生じないと思うんです。

そして、もう一つ、そういう意味で軽々にその入金機を投げ込めばいいですよ。投げ込むまでの、事前の人間わがが今回の事故を起こしているわけですから、そこを改善しないで、入金機にお金を入れると、これだけ改善しても、私はこの問題は解決しないと思います。例えば、2人でチェック体制をとる、その人たちの悪口を言うわけじゃないけど、不特定多数の人の話をしているわけですから、2人できょう50万円集まったけど、金庫の中には30万円入れとこうかといえ、そのことがもうその事故の発生のもとになるわけですから、入金機で事故が未然に防げるというのは、もう何の根拠もないと思います。

それと、観光協会でその話が出て、私は監事しているものですから、発言は全くできないわけでありませんが、黙って聞いていると、一番の支持母体である観光協会の理事さんたちが、ガイド部会が無駄遣いだと、やめてほしいと、こう決議している中で、担当課長の説明では山岳部保全協議会で決まったことですから、粛々と実行する予定だという説明がありました。町長、大変、失礼な言い方ですけど、山岳部保全協議会は何の責任もない団体じゃないですか。最終的には議会に持ってきて、一般財源から繰り入れを出さなきゃいけないお金ですよ。責任をとれない団体が決めたことだから実行しますっていうのは、これはちょっと話が合わないんじゃないですかね。それでも、実行します、これ。

○町長（荒木耕治君）

実行します。

○11番（小脇清保君）

どうぞ、やってください。わかりました。

じゃあ次の質問に入ります。3番目、新庁舎をつくる時点で、木造建築で地杉を使って、経済効果52億円という公表がありました。達成されたでしょうか。大体、経済効果はどれぐらいあったというふうに試算されているんでしょう。

○町長（荒木耕治君）

経済効果は、あくまで推測される需用額により算出されるものであります。建設設計の段階で、町内業者に支出する金額を約18億7,000万円と見込み、その他観光客の入込みのほか、さまざまな要因を長期的に推計し、経済効果は52億円と試算をして、屋久島町新庁舎定期便1号に掲載をいたしました。これは町内産材を活用すること、及び町内事業者が発注することによる効果を示す目安として算定をしたものであります。現時点で、鹿児島県産業連関表による経済効果の試算は行っておりませんが、町内事業者に支払った金額は19億948万5,463円となっており、当初の見込みから約3,900万円ふえております。

ただ、町内事業者の中で、当該の事業者と下請契約を行い、施工する場合もあることや、島外に発注したものでも、技術者の宿泊などプラス要因もありますので、支払額だけで判断はできない状況にあります。現時点では、大きな変動はないと考えておりますことから、経済効果の試算は現在行っておりません。

○11番（小脇清保君）

景況感なんていうのは、各個人の感覚ですからあれですけども、一応、当初、建設時点でこれくらいの経済効果を試算した以上は、結果も出してください。まだされていないんだったら、総務課長、今からでもいいですから、出して、やはりそれはこういう効果がありましたよということであれば、町長の手柄になるじゃないですか。それくらいの経済効果の試算というのは、発表した以上はやってください。

そのことを踏まえて、町長、この工事期間中に、基礎材のクラックが入ったという話を、予備費か何かで町が負担して修理したというのは、私は納得できないんですが、蒸し返すようで申しわけありませんが、総額幾らで、なぜ町がその金額を負担したのか、補修を負担したのか、お聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

御質問の、基礎クラックにつきましては、窓口棟と事務棟外周部の基礎コンクリートの立ち上がり部分に、幅0.1ミリから0.3ミリの範囲で14カ所発見されました。通常、クラックの幅は平均値で表示し、検証するため、今回のクラックの平均値は0.2ミリであり、0.5ミリを超えると構造的な検討の必要があるとされておりますので、構造上、問題になるものではないと判断をしております。

また、クラックの原因について、設計と協議を行ったところ、ひび割れの状態が施工後、2から3カ月してから発生していること、壁に等間隔に垂直に発生していることか

ら、建築学会で分類されるD 6 コンクリートの乾燥収縮によるクラックだと判断されました。

議員の御質問の、町がその経費を負担した理由としては、先程説明を申し上げましたとおり、クラックの原因が施工上の瑕疵によるものではなく、コンクリートの性能検査も行っていることから、材料の問題でもないことから、責任の所在がないこととなり、自然現象的な取り扱いとなりますが、今後、クラックから水の侵入も懸念されることから、変更契約の中で町の負担として施工したもので、その金額は39万824円となっております。

○11番（小脇清保君）

業者さんの中には、これは設計ミスじゃないかと、専門家の人たちは言う方もいらっしゃると思います。今、町長がおっしゃったように、材料も問題ない、設計も問題ない、施工業者も問題ないということから、クラックなんていうのは、どんな精巧にしても入ることもあるでしょうから。したがって、39万円であったから、町が負担したということですよ。それは納得したとして、3番目の、これも含めて、あとからもう1回質問しますが、屋久島町役場っていう、あの石碑、なぜ特定業者に依頼して、これは当時の担当課長にお伺いしたら、4月10日に発注して、4月25日に完成しましたと。金額は幾らですかって、55万円と言われました。私が言いたいのは、このクラックの39万円とか石碑の55万円とか、予算じゃないんですかって。急を要するもので、町長が専決するのは一向に構いませんよ。その権限があるわけですから。これ石碑なんていうのは、一旦、入札をして、わずか55万円でも予算ですから、やるべきだったと思うんですが。

○町長（荒木耕治君）

新庁舎の入り口の看板石につきましては、平成31年第1回定例会で御説明申し上げたとおり、県道側の造成工事の完了後に設置場所及び設置する看板石の大きさなどを検討することで進めてまいりました。これは空港との絡みがあったからです。まず材質につきまして、風雨の強い場所であることから、耐用年数を考慮して、石で作成すること。大きさにつきましては、何度も御説明しておりますとおり、空港近くに位置することから、高さの制限があり、余り大きくないものの設置をしなければならないということ。造成工事が3月26日に完了したことから、現地にて業者の設置場所及び大きさなどの協議を行い、また使用する石を指示し、見積もりを徴したところであります。

議員御質問の、入札行為を行わず調達したのかということに関しましては、この新庁舎建設は、可能な限り町内事業者で施工をすることを明言しておりましたので、看板石につきましても、5月1日の開庁日までに設置をする必要があり、新庁舎で使用した花崗岩の加工を行った実績があり、町内で唯一石の加工が可能な業者と、地方自治施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争入札に付することができないときの

規定により、4月10日付で随意契約を締結し、4月30日に完成、引き渡しを受けたということであります。

○11番（小脇清保君）

あの石碑は、花崗岩を彫ったんだったら、私は2週間かそこらでできると思うんですが、屋久島町役場というのを浮き出すように、周りを削っているんですよ。あれは4月10日から注文して、そんなに早くでき上がりましたか。それ以前に、もう発注しとったんじゃないんですか。

○町長（荒木耕治君）

いや、発注はしておりません。あれも同じ彫り込みで彫る予定で、担当課は考えておったようですけども、私がそんな能のないようなことをするなど、浮き彫りもできるはずだということで、そういう指示をしましたから、その後に発注しているというふうになっている。

○11番（小脇清保君）

55万円。大した金額ではないですけども、クラックの補修の39万円も含めて、これも予算です。担当課長に聞いたら、庁舎建設の執行残でつくりましたと、繰越金でつくりましたと。これも予算なんですよ。24億円、25億円かかる庁舎について、町長にとっては不本意ながら、リコール運動も起こりました。そういうことも考えると、1円でも安くというのが、我々議会も含めて、執行部のとるべき手段だったんだろうと思うんですが。39万円だから、55万円だからと、議会にもかけないで専決処分するっていうのは、いささかどうかと思います。というのは、私がここになぜこだわるかという。これはもうやめとこう、かわいそうだ。そこまで責めるとね、不穏当発言になるのでやめませうけれども、そのあたりも行政の透明性というか、そういうものを守っていかないと、荒木町政は長続きしませんよ。頑張ってください、私は応援しているんですから。

ちょうど10分前です。終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

11時5分より、再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、眞邊真紀君に発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

こんにちは。不思議なもので、私は非常に順応性が高い人間なんだと、さっき座っていて思ったんですけど。この議場にもとからいたような感覚にとらわれて、新しい議場なんだろうかと、何か不思議な気持ちになりました。先程、小脇議員が冒頭の挨拶で言ったように、この立派な議場で中身を伴った議会で会議をしていきたいなど、それも身に染みて感じたところでもあります。

さて、5月18日の土砂災害から、もう少しで一月が経過しようとしています。50年に一度の雨と言われていますが、この雨はもう珍しくも何ともないと思わなければいけません。このときの土砂崩れで300名を超える方々が一晩里に帰れないという事態に陥りました。幸い、1人の犠牲者も出ませんでした。この災害を教訓として、今後、検討しなければならない課題が浮き彫りになったということは言うまでもありません。住民はもちろん、観光客の命を守る仕組みづくりが急務であると痛感したわけです。

命にかかわる質問を二つさせていただきます。1番目に、新庁舎の構造は、安全性が確保されているのか。屋根が落ちている、ゆがんでいるとの指摘が複数の住民からあります。実際に、目視で確認できます。新築建物で、このようなことは通常起こらないはずであり、早急な対応が求められます。台風やその他災害について心配の声が多数上がっているのです。迅速な対応が必要です。このことについて、町の見解は。

2番目に、災害時の情報提供のあり方についてです。1番、ホームページでの情報提供は適切か。2番、防災行政情報無線での避難呼びかけは適切か。3番目に、住民はもちろん、観光客への対応はどのようにするのか、を質問させていただきます。

まず、1番目の屋根がゆがんでいるのは目視できるんですが、そういう視点で見ないとなかなか見えない場合もあります。私は自分で撮影した写真をA4サイズに、自分のところのプリンターで印刷をして、ラミネート加工してきていますので、これを見ればはっきりわかると思います。ちょっと必ずどなたの目にも触れるように回していただきますよう、よろしくお願いいたします。1枚は、行政事務棟を職員の駐車場からおりてくるところから撮影したものです。もう1枚は、屋根が割と近くから撮影されているんですけど、これはきのう、私が議会棟を帰るときに、議会棟を駐車場側から屋根を撮影した写真です。これは、私は何も特殊な加工をしていないので、撮った写真そのままですので、ぜひごらんください。

では、御回答よろしく申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えをします。

まず御質問につきまして、2点に分けて御説明を申し上げます。まず1点目の、庁舎

全体の構造の安全性について、設計者の見解は、耐震性能については建築基準法に定められている耐震性能の1.5倍で設計、施工をされており、また耐風性能に関しても、国が定める屋久島の基準風速に対応した性能を確保していることから、全ての棟において構造の安全性は確保されているとのことであります。

2点目の、屋根のたわみについて、設計者の見解に基づいて御説明申し上げます。木造建築では、木材の性質から、屋根のたわみを完全になくすことは難しいため、屋根はたわむという前提に立った上で、多少たわみが生じて、構造上、防水上、使い勝手上的問題がないように設計上の配慮を行っています。今回、状況確認のため、町職員が各棟の室内から見える登り梁や天井面の床からの高さを計測しました。計測の結果、フォーラム棟で最大25ミリ、窓口棟の平屋部分で最大15ミリ、事務棟の2階部分で最大31ミリ、議会棟の議場で最大31ミリのたわみが確認をされました。

これらの屋根のたわみによって、登り梁が折れるなどの強度上の問題はありません。先程、申し上げたたわみの大きな箇所においても、登り梁の強度は5から23%の余裕があります。たわみについて、瓦は左右対称でないことから、向かって左側から見ると、瓦の重なり影がしっかり出るため、右側と比較すると見え方が違ってくる場合があります。これらの専門家の意見を踏まえ、町といたしましては構造、安全性上、問題はないと判断をしております。

しかしながら、事務棟、議会棟につきましては、完成から数カ月経過したところですので、今後またわみの定期的な計測を行い、経過観察を行ってまいります。

○1番（眞邊真紀君）

経過観察をするということなんですけれども、実際に屋根の写真をごらんになって、どれだけゆがみがあるものなのか、というのを、普通はびっくりするはずなんですよね。私は全然建築の専門家ではないので、自分自身は恐らくこの庁舎をずーっと見てもわからなかったでしょうけれども。結局、この屋根のゆがみがありますよという指摘を受けたのは、今年の夏ぐらいの話でしたね。

実際に、決算審査委員会のときに、ほかの議員から庁舎建設推進室長に庁舎の屋根がゆがんでいるが大丈夫かと、地元大工から声がありましたという話で質問がありました。そのときは、重たく見えないようにグレーの2色使いなので、目の錯覚であるという答えが返ってきていました。目の錯覚にしたらすごいゆがみだよねという話だったんですけれども、そういう御回答なら御回答ということで、私もほかの方からも言われていたので、そのまま返しました、目の錯覚であると。でも、目の錯覚じゃないよと、何度も言われました。でも、それ以上のことは、私も回答のしようがないので、もう数カ月経過してしまったんですけれども。

実際に、ことしの4月になりまして、ほとんどの棟ができ上がりました。これも複数

の方から連絡が入ったんですが、庁舎の屋根が落ちているぞと、もうこれだけ目視できるほど落ちているのは、構造上の問題はかなりあると思われるというので話があったんです。私はちょっとプロじゃないので、わからないんですけどもと言ったら、プロじゃない私にきちんと図を描いて説明してくださいました。どこがどういうふうの問題だと思われるから屋根が落ちているんだ。結局、建築の途中で見に来たときに、登り梁の脇に渡してある母屋が相当細いなというのをごらんになって、びっくりされた。今、普通の寸法の民家でも三寸角は採用しないぞと。でもこの庁舎には三寸角が採用されていて、瓦を支え切れるのかと質問したとおっしゃっておいりました。

構造計算上、大丈夫ですぞという返事だったので、それはもうそのときでおさまったんですけども、結局、庁舎が建って、しばらくしたら本当に屋根が落ちていた。これはやっぱり心配していたことが起きているぞというので、私はちょっと面識のない大工さんとか、ほかの建築関係の職人さんたちだったりする人から、私ならこの話をしてくれるんじゃないかと思って相談が何件か寄せられました。

実際に話を聞いて、本当にこれはまずいなと思って、私は見てわかるかなと思ったんですが、屋根の写真を撮影しに来ました。4月のことです。実際に見に来た人たちも目視できるよね、これまずいよねというので、写真撮影したものを一旦データの処理をして、きちんと保存するものはして、持ちました。元庁舎建設推進室長にも写真撮影のときに、屋根が目視できるほど落ちているけれども、これは大丈夫ですかという話をさせてくださいました、その設計業者の方は許容範囲であるということをおっしゃっていましたが、という発言があったので、じゃあその許容範囲であるという証明がされているのか、書面で残されているのかという質問をしたときに、それは書面では残っておりませんがという話だったので、それでは到底信用できないなと思いました。

その写真をごらんになって、実際に設計業者が大丈夫だということで、大丈夫だと思ってよいかどうか、もう一度お伺いします。

○町長（荒木耕治君）

先程も答弁しましたが、最大で31ミリということでございますので、その許容範囲内だということで理解をしております。

○1番（眞邊真紀君）

その計測したのはどなたが計測したんですか。

○町長（荒木耕治君）

建設課の職員でございます。

○1番（眞邊真紀君）

屋根に上がって、水系を引いて調査されたんですかね。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、再開します。

○1番（真邊真紀君）

図面をいただきまして、ありがとうございます。

建物の内部から計測して、何センチ下がっているかという計測結果だなど、先程の説明でもそう捉えたんですけども、確認でした。私は、先程から言っているように建築の専門家ではないので、これは専門的な人に聞かなければわからないなというので、自分で撮影した写真を鹿児島県の業者の方に、設計業者、建設関係の業者の方に来ていただいて、相談しました。まず、写真を見て、びっくりしていたんです。これ、瓦屋根がこれだけ目視できるほどゆがんでいるのが、許容範囲とかそういうことは絶対にありませんよと。なので、これは早急に水糸を引いて何センチ落ちているのか計測しないと、これは非常に危ないですというコメントをいただきました。

それは元庁舎建設推進室長にも話していますけれども、結局、早急に対策はとられると思ったんです。なんですけど、結局、ほかの議員の皆さんに話をしてもうんでもすんでもない。これは、本当に職員がここで安心、安全に仕事をして、町民に、皆さん、新しい庁舎ができたから来てくださいと言えるのかなと。私は非常に恐ろしくなりました。その建設業者の方が言うには、実際に屋根が何センチずつ落ちているのか、詳細に計測をください。それがないと何も言えないよと。そのときには、問題を投げかけられているあなた側も実際に立ち会わないと、これは絶対にいけないという助言をいただきました。

屋根の計測をしていただきたいので、そのときには、我々議員も予算を承認してきた議会側なので、立ち合わせてくださいというふうに元室長にはお願いしてありますけれども、その話はいっていますか。

○町長（荒木耕治君）

あっております。先程から議員が申されるように、議員も素人だといいます。私も素人でございます。ここで、今、その屋根のたわみを議論して、結論は出ないでしょう。ですから、これは私からの提案ですけども、設計者と、あるいは議員が言われるその専門家と話をしてもらって結論を出さないと、聞きかじりで私が言ったり、議員が言ったりしても、なかなか議論はかみ合わないんで、もうお互い第三者に委ねて、ここで正か非かということをやるといことはどうですか。

○1番（眞邊真紀君）

お願いしたいのが、実際に内部から図っているだけでは、屋根が何センチ落ちているかなんていうのはわからないので、屋根の瓦までの距離が相当あります。これは図ったことになっていないので、ぜひ瓦が何センチ落ちているかの計測を、私たちも立ち会いのもとでしていただきたいというのを、この場で御回答していただけませんか。

○町長（荒木耕治君）

うちの職員でできるのか、ちょっと疑問ですけれども、どうせそういうことをやるのであれば、設計者を呼んで、きちんとやるべきではないのかなというふうに思っています。

○1番（眞邊真紀君）

高いお金をかけて建てた建物なので、これはもう設計者をきちんと早急に呼んで、実測をするべきだと思います。これは設計者も神様ではないので、見ただけでは恐らくわからないでしょう。なので、実際に水糸なのかレーザーなのかわかりませんが、全部の屋根がたわんでいます。これは早急に何センチずつ落ちているのか計測をするということを、ここで確約していただきたいんですけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

設計者と連絡をとって、向こうも予定があるでしょうから、近日中にそのように取り計らいたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

設計者に、この屋根がたわんでいるという話は、もうとっくに知っているかと思うんですけども、じゃあ実際に屋根を計測してみましようという話は一切出なかったのか、お伺いしておきます。

○町長（荒木耕治君）

設計者は、自分たちの設計に自信を持っているでしょうから、私はそういう話は聞いておりません。

○1番（眞邊真紀君）

建てた側からすると、設計者や施工者が全て正しいことを思ってやっているわけではないという目で見ないと。結局、欠陥物件なんていうのは全国幾らでもあるわけです。建築物のデータ改ざんなんていうのは、物珍しい話でも何でもありません。これは計算が大丈夫でも、そうかもしれないというのは、常に頭に置いて、高い税金で買い物をするのであれば、自宅じゃないのだから。例えば自宅でももちろんそうですけれども、これが本当に安全な建物なのかどうか。まともな物件なのかどうかというのを、きちんと自分のほうが、お金を払うほうが調べないといけないと思うんですけども。

その写真の屋根が、例えば自分が建てた家だとしたら、引き渡しを受けますか。今、

建設課長、お手元にありますけれども、お聞きします。建設課長が建てたお家が、瓦がそういうふうによがんでいたら、引き渡しを素直に受けますか。

○建設課長（日高一成君）

率直な意見としては、施工者を呼んで、これはどうなのかということは投げかけます。それでまた納得するまでやります。

○1番（眞邊真紀君）

そうだと思います。どなたも、この屋根を見て、自分の新築した、自分が望んでいたお家がこんな屋根だったら、調べてくださいと、絶対言うと思います。これは大丈夫だという値が出て、証明されれば構わないと思うんですよ。ただ、それはデザインじゃないので、海のデザインでも何でもないので、やっぱりそれは真っすぐにおくれよと、そういう希望は出すなと思います。

なので、早急に設計業者に連絡をしていただいて、計測をするときにはきちんと、広大な面積を有する瓦屋根ですけれども、納得のいくように議員立ち会いのもと調査をしていただくというのをお願いしておきます。よろしいですか。

○町長（荒木耕治君）

それはお約束をします。ただ、私も木造の家に住んでいますけれども、木造ってというのは鉄筋みたいにきちんといかないのが木造です。木ってというのは生き物ですから、縮んだり伸びたりするわけじゃないですか。自分の家でも建てつけがよかったり悪かったりというのは、乾燥によってもあります。それが一方では木造のよさです。ですから、私らも施工したとき、やっぱり建てつけが悪かったりすると、それは言って直してもらいますから。そういうことは、私も議員がおっしゃることは十分よくわかりますので、ぜひ、そんなふうに近いうちにやりたい。ただ、木造は、木は生きているということも、議員もわかっていていただきたい。

○1番（眞邊真紀君）

木は生きているというのはわかりますけれども、新築の物件で、こういう瓦屋根はありませんと、たくさんの人に声をいただいております。だから、普通ではないです、これは。なので、しっかり調査をしていただいて、その調査をして、もしこの瓦屋根にこの構造が耐えられないと、そういう結果が出たとき、もうこの建物、フォーラム棟と窓口棟は既に引き渡しから1年以上経過していると思いますが、瑕疵担保は1年とお伺いしています。もし屋根をやりかえるとか、そういう結果に陥ったときには、どなたがどういう責任をとるのかというのを今お伺いしておきたいんですけども。

○町長（荒木耕治君）

今言われるように、これが必ずしも議員が言うようにそういう結果になるのか、それともこれで、例えば第三者に委ねたときにも、これは許容範囲ですよという結論が出る

のか、それもわからないような状況でございますので、今、軽々に誰がとるとかっていうのは申し上げられないというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

でも、大丈夫なのか、大丈夫でないのかのどちらかなので、最悪の事態を想定しておかないと、例えば瑕疵担保が1年で切れているので、窓口棟とフォーラム棟に関しては、町の持ち出しで直さなきゃいけないということもなきにしもあらずですよ。だから今、はっきり言えないというのはわかるんですけども、大いにそれも想定した上で、ほかの建物もじきに瑕疵担保は切れます。これは全部切れてからでは本当に大変なことだと思うんですね。なので、そこははっきりさせていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。災害時の情報提供のあり方。1番目のホームページの情報提供は適切か、というところをお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

まず、ホームページでの情報提供について、お答えをいたします。5月18日に発生した豪雨災害においては、ホームページに避難に関する情報や災害の発生状況、防災対応の状況など、随時掲載し、細かな情報提供に努めてまいりました。ホームページにおける災害に関する情報提供は、これまで防災担当が防災業務を行いながら対応をしていたため、適切な情報提供ができておりませんでした。今回の機構改革により、総務課に広報担当及び電算担当を配置した結果、防災担当は防災業務に専念をし、ホームページの対応を広報担当や電算担当が行うことが可能となり、これまでよりも適時適切に情報を提供できる体制を確立することができたと考えております。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

5月18日の土砂災害の後、確かに英語の表記も加えて、町道、県道の通行どめが解除されたとか、もろもろの情報が提供されていきました。その情報にたどり着く前に、以前、この前の議会の一般質問でも触れさせていただいたんですけども、まず町のホームページから防災情報を導き出すための入り口が非常にわかりにくいんです。その点に関しては、御存じですか。

○総務課参事（情報担当）（笹倉 聡君）

総務課情報担当参事、笹倉と申します。お答えいたします。

今おっしゃられているのは、ホームページ入り口のアーキテクチャーのことだと思うんですけども、これにつきましては今後、やはりタイムリーに出すのもしかりなんですけども、いかにその情報に早くたどり着けるかというところにも重点を置いて、今後、検討していくべきだと考えておりますので、ぜひとも御協力いただいて、どういうふうにしたらいいかという御意見もいただいて、今後改修していきたいと思っております。

○1番（眞邊真紀君）

実際に、ホームページをよくごらんになる習慣をつけられたらいいのかなと、以前も言いましたけど、思います。実際に、必要な情報が張りつけられているように見えます。慣れている人には防災情報がどこから見られるのか、防災情報無線の過去の記事が出てくるところ、そこでも一部見られる。島民の方へというところも、くらしの情報の一番下に災害というのが出てきます。慣れれば見られるんですが、県道の通行規制に関する情報などは、県のホームページをごらんくださいと、URLが張りつけてあります。そのURLをクリックして見られたことがあるのかなと思うんですが、URLをクリックすると鹿児島県の地図が、大隅半島、薩摩半島含め、全域出てきます。その下のほうにドラッグしないと、屋久島、種子島は出てきません。屋久島のリアルタイムな情報が得られるかという、そんなことはないんですね。なので、そこはURLをクリックしてごらんくださいというのは、非常に無責任な話で、これは情報を町が捉えて、町のホームページで県道の情報を町道とあわせて発信していくというのが求められるのかなと思います。

具体的にいうと、荒川登山口までの町道、県道、両方ありますが、その情報がばらばらに発信されてきました。それによって、県道は通行規制が解除されたので、もうあすから荒川登山口に行けるんじゃないかという情報がSNSでぱっと発信されたりしていましたよね。結局、町道がまだだめなので、それはなかったことに、誤報でしたというのがまたSNSでぱっと流れました。だからそうして、情報がとりにくい中で、皆さんどうにか、ガイドの方とか観光客の方がわずかな情報を得たものを発信して、皆さんのために役に立とうと思って発信するんですが、それがかえって混乱させてしまうという結果を招きました。

今、実際にどういう状況にあるのか、町のホームページからちゃんと観光まちづくり課がきちんと情報に英語の表記も加えてしてくれているからいいんですけども、やっぱりぜひほかの災害の情報も、観光客も島民も全然関係がなく、入り口からどんと見られる形式をつくっていただきたいなと思います。その点、いかがですか。

○総務課参事（情報担当）（笹倉 聡君）

今、おっしゃられた内容の中で、一番問題となりますのは、所管の問題になってきます。先程言われた県と町ですね。この件につきましては、やはり今後、見ていただいている町民の方、観光客の方に関しましては、その境目はございませんので、共通して全体が見られるような情報に持っていくべきだと思います。そのためには、まず県とのすり合わせ等が必要になりますので、一朝一夕にはいかないことだと思いますが、その方向で進めていきたいと思います。

○1番（眞邊真紀君）

まさにおっしゃるとおりで、町道と県道は管轄が違います。管理しているところも違いますが、観光客、また地元の人からすると、道路を利用する者からすると、その境目というのはわからないんです。だから、荒川登山口まで行くまでの情報は、やっぱり観光立町をうたっている町ですから、町がきちんと県とつながって、情報を提供していただいて、責任をもって情報を発信するという仕組みを、一朝一夕にいかないというのはもちろん、よくわかりますが、ぜひ工夫していただけたらと思います。

次に、防災行政無線での避難呼びかけは適切かというところ、聞こえない地域がたくさんあるのも御存じかと思います。その点も含めて、御回答をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

防災行政無線での避難の呼びかけについて、お答えをします。防災行政無線による避難等の呼びかけについては、大雨や台風等による災害の発生が予想される場合など、必要に応じて注意喚起や避難に関する放送を行っております。5月18日の災害時にも、防災行政無線により大雨や土砂災害に関する注意喚起の放送や、避難に関する放送を行いました。また本町では、平成29年度に鹿児島県が運用を開始した総合防災システムを導入しております。システムを通じて、避難に関する情報や避難所の開設情報等を報道機関等に一斉に配信をし、テレビやラジオ、インターネット等により町民や観光客等に広く情報提供を行っております。

これからの季節、大雨や台風等により災害の発生が予想されます。現在、利用している広報手段はもちろんですが、フェイスブックなどSNSを用いた広報にも取り組み、災害時における適切な情報に努めてまいります。また、防災無線の難聴地域につきましては、逐次お知らせをいただいて、それを解消していくことに努めております。

○1番（眞邊真紀君）

防災無線の難聴地域は、かなり存在すると思います。私の自宅もそうなんですが、そういう山のほうに好きで住んでいるでしょうと言われたら、それはそこまでなんだよなとも思いますし、自宅にきちんと防災無線を設置していただいています。高いお金をかけて。それで情報を得ることもたくさんあって、助かっているんですが、防災無線で聞こえない方、難聴の方は島内にもいらっしゃると思うんですが、その方への対応なんていうのは、具体的に考えられているかどうか、お伺いしておきたいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

これまでもそうでした。防災無線が聞こえない、あるいはジャミジャミが入るとか、そういう情報が直接あれば、総務課のほうに連絡が入っていたと思います。今のところ、特に難聴地域があって、地区全体を改善しないといけないというような情報は担当から聞いておりませんので、難聴地区があるというのは、初めて聞きました。

○1番（眞邊真紀君）

ということは、やっぱり検討はなされていないということなんですよ。もともと身体障害として難聴の方もいらっしゃいます。生まれつき耳の聞こえない方もいらっしゃるし、お年寄りで補聴器をつけていても、合わないことによって音が鳴って外している方っていうのは相当いらっしゃるんです。なので、やっぱり外で仕事をされているとき、それはほかの人にも該当すると思うんですが、聞こえない可能性があるということで、その放送の回数を避難を呼びかけるときにはボリュームを上げられないのかとか、回数を、もううるさいという苦情があっても、ふやすべきだとかって、私は思うんですが、その点はいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

防災無線の放送につきましては、通常はこれまで2回呼んでいたやつを1回にして、うるさいという方には対応してきています。ただ、非常時であったり、避難を呼びかける場合については繰り返しというような形はとらせてもらっています。あとボリュームについては、例えば室内の個別受信機であれば個別に対応していただけるのがいいのかなとは思っています。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの難聴者に対する考え方ですが、把握については個別でするしか対応ができないと考えております。したがって、ちょっと今の段階では、まだお話はできてないということです。

○1番（真邊真紀君）

色んな障害をお持ちの方がいるので、視覚障害者、難聴者、個別に障害者も同じようなサービスが受けられるように工夫が必要だと思います。ほかの自治体で取り入れているのは、家のテレビのモニターに避難を呼びかけるテロップが流れるような仕組みをつくっていたり、あと今はスマートフォンを皆さんお持ちの時代で、持ってない方もいらっしゃるから、それは課題だなと思うんですが、やっぱり防災の情報をアプリで発信している自治体が非常にふえています。だからそういうものを取り入れて、例えば今、地震が来そうですっていうのはJアラートとかで、それは町がやらなくても情報は流れてきます。

でも、町独自で、この水害が起きそうだ、津波が来そうだっていうのを発信するには、やっぱり町独自のアプリが必要なんですよ。そのプッシュ回線で即、災害が来た、それは避難を呼びかける音だということを皆さんにお知らせする、それも教育が必要だと思うんですが、そういう仕組みが、今、ここには求められているなと思うんですが、その点はいかがですか。アプリの存在とか必要性、どういうふうに捉えていますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

そういうことは、私も十分認識をしております。若い方々、あるいは私の年齢より下

の人たちは、ありとあらゆる手段で情報を自分でとりに行く方法、そういうものを持っています。ただ、私どもより上の人たちはスマホも使わないという人もまた大勢いるというのが現実ですが、ある部分、そこの方たちをどういうふうにして救済をするかというのが大きな問題なんだろうなというふうに思っています。

ですから、先日も出ましたけれども、テレビがついたら精神的に安心するというのは、そういうテロップで流す。そういうことも含めて、だから電源をいかに確保していくかという、要するに個人の家では停電にして、テレビも見えないような状況かっていう中で、そういうことを想定されるわけですから。ですからそういうふうに、これからすぐというわけにはいきませんが、そこもこれから町としてやっていく重要な部分だと、私も思っておりますので、そういうことを順次やっていけばいいというふうに思っております。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。地域防災計画の中にも、災害別に何十ページにもわたって計画が詳細に立てられています。でも、実際にこれを実行できているかという検討はされているのかなと思うくらい、詳細な項目が上げられているので、やっぱりそこはいつでも手元にとって、ここはできている、できてないというのを把握しておくというのがまず第一段階なんじゃないかなと。

計画は、非常に細かく立っているのので、そこを枝葉に分けて物事を考えていく。それがきちんとできているのか、できていないのか、その事実を把握して、できてないのもう仕方ないことなんで、その事実だけを把握していく。災害に遭ったときに、それを知らない、知ることができないであろう、先程言った障害者の方とかスマートフォンを持たない、インターネットも使わないお年寄りの世帯が一体どれぐらいあるのかということをもっと前提として把握しておくということは、非常に必要だと思います。

使わない人がいても、スマートフォン、町内でもかなりの保有率だと思います。使う人が、ほとんどの人が知ったとき、使わない人に相当教えてあげられると思うんですね。隣のおばあちゃんに知ったことをすぐ教えてあげられるというのは、大きいと思うんです。だから、全員がスマートフォンでその発信に気がつかないといけないということを行っているのではなくて、大多数の人が知ることによって、どういうことが得られるのかということが、きちんと防災の情報を得るということに直結すると思います。もちろん、色々な工夫が必要で、予算もかかりますけれども、これはほかの自治体でたくさん取り入れている例があるので、ぜひ検討だけでも先に進めておいていただけたらと思います。

次の質問に続けて移りますが、1万2,000人以上の住民、それ以外には年間30万人ほどの観光客が来ます。観光客はほとんど、そのオンシーズンというのは、台風接

近の時期に大方の人が来られているなどというのが実態だと思うんですけども、各避難所への避難のあり方とか、集落での対応は、住民に周知できているところ、できていないところ、ばらつきがあります。なんです、観光客を実際に相手にしているお宿の方から、先日、訴えがありました。実際に、台風シーズンにお客様がたくさん来られて、災害時はどこに逃げたらいいんですかと。

やっぱり東日本大震災の後、避難口を確認したりとか、避難所を確認したりするお客様がふえているそうです。なので、実際に観光施設、そこそこで判断をしていると避難所のキャパは随分超えると思うので、やっぱり町として、観光立町を宣言している町として対策が必要じゃないかなと思われるんですが、これは外国人観光客も含めて、言語の違いもあります。そういうところはどういう対策をとられるのか、そこを質問させていただきます。

○町長（荒木耕治君）

台風や豪雨による災害発生のおそれがある場合や、新岳噴火、津波到達が予見される場合、災害対策基本法第60条の規定に基づく私の権限により、対象地域の皆様に対し避難勧告を発令することとなり、対象地域の皆様は、指定避難所への避難または避難の準備をしていただくこととなります。場合によっては、避難指示を発令することもございます。当然に、対象地域に宿泊されている、あるいは観光されている方々も対象となりますが、ここで課題となるのが伝達手段であります。

避難勧告あるいは避難指示は、防災行政無線での放送に加えて、町ホームページに掲載をしますが、確実な伝達手段としては、宿泊施設から電話連絡していただくことであると考えられます。宿泊施設におかれては、平成24年度に町内全戸へ配付をしました地域防災マップを用いて災害時の避難所を事前に宿泊客へ周知するなど、おもてなし精神を持って、きめ細かな対応をお願いしてまいりたいと考えております。さらに、来島者の利便に資するため、観光スポットや交通、宿泊などの情報を中心に、災害情報も提供可能なアプリの導入も将来的に検討してまいりたいと考えております。

国は、観光先進国の実現に向け、明日の日本を支える観光ビジョンのもと、2030年の訪日外国人旅行者を6,000万人とするなどの目標を掲げ、これへ向けて各種施策が講じられております。本町においても観光立町を目指し、外国人旅行者の積極的な取り組みを図っており、本年4月からは訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金制度を施行し、観光関連事業者の受け入れ環境整備の後押しをしております。

昨年6月に発生した大阪地震の際に、外国人への情報伝達の難しさが浮き彫りとなりましたが、各事業者が多言語翻訳機の活用や、案内表示を多言語化することで、外国人旅行者とコミュニケーションや情報伝達も改善されるものと期待をしております。

これに加えて、前述しましたアプリの導入が実現したならば、情報伝達は格段に向上

するものというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

アプリの導入にこぎつけるまで、それ相当の時間がかかるんだろうなと予測されますが、今すぐできる取り組みとして、ほかの自治体がやっている取り組みも多数あります。それをぜひ参考にされて、各観光施設、宿泊施設なり、飲食店に呼びかけをするというのを、やっぱり町がしていく必要があると思うんです。

わかりやすいのが、三重県がつくっている外国人向けの対策マニュアルがあります。これをごらんになると、こういう方法があるんだな、こういうチェックリストがあるんだなと、ちょっと見ていると、余りにもボリュームが多いよなとは思いますが、大事なことしか書かれていません。津波がどれぐらいの勢いで来るか、どれぐらいの高さがこの地域に来るのかっていう、大前提のこと、予測されることと、外国人観光客はそもそも防災について余り真剣に考えていない。津波そのものも被害に遭っている国ばかりではないので、津波ということを知らない観光客の方がたくさんいらっしゃるというのを、日本人はきちんともって、外国人に接しなきゃいけないというルールが載っています。

エレベーターの仕様に関しても、日本では地震が発生したときにエレベーターには乗るなど、これは常識になっていますが、外国人はそんなことないそうです。我先に逃げようと、エレベーターを利用するそうです。なので、エレベーターにもそれなりの英語の表記や中国とか韓国語ぐらいは多言語で表示する必要はあるかと思います。なので、早急にとは全ていきませんが、できるマニュアルづくり、観光施設に渡せるようなマニュアルはすぐにでもほかのところから引用してつくれるのではないかなと思うので、ぜひやっていただきたいなと思います。

アプリを導入したからといって、全て、即時に全ての情報が得られるわけじゃないので、そのときに落ちついてくださいとか、どこに逃げてくださいという案内は、それぞれがしないといけないわけです。床にしゃがんで、身を低くしてくださいとか、英語で書かれていて、ちゃんとこれで通じるかどうかは別として、片仮名でこれを読み上げられるように、そのときに落ちついてください、慌てないでくださいというのを、こう読み上げたら通じますというのが一覧表になってあります。

だからこういうのがあるのとないのとでは、かなり観光地として差が出てくるので、やっぱり人の命を預かっているんだという意識で、きちんとしたものを持っておかないと、インバウンドを促進するぞなんていうのは、到底言えないわけで。こういうものを持って、初めて促進している町である。その仕組みそのものを見に来ていただくこともできると思うんです。この水に囲まれた島で、これだけ豊かな水が山からも雨となって流れてきます。豊かなだけじゃなくて、本当にそれが、この前の土砂災害のように人の

命を奪いかねない力にもなり得るということを、やっぱりみんなで共有しないとイケないと思うんです。それが共有できたことがひとつの魅力になると思うので、その点、きちんとしていただけたらなと思います。

何かありますか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃることはもっともだと思いますので、今、議員も言われるように、全てがすぐできるわけじゃありませんけど、できるものから随時やって、最終的には議員がおっしゃられるような、そういう弱者に優しいといいますか、外国人、訪日客に優しい、そういう島づくりができればいいと思いますので、内部でハッパをかけながらやりたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

外国人や弱者に対する対応はそうなんですけど、住民に対する避難勧告のあり方、避難所のあり方そのものも、話を戻すようですけども、やっぱり検討しなければいけないと思います。具体的に、これは例を上げなきゃなと思っていたんですが、この前、5月18日に避難勧告が全島に出されました。そのとき、安房支所の近くにお住いの方が、安房支所に駆け込んでいったら、ここは避難所じゃないので、安房公民館に行くようにと言われたとおっしゃっていました。

安房公民館を尋ねたら、鍵がかかっていたという話があったので、そこはやっぱり勧告を出すからには、避難所が本当に開設されているのかどうかというチェックが必要になると思います。もちろん、その避難所をあける方も自分の身の危険があれば、家を出られない瞬間があるのは当然です。だから、そういう背景がありながら、避難所をあけないといけないということも町民に、最初に指し示しておかなければいけない。

避難勧告が出たからといって、すぐに家を飛び出したことによって犠牲になる方が、この大雨の災害のときには多数いらっしゃると思っています。なので、家を出るタイミング、夜間、大雨が降るときに避難していいのかどうかということも含めて、そんなこと考えればわかるでしょうと言わずに、やっぱりそこはきちんとしたルールづくりが必要なんじゃないかなと、改めて思いました。

その点、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

勧告を出す前に、そういう周知徹底をして、まずそこからやっていきたいというふうに思っております。

先程の件もそうなんですけども、インバウンドの件で、観光協会と一緒にあって、あるいは関係機関と一緒にあって、そういうものをつくり上げていきたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

ぜひ、1問目も2問目の問題も、本当に人の命にかかわる質問なので、対応をよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

13時30分まで休憩します。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、岩川修司君に発言を許します。

○15番（岩川修司君）

皆さん、お疲れさまです。一般質問も二日目でございます。今回の一般質問は、9名出ておりました。そして私は8番目でございます。野球でいいますと、8イニングに入ったばかりと、まだ0対0のままではなかろうかと思えますけど、荒木町長の投げた直球を、私が見事に打って、ホームランをしてみたいものだなあとというふうに考えております。

それでは質問に入る前ですが、少し、ほんの少し時間をいただきます。まず何はさてあれ、荒木町長、全国離島振興協議会の会長再任、まことにめでとうございます。そしてまた、3期目の出馬表明、ぜひ目的に向かって頑張っていたいただきたいと思います。

さて今回の豪雨によって、下山できずに孤立した314人の皆さん、全員無事下山の吉報を聞き、大変喜びと、そして安堵いたしたところでございます。この場を借りまして、町民の1人として救出作業に尽力つくされました自衛隊、海上保安庁、県警、分遣所、消防団、ガイド、そして関係各位の皆さんにお礼を申し上げます。また、大変寒さ、そして不安の中、一晚過ごしたときのガイドの皆様方の心遣い、私たちが無事下山できたのは、ガイドさんたちのおかげですと、大勢の登山客の皆さんがインタビューに答えているのをテレビで拝見いたしました。

おお、屋久島のガイドも捨てたもんじゃないねと、私はそのときに思ったことを、家内と2人で述べたことは、いまだに忘れておりません。本当に、感銘をしたものでございました。が、しかし、6月8日の南日本新聞の記者の目の欄に、今回のガイドの記事が出ておりました。少しだけ抜粋して、読み上げたいと思います。「今、思えば、ガイドは天気を予想して、事前にツアーを中止することができなかつたらうか。ツアーを

中止したガイドも複数いたことを確認したと。それぞれに前日を含め、あの日の空は異様な雰囲気だったと語った。危険な状態から安全に下山させるより、危険な目に遭わせないこと、これが本来のガイドの役割。そのことを含め、今後の対策を検討してほしい。」と記載されておりました。

私も、この記事に目を通したところ、ああ、さすが、このとおりだなと感じ、そして痛感したところがございます。この記事からもわかりますように、車の運転で例えますと、だろー運転、かもしれない運転というのがございます。これも私は同じように捉えております。すなわち、大雨にならないだろうと、土砂崩れは起きないだろうと、登れるだろう、の行動より、大雨になるかもしれない、そして土砂崩れがあるかもしれない、登れないかもしれない。かもしれない行動を実践することは、今後、ガイドに課せられたことだと、私は感じております。今回の災害体験を機に、そして教訓にして、町一体となり何らかのルールをつくり、ガイドの皆さん、ガイド業に精進されますことに御期待を申し上げます。

それでは、少し前置きが長くなりましたが、通告に従いまして、質問を行います。質問は3点でございます。私の質問のときには、0点、0点と、検討、検討が全て横にいる町長の言葉でございますが、今回は私、前置きの中にホームランを打ちたいと述べました。ぜひ、よろしく願いを申し上げまして、それでは、1問目、豪雨災害、2問目、危険箇所再調査について、3問目、屋久島町機構改革について、の3問でございます。

まず1問目の豪雨災害については、初日の総括質疑で同僚議員の質疑がございました。答えが重複するということは多々あるということは、十分に認識いたしております。ですが、私は一般質問で、その前に出しておりました。総括質疑の前ですから、ぜひ、ここは御了承いただきたいと思っております。

5月18日、50年に一度の想定、大雨ですさまじい災害が起きました。土砂崩れ、橋の崩壊、道路の寸断、まだまだ数多くあると推測されます。今回における災害場所、災害内容、調査内容、結果及び対策、それぞれ私が述べた質問事項に、町長、明確に答えをお願いいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川修司議員の質問にお答えをいたします。本町におきましては、5月18日の豪雨により、県管理関係では、県道9カ所、港湾1カ所、町管理では、町道14カ所、河川5カ所、農道5カ所、林道5カ所の計29カ所が被災をいたしました。復旧対策としましては、補助事業で公共土木災害復旧事業により4カ所、その他の箇所については、単独事業で起債事業の一般単独災害事業債において対応をしております。

○15番（岩川修司君）

町長から答弁をいただきました。その中で、ちょっとかいつまんで質問をさせていただきます。楯川の橋の問題でございます。すなわち、崩壊問題。今現在、非常に危険な状態に陥っております。そしてまた人家も結構あります。近いです。なお、歩道として、生活道として使っております。大変、住民にとっては不便さを感じております。なおかつ、あの区域というのは、大変県道幅が狭く、カーブでございます。もう町長御存じのように、たぶん、両手の指で数えるぐらいの事故を起こしております。そういうところでは。

まずは、何より先に最優先して、復旧作業に取りかかっていたいただきたいと思います。思っておりますが、いかんせん、総括質疑の中で色んなどういう流れだろうとか、私の同僚議員が聞きましたが、ぜひもう1回、私の一般質問ですので、なかなかこれを取り下げると、もうほかにございませぬから、そこをもう一度再認識のために、ぜひお答えをいただきたいと思います。対策、どこまでの流れでどういうふうになりますよというような対策案をもう1回、お願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃるとおり、集落内で歩道のない集落は、今、南部のほうでは、麦生集落をやっておりますんで、私が町長に就任をしたときに麦生の集落がないということで、あそこに歩道をつけるように、なかなか予算が厳しくてつきませぬけれども、今、それをやっている状況です。

その後、県にお願いをしているところは、今の楯川の歩道と橋に何とかならないかというのと、もう1カ所は志戸子の集落にちゃんとした歩道がないということでございます。だからそれを今、やろうということでございます。ですが、今度の豪雨によって、橋台といいますか、右岸のほうの橋台が崩れているということでございますので、それは早急に、災害ですから、総括でも建設課長が申しあげましたけれども、現状復旧というのが災害の基本ですけれども、できればあれをかけかえるような方法が何かできないかということで、また詳細は建設課長に説明をさせます。

○建設課長（日高一成君）

楯川の橋梁について、再度お答えいたします。

今現在では、本省との協議、それが終わったら7月末に災害査定がありますので、そこでどのような復旧になるかというのは、もう決定いたします。その後、すぐ復旧工事にかかりたいと思っております。その前に、今、右岸が危ないということで、応急工事によって来週あたりから大型の土のうを積んで、右岸のほうを守って、県道の橋を守るという応急工事をするようにしております。

以上です。

○15番（岩川修司君）

課長、並びに町長から詳細な内容説明、そしてまた流れとしては、あとでまたするということですが。今、災害の中の、いわばヒアリングに行き、そして色んなことを課長に話を聞いたりしますが、その中では本当に災害復旧というのは、現状復旧というのは等しくなるわけですから、なかなか2メートルにするにしたら、また違う方向性に行くのかなと、金額も幾らか減額になってくるのか、そのままいくのかなというのは、まだ確かめはしていませんが、その点、災害のほうで何とかやっていただき、そして、町の持ち出し分は少なくなるように、ぜひ頑張ってくださいと、ここに期待をしております。

これについては、梶川の問題については同僚議員が質問をしましたから、それぞれまだ、私のこのつたない脳の中にもまだ入っております。

それでは、ちょっとこの災害の中でかいつまんで、楠川集落内の人家近くの裏山、土砂崩れ災害、町長はいつも安全で安心して暮らせる、町民に優しいまちづくりと、事あるたびに言っております。まだまだ本当に梅雨は終わっておりません。これからが大雨になる可能性というのも大であります。もし大雨になりますと、今度は壁でとまるどころじゃなくて、ちょっともう飛び越すのではなかろうかと思われます。まだ、そこは森林管理署のところでございますけど、でも、下のあれは町民の家です。そういうことであれば、やっぱり町として、何かできることはないだろうかと、そういう観点から質問をさせていただいております。

ぜひ、行政としての対応策があれば、答えてほしいです。

○建設課長（日高一成君）

ただいま修司議員がおっしゃられたように、原因としては森林管理署の山が崩れて、あの2軒のほうに土砂がきているという状況です。仮復旧といたしまして、近々、森林管理署さんのほうで土のうを積んだりとか、そういうことをやって、その予算が通ったら、8月以降というふうに私は聞いているんですが、森林管理署さんのほうで本復旧をやるということは聞いております。

ただ、今、現状としては、まだ土砂がきている状況でしたので、人家か道路まできている土砂については、もう町のほうで近くのほうに邪魔にならない程度に復旧はしております。なるべく早く、また雨が降って、また来ないようにということは、その2軒の方たちのほうにも一応、気をつけてくださいということは伝えてあります。できる範囲としては、今、町のほうでは土砂を取り除いたぐらいですかね。

○15番（岩川修司君）

町としては、町としてのできることはやっていると、そういうお答えでございましたが、大雨になった場合には、ほんの少しの心遣いで結構ですから、電話一つで、いけん

やろか、そこ崩れちゃらんだらうかいと、それもひとつの行政サービスの一環だと思っております。そして私は4日ぐらい前に、楠川集落のところに行ってまいりました。現在、大小にかかわらず5カ所が崩れております。そのときに行ったら、先程言いました森林管理署の人たちが8名ぐらい来ていました。そしてドローンを使った撮影をやってまいりました。私が中に入ろうとしたらとめられまして、そうしたら撮影をするから、撮影の間はちょっとお願いしますということだったんですけど。その中で、もしかしたら町からも対応を先にしてくださいよと、何とかしてくださいということが、多分出てくると思うと。

やっぱり財産、生命を失うことですから、そういうところはちゃんとしたことがきまずよと言ったら、わかりましたということでお話は終わったわけですけど。だから町としても、心遣い、そういう行政サービスの一環として、大雨のときにはあったわけですから、それで二次災害が起きたら、今度はかなり流されると、そういう状態ですから。大雨のときには、おばちゃん大丈夫かとか、そういう心遣いだけはしっかりやっていただければと期待します。

それでは、2問目の質問に入ります。危険箇所の再調査について、過去に、もう何年か忘れましてですけど、中馬課長時代から、前の鹿島課長の前当たりからだとは私は認識をしておりますが、危険箇所の調査というのを建設課において、町道、農道、調査、検証した経緯はあります。今回の災害を含め、大小にかかわらず、再調査、並びに検証すべきと考えますが、なお、やっぱり1次産業の問題とか、色々ございます。各集落の区長さんに聞き取り調査をすることも、私は大変大事だと思っております。町長の見解を求めます。

○町長（荒木耕治君）

危険箇所の検証につきましては、毎年、集落ごとに県下一斉防災点検として、危険箇所の点検を行っており、特に保全対策が必要な箇所については、対策事業を計画し、実施をしているところであります。以前、建設課においても、危険箇所、集落要望箇所の調査を行った経緯がありますが、今後は、駐在員会において再度お願いをし、調査、検証を行ってまいりたいというふうに思っております。

○15番（岩川修司君）

農地保全のための調査検証というのは、確かに町長がおっしゃるとおりに一生懸命、農業委員会、前の農林水産課とか、建設課とか、そんなことを一生懸命やっておりました。でも、今回の災害を含めですから、まだ少しはあるだろうと思われま。ぜひ、建設課の方ももう一度、町長と話をしながら、あそこはやられているんじゃないだろうかと来た場合には、ぜひ足を向いていただくように、ここに希望いたします。

それでひとつ、またこれもかいつまんで質問いたします。屋久島町一円町道、農道の

橋梁、どのぐらいの数がありますか。町道、農道として、教えてください。

○建設課長（日高一成君）

私は林道のほうの把握はしているんですけど、林道で20橋、あと町道、農道はまたあともってということをお願いしたいんですが、はい、すいませんが。

○15番（岩川修司君）

多分、町道は五十幾つじゃなかったかな。私もよく把握していませんが、前の建設課長さんに聞いたことが、いつの間にか私の記憶の中から飛んでいっています。ぜひ、あとで教えてほしいものと思います。

その中で、一番古い橋というのは、私の記憶の中では、平野のところの農免道の、前同僚でありました日高忠見さんのところの手前のほうにカーブになったところがあるんです。あれはかなり古い。私が議席をもらった当時に、その質問をしたことがございます。一番古いと。その中の、そこの検証はしたことがあるんでしょうか。建設課長、そういう申し合わせ事項みたいなのがあれば、答えてもらえますか。

○建設課長（日高一成君）

今、町道と林道に関しては、橋梁保全の点検を行っています。農道の橋については、県が行った農道の橋ですね、松峯大橋とか、そういう県主体で行った道路にかかっている橋については、農道は行ったんですが、今おっしゃられる洋夫さんのところですかね、あそこはしておりません。今後、していくように努めてまいります。

○15番（岩川修司君）

たしか、私の記憶の中では、向こうが一番古いというふうに感じておりました。そして、もう今は退職して、一生懸命ゲートボール、そしてグラウンドゴルフに専念なされている相良節さん、彼が課長時代に、ここが一番古かろうと、そういうことを言っていた記憶もございます。ぜひ、そこは行って、大丈夫だろうか、雨でどのぐらいもてるだろうかということをご確認していただきたい。そのように思っております。確認をしてみるといふことですから、それ以上の質問は、私にはないだろうと思います。

それでは、安房の里町地区の水明荘の裏山のことで。今回の大雨でまた土砂崩れが起きております。そして前回のときには、大石が台所の壁でとまりました。今回は土砂が、危なく、その近くまできておりました。多分、課長は目にしていると思います。本当に今回も大惨事の前にとまっている。運のいいといたら、相手にとれば失礼なことですけど、よかったかなという感じはしておりました。今後、大雨になると、本当に2次災害になるということは大です。調査して、何らかの対策をとるべきと、私は考えております。町長の見解をお願いします。

○建設課長（日高一成君）

以前、水明荘の裏がちょっと崩れて、町のほうで土砂の取り除きは行いました。そこ

を治山事業でということで県にお願いをして、事業をするところまではいったんですが、裏山の土地の地権者の承諾が得られずに、今の状況でとまっているというところがございます。今回の土砂についても、土砂の撤去は町のほうで行いたいと思っております。

地権者の同意については、私と町長と福岡まで行って、その地権者の人をお願いをしたんですが、本当に門前払いでした。何回か行っても無理だろうなどは思っているんですが、そのときが来たら、もう一度お願いをしようとは思っております。

以上です。

○15番（岩川修司君）

確かに、課長のおっしゃるとおりです。あそこは筆界未定地です。筆界未定地であった場合に、ただ1人の人が課税していたと。もうお亡くなりになりました池亀校長先生、彼はちゃんと課税をしていたと。でも、その中で時効取得証明書の中でやると、もうその人のものになる可能性というのは十分にあり得るんです。そして私も県に行きました。当然、林務のほうでしたから、ここは危険箇所だから、急傾斜でできないかと言いますと、なかなかそれは難しいと。であれば、林務の防災のほうの災害ではなくて、予防防災、予防のほうで何とかできないかっていうことでお話をしましたら、今、課長がおっしゃるとおりです。地権者の方の了解が受けられない。

それであっても、あそこには何軒かございます。やっぱりそういうところは、もう一度、そこで諦めるのではなくて、もう一度、課長の手腕をぜひ示してほしいものと思っております。この質問というのは、それが解決しないと前に進まない質問でございますから、その解決法をなるべく頑張ってくださいたいと、そのように思っております。

今度はちょっと場所が変わります。平内地区なんですけど、これは同僚議員の相良議員と私も同じ考えだと思っております。相良議員が述べるのを私が横取りしたような感じですけど、それは勘弁していただきまして、平内地区のC P Pサイトウって御存じだと思います。それは修理工場、そしてあとは塗装業を行っております。そこの横の河川です。かなりの規模で浸食されております、やられております。これは以前、湯川の橋をつくるときに、迂回路として使っておりました。大雨によって、あそこの橋が落ちた。寸断して、車の中に1台飛び込んだ事件がありました。それからもうかなりたっております。そしてその上のほうはずーっと浸食されてきております。だから今回、またそういうところは、課長、確認はできましたでしょうか。

○建設課長（日高一成君）

今おっしゃられている箇所については、修司議員から聞いて、初めて知りました。そのとおりです。今後は、その現場に行って、実際見て、どういう対策ができるのかということを検証してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番（岩川修司君）

ぜひ、力を発揮していただきたいものだと思います。でないと、あそこにある事務所、そして横にある色んな部品置きとかそういう、あとは地金を置いたりしているところもございますけど、そのところが全てなくなっていくという可能性は本当にあります。ぜひ、担当課の力をぜひ発揮していただければと思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。屋久島町の機構改革によって、大幅な機構改革のもと、町長提案を屋久島町議会で議決をいたしました。そして現在に至っておりますが、ここ何回ともなく見学にまいった皆様が、ほとんどの方が声をそろえて言っております。これはわかりづらいと、わかりにくかとよねと、そういう言葉が多いです。私も、そのときには少し責任を感じました。そして、反省をしているところでございます。

例えば、その一つを申しますと、納税意識の高揚を図るためにも、税務の課名はやっぱり残すべきだったのかなという、私の認識であります。また町長の認識と私の認識は異なるだろうと思っております。でも、なぜ残せなかったのかなということを、町長、答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今回の機構改革は、平成29年度から検討してまいりました。県内の市町村、類似団体市町村、目標とする職員数の規模の市町村などの状況の調査をし、素案を作成し、各課とのヒアリングを行ってきております。その後、改めて素案を見直し、協議を行い、全体協議へ移行をしております。例えば、企画と財政を一つの課に配置したり、課長補佐級を統括係長とし、より実務的な業務をとるようにしたり、またあわせて少人数の係をなくし、関連性が高いと思われる係の統合や、課の統廃合など、係及び課全体で補完、連携しながら業務を遂行していく体制づくりに務めたところであります。

議員の御質問にあります町民にとっては、わかりづらいということに対しては、真摯に対応をしたいと考えているところであります。どの自治体もそうであろうと思いますが、機構改革を実施した際は、住民への周知は丁寧に対応すべきだと考えております。今回は、新庁舎の完成にあわせて、機構改革の実施をするということで、準備を進めてまいりました。新庁舎の移転作業に加えて、機構改革、人事異動等、職員には負担となったでしょうが、移転を終えて約1カ月、町民の皆様に迷惑をかけたこともあったかと思われませんが、おおむね順調に新庁舎での業務はスタートできたのではないかと考えております。新庁舎の特徴として、窓口棟には住民票の発行や、税、水道、保険、福祉関係など、町民に最も関連する部署の配置をしております。課というくくりはありますが、多様なサービスが求められる中、横の連携も含め、スムーズな対応ができると考えております。

また、これまでと同様、宮之浦、安房、尾之間、栗生、永田地区には、出張所として

一部増員をするなど、きめ細やかなサービスの提供に努めております。さらに電話での問い合わせにつきましても、業務の所管を丁寧に説明するなど、対応していきたいと考えておりますので、時を経るごとに町民の皆様に浸透していくものと考えております。

次に、納税意識の高揚を図るためにも、税務の課名は残すべきだったとのことでございますが、税金のほかにも水道使用料、介護保険料、保育料、住宅使用料など、幾つもの徴収をしなければならない歳入科目がありますが、それも町にとっては大事なものです。今回の機構改革では、税務課は町民生活課と統合し、町民課に編成をしたところですが、納税意識の高揚は重要なことですので、これまで以上に口座振替の奨励や、収納率の向上、さらには子供たちへの租税教育などを通じて、納税意識の高揚に取り組んでいきたいと考えております。

なお、この組織体制が永続するとは考えておりませんので、時期に応じた組織体制に変革をしていくことはもちろん考えておりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○15番（岩川修司君）

町長がおっしゃるとおり、業務的な遂行というのは、そこで働いている人ですから、全然問題なくやっている。ただ、来た人はわかりづらいなというのは、今のところ事実なことですから、まだ条例というのは、町長で、うちなんかは議決をして変えることもできるわけですから、法令は変えることはできないけど、私たちでは、条例は変えることができる。その中で、おいおい今のところ不満がないと。その中で、大きく問題になったら、もう少し考えていただきたいと思っております。

ひとつ言いますと、合併前には上屋久町は町民税務課という形の中で残っておりましたから。私も町民税務課で残るだろうなという、自分なりの考えはしておりましたが、町民課としたときに、税務はどこやろかって、やっぱりこういうふうに聞かれる場合が多いです。ぜひ、そのときには、条例を変えるときがきたら、何らかの形で、ぜひ変えていただければと思っております。

それと、次に町長、私は、あなたは有言実行の町長だというのは、いつも自負いたしております、現場サイドの町長と。そこでひとつ。町長は新庁舎には総合案内所を置くよということを、私はちょっと耳にしたような、議員の方々もそれを聞いたようなことがあると思います。総合案内ですね。それを何かのことで質問も質疑とかされたこともあると、議事録を調べてみればわかると思います。私はしていませんけど、ほかの同僚議員がした経緯はあると思います。

そこでひとつ。なぜ設置できなかったのかなというのを、ちょっと聞いてみたい。

○町長（荒木耕治君）

今の総合案内所ということでございましたけれども、最初、この庁舎をつくるときに、

なるべく住民の方が動かないでワンストップで、職員が動いて色んなことをやろうという、そういうものを目指そうということで、機構改革も含め、課の統廃合もやって、そうやってわかりやすいものにしようということで最初始まったということでございます。

ですから今、議員が申されるように、税務課はなくなって町民課になったということは、これをやる時に、最終的には議会の皆様にもこういうことでやりますよという説明はされたと思っております。その中で、どういう議論があったのかわかりませんが、総合案内所については、私が1人言ったのか、私の記憶も定かではありませんけれども、当然、そういうふうな案内というのは、最初はつけるべきなんだろうというのは、個人的には思っておる。

○15番（岩川修司君）

私は町長よりは二つも年下ですから、記憶も2年ぐらい、まだ新しくできるんじゃないかと。頭のよさが、私より町長がかなりの高い人ですから、私の記憶が間違っていたのかなというふうに認識せざるを得ないというふうに思っております。でもやっぱり、人が来たとき、まず会計課の農協のところ、金融の支店のところに聞く。何課はどこですか。わからないですよ。そのためにもやっぱり、あそこに番号があっても、その番号を見ながら移動するという人はいないです。何番に行ってください、っていうのが、私はできることなのかなというふうに思っております。そこはぜひ、町長、何らかの形で考えて、やっぱり置いて、その部屋をつくるわけでもないですから、そこにちょっとしたスペースで、そうするといいのかなというような考えは持っております。

ぜひ、そういう方向性に向かえばいいと私も思っていますので、そこら辺はまた考えをあとで聞かせていただければと思っています。

それではもう、最後の質問になりますが、会計課について。私は会計課というのは、全く別個だと思っております。全体が見渡せるところにあるのではなくて、別個のところ仕事をするというふうに、私は今でも認識はいたしております。でも、場所として私は悪いということはありません。あそこについて、そんなに高くないです。これより安いです、これよりは。つい立てを立てて、別に高いつい立てでなくても結構です。頭の高さぐらいでつい立てを立てると。そういうお考えがあるかどうかというのを聞かせてください。

○副町長（岩川浩一君）

以前に、岩川議員から、私はそういう話をいただいたことがありますので、私のほうから答弁させていただきます。

その前に、総合案内所の件ですが、確かに議会で議論になりました。それは私も記憶をしております。そこを設置するか否かということについて、明確に決めなかったものですから、こういうことになっているんだと思うんですが。必要であれば、先程町長が

申しあげましたように、設置をするか否かというのは、またこれから検討させていただきたいと思います。

それから会計課のつい立ての件ですが、現金を扱う、現金を伴う伝票を処理するということからすると、ああいうオープンなスペースでいいのかという議論は確かにありますので、課とも十分、これから協議して、会計管理者とも協議しながら、対応していきたいというふうに思います。

○15番（岩川修司君）

最後に、フォアボールで歩いたかなと、ホームランを打ちそうなのが、ホームランを打ち損なって、2ストライク3ボールから、町長は高めの球のボールを投げた。そして私はファーストまで歩いたかなと。そして、最後の9番目のバッターがいます。そのバッターに期待をいたしまして、これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩川俊広君）

14時30分から再開します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、岩山鶴美君に発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

3番、岩山鶴美です。皆様、お疲れさまです。修司議員、大変なプレッシャーをありがとうございます。痩せる思いです。今回の一般質問の最後となりました。あと少しのおつき合いをお願いいたします。

さて、同僚議員も話題にしておりましたが、今回の5月18日の豪雨災害は、数々の爪跡を残しました。しかし、亡くなる人、そして大きなけがをする人がいなかったことが何よりであったと思います。離島に住む私たちにとって、時に自然災害は教訓であったり、悟りであったり、学びであったりと、そんな気がしてなりません。先人はもちろんのこと、今を生きる私たちも自然とともにいつも前向きでありたいと改めて思うことでした。

安房港も、この自然災害のあおりを受けて、水深が安全基準より低くなってしまったために、浚渫工事が続いております。そのため、高速船も安房港への入港ができなくなり一月近くになりますけれども、住民の皆さんからいつになったら安房港に船が入るようになるのけ、宿泊客の予約も入らない、観光客も少なく、お店も暇で、これがいつ

まで続くのかねとの声が聞こえ始めました。栗生、中間方面の方々は、なおさらのことだと思います。

数日前に、私は県の担当課長にお会いし、進捗状況を伺いましたけれども、はっきりとした数値はまだ言うことができません、安全基準が確定するまで、まだ少しかかりますとのことで、言えることは船を1隻ふやして、2隻で工事を始めていますと、大変申しわけなさそうに話をされました。高速船が1日も早く安房港に入港できるようになることを願うばかりです。

さて、今回の私の質問は、1番目に門野医院閉院後の対策について、2番目に救急車の配置の見直しについて、3番目に人口減少、少子高齢化に備えての取り組みについての3点です。1番目の質問は、明治の時代からいつも集落の方々の身近にいたドクターがいなくなったことで、一湊集落や町民の方々の不安をどう捉え、今後の地域医療をどのように考えるかを伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えをいたします。

本件については、1月31日に一湊区から門野医院の廃院に伴う要望書をいただいたところです。要望書には、一湊地区は高齢者が多く、徒歩で通うことのできる身近な門野医院の閉鎖は一湊区民にとって大きな問題であるため、町の診療所としては考えられないかと、3点について要望がありました。要望書への回答として、町では、町立診療所として新規開設することは考えていませんが、町内の医療機関に出張診療等での医師の派遣協力ができないか、の働きかけを行う旨の回答をしたところであります。

その動きの中で、屋久島地区医師会にも事情を話したところ、医師会に加入している医師で、通常診療は難しいが、何らかの形で支援をしたいという医師がいるとの話を伺い、現在、その医師と接触中であり、よい感覚を得ていると聞いております。私も議員と同じように、一湊地区に100年以上続いてきた地域医療の火は消したくないという思いがありますので、できる範囲で支援をしていきたいというふうに考えております。

○3番（岩山鶴美君）

今、町長がおっしゃったとおりだと思います。3月で一湊の門野医院が閉院いたしましたけれども、一湊の方々にお聞きすると、本当に明治のころから身近にドクターがいたということで、私は知らなかったの、そんなに古くから町民のそばにドクターがいたんだなということで、大変びっくりいたしました。そのドクターがいなくなったことで、不安を抱えている人がたくさんいらっしゃるんです。

町長のお話にもありましたけれども、私も大変気になりまして、一湊の区長さんに話

を聞き、町民の方にお話を聞き、またいち早く町長に、町長、こういうことですけども、地域医療についてどのような考えですかということで、町長室を尋ねたことがあります。

町長はやはり、町民の身近な医療として何とかせんといかんなどということでしたので、今、担当課に調べさせているんだよということでしたから、私も担当課長とお話をして、これはどうにかしないといけないですよねという話で来たんですけども、28年間にわたって、集落の医療を支えてこられた門野先生も、きっと後ろ髪を引かれる思いで帰られたのではないかなと推察いたします。

少子高齢化は、どこの地域も大きな問題なんですけれども、特に先程も言われたように、屋久島の中でも一湊は高齢化率が高いところです。だからこそ、身近にいた先生が救急から看取りまで、本当に親身になって携わってこられたんだなという、本当に地域になくてはならない存在であったんだということがわかります。今、町長の話ですけども、医師会にもお話をしたということ、それから町の診療所はちょっと無理かもしれないけれども、出張診療の話が出ました。

そのことについては、町長の今の答弁ですと、どのくらいからというか、何か、その後変わったことの情報がありますでしょうか、お願いします。

○健康長寿課長（日高孝之君）

健康長寿課長の日高です。

ただいまの御質問ですけども、今接触している医師については、話をする中で、今現在、月1回から2回という程度の診療ということでもありますけども、ただこれについても、今後、経営的な安定とか、そういうのが見られれば回数の増とか、そういうことも考えられるだろうというふうに思っています。

そういった中で、今現在、施設が町有の施設でありますので、その施設について、すぐ診療ができる体制を整えるということで、最低限の備品の整備、そういったことを今考えておまして、今回の議会にもその備品について予算の計上をして、また来週の委員会のほうで審議をしていただくということを考えております。

以上です。

○3番（岩山鶴美君）

今、課長の答弁にありましたけれども、はっきりいって、小瀬田みんなの診療所の肥後先生に、私もこの先生に頼るべきかなというのがありましたので、お話を伺いました。先生は、きょうにでも、あしたにでも、僕は聴診器と薬を持って、すぐに飛んでいきたいんだという、自分のふるさとでもあるので、自分にできることはやらせていただきたいと、すごい熱い意欲を感じました。

今、どこにおいてもドクターの不足があって、身近な徳洲会病院でさえ先生を確保できない悩みがございます。でも、私も前に一般質問の中にも町長にお話ししましたけれど

も、肥後先生が離島医療を真剣に考えて、取り組んでらっしゃる。やっぱりそこにやる気のある先生がいて、僕が行って、とにかく一湊の人たちの身近な存在でありたいという、その熱い気持ちは、もう本当に協力していただけるしかないかなという思いがあります。

今、課長が何日の診療になるかわからないけれども、少しずつ進んでいることもわかりました。やっぱり住民の思いというのをしっかり受け取ってもらって、町長も、それから行政も、それは一日も早く町民の心に支えてあげることが役目だと思いますので、そこはぜひ頑張ってくださいなと思います。

こういうのを何ていうのかな、もう願ったり叶ったりという言葉どおりじゃないかなと私は思っています。きっと、そういうことが、今、町長や課長が言われたことが進んでいくなれば、一日も早くそういうことができて、町民の皆さん、一湊近辺の皆さん、町民の皆さんがよろこんでいただける、安心して暮らせる町として成り立つならば、大変いいことだと思いますので、高齢者は朝、ぐあいが悪いと病院の先生に頼りたくなる。近くに病院の先生がいらっしゃると、先生の顔を見て、聴診器を当ててもらって、大丈夫だよという声を聞くと、それだけで元気になる。そういう中で、身近に先生がいるということで、救急から看取りまでが本当に穏やかに、そこに先生の役目がある。そして、町民が不安もなくそこに過ごせるというのが本当に大事じゃないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

当初、門野先生がいなくなるということで、私はまず常駐医で来てくれる先生はいないかということで、私も一湊の区も、色んな人たちにお願いをして、門野先生のかわりに常駐をしてくれる先生はいないのかということで、当初そういうことでやってまいりました。そもそも、門野先生がなぜ閉めて引き揚げなければいけなかったかという内情は、要するに売り上げです。病院も売り上げというそうですけれども。結局、経営上の問題が非常に大きかったという。年齢もあるんですけれども、一番はやっぱりそういう。今言うように一湊というのは、昔から漁師町で、にぎわいのあった、宮之浦の次に人口も多かった、そういう時代がありますから、そういうときには立派に病院として経営が成り立っていたと。だんだん過疎化が進んできて、現実的にはそういうことになっていったということでございます。

ですから、それでもやはり身近に先生がいなくなったということは、それは精神的なものがすごく大きい。ましてお年寄りにすれば、そういうことだろうと思う。ですから、今色々ところでそういうお話をして、行ってもらえるという先生がいらっしゃるので、あれは町の設備ですから、あれをちゃんとした設備に町費を入れて、まずはクーラーと

かそういう色んなものも古くなってきていますから、そういうものをまず町でそういう環境を整えて、そこでやってもらえませんかというのが、一つの筋なのかなという、私のほうは思っています。またそういう形では、まずは月に1回を月に2回、3回、あるいは週1ぐらいで行ってもらえるような、そういう形にできていけばいいのかなという思いで、内部でもう少し、そういう準備を進めていきたいというふうに思っています。

○3番（岩山鶴美君）

今、町長がおっしゃってくださいましたけれども、先生がいなくなって、住民の方が不安に思う中に、当然、区長さんを始め、一湊の区議会議員の方々や、それから同僚議員も一緒になって、町長に要望書が出されたわけです。今、町長がおっしゃるように、本当に中身的には、先生がなぜ帰られることになったのかっていうのは、一湊の人たちの人口が少なくなった、半分ぐらいになった。先生も高齢になった、色んな要因があったのですけれども、やはりその一湊の人たちの、明治のころから近くにいた、ドクターが身近にいたと、そういうことを考えるときに、そういう町政がバックアップして、地域医療として捉えてやっていただくということが一番だと思いますので、なるべく早くそれが現実にできるようにと思っています。

あと、肥後先生は到着したときも屋久島でやっぱり認知問題もあったりしたので、僕はじゃあ認知のことも資格とってこんといかんって行って、すぐとりに行かれました。やっぱりすごいやる気のある先生ですし、もしかしたら今は栗生の先生が行ってらっしゃいますけれども、口永良部のほうには、そこにまた口永良部のほうにも行ってもらうとかすると、口永良部の方たちも安心して、2人の先生が交代で来てくれるとかとなると、いいふうにつないでいけると思いますので、ぜひ話を進めて、一日も早く皆さんの気持ちに伝えるようにしていただきたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次は、救急車の配置の見直しについてです。救急車を小瀬田の旧本庁に配置して、1カ所ふやすことで救急医療をさらに充実させる考えはないのかということ伺いたしたいと思います。町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

1分1秒を争う救急医療において、救急隊が素早く現場に到着をし、患者に処置を施すまでの時間が短いほうが救命率の向上につながることは言うまでもありません。議員の御指摘のとおり、旧本庁舎に救急車を追加配備した場合、近隣の安房地区や小瀬田地区においては救急隊の到着時間が現在より大幅に短縮され、救急医療体制は充実するものと思われませんが、現在の消防職員数や車両の状況等を考慮しますと、次のような課題があり、追加配備は困難であると考えております。

まず、消防職員の勤務体系についてであります。現在、両分遣所では所長を含め32名

が勤務をしております。1分隊5名編成で対応しており、旧本庁舎に救急隊を追加配備した場合、1日当たり3分隊15名の職員が24時間勤務することになり、勤務日数等の問題が生じる可能性があります。次に、二次出場についてであります。救急の二次出場が発生した場合、場所によっては救急隊の到着が現在より著しくおくれること、また救急出場中に火災や事故が発生した場合、職員が確保できない可能性があり、初動がおくれることも想定をされます。

近年、救急出場件数は増加傾向にあり、高齢化の進展等により今後、ますます救急需要は増大すると推測をされます。救急需要の増加に伴い、時間外勤務や休日出勤など、消防職員の負担も増加するものと思われませんが、現状として救急隊を追加配備できるほどの職員や車両、資機材の大幅な整備は困難な状況にあります。限られた人員で、適切に救急業務等に対応できるように、救急車の適正利用について周知徹底を図るとともに、勤務体系や人員配置などについて両分遣所や熊毛地区消防組合等と協議を行っていきたいというふうに考えております。

○3番（岩山鶴美君）

町長、私は12月の議会の一般質問の中で、北・南分遣所職員の充足について質問をいたしました。55.5%の充足率というのは、県下で下から3番目ですと。大事な機能を果たさなければならない部署には人をふやすべきではないですか、予算もつけるべきではないですか、命を守らないといけないと思いますが、ということに対して町長は、本町の財政面を考慮すると不可能な状態にある。今後も、限られた人員で適切に対応できるように、組織のあり方や勤務体制を見直し、職員採用や人員配置等について、必要に応じて熊毛地区消防組合と協議していきたいと言われました。

今、町長が言われたようなことを12月にも述べられたんですが。ということは、その後、何も見直しはしていない、するつもりもないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

熊毛地区消防組合とも話をしましたけれども、やらないということではなくて、現在ではそういう状況下になんということでもございます。

○3番（岩山鶴美君）

私は、4月の町報での情報によると、屋久島で一番人口の多い宮之浦が2,931人、次に人口が多いのが安房で1,031人、その安房の近くに春牧だとか松峯とか、人口の割と多い集落が入っていて、平野から永久保までだと3,182人という人口を占めています。

空き宿舎を考えたときに、これは小瀬田の本庁って、救急車があれば安房方面というか、人口の多いところも早く来られるし、じゃあできない理由は何なんだろうかというふうに思って、ちょっと調べたんですけども、例えばこの消防組合の発足にしたら、

昭和56年3月に熊毛広域市町村の協議会において提案がなされて、昭和57年7月に屋久島を含めた広域消防として整備することが協議されまして、昭和63年4月に発足し、結局38年、40年近く今の組合の組織でやっているということになります。

その広域消防の狙いというのは、予防消防の徹底だとか、救急並びに救助体制の充実強化だとか、色々云々書かれているんですけども、一番住民の生命とか財産を守り、福祉の増進に寄与するということなんです。ちょっと調べてみると、この消防の決算を見ると、消防組合というのは大体分担金と負担金で経営されているというか、組織がなされているというのを私は思っています。

例えば屋久島町は、負担金の割合が3億628万9,000円であります。負担金の比率も33.46%です。それがどういうふうに算出するかというと、西之表とか中種子、南種子、屋久島北・南というふうに振り分けられます。北分遣所が1億3,592万1,000円、南分遣所に1億4,334万8,000円、これ負担金を出した差額を見ますと、2,702万円の差額が生じてくるんですけども、今、近隣で何が起きているかといいますと、例えば枕崎も単独になりました。沖永良部とか与論も組合を離れる方向にきていますし、もしこの組合が、例えば種子島と屋久島で海を隔てて、これを一緒にやらないと、そういう鍛錬だとか色んな組合組織ができないものかなと。ほかのところを見ると、そうやって枕崎も単独になった。色んなところが単独になって、消防が経営されようと、経営といいますか、やろうとしているということに行き着くと、この決算でいくと、そういう人を雇うお金も出てくるのではないかなと思ったんですが、これは甘いでしょうか、町長。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申されました1億3,000万円、1億4,000万円、差し引いて2,700万円という内訳を見てみますと、2,700万円が本署勤務に当たる職員の人件費相当額だと思います。ただ、単独になった場合、普通交付税で消防経費を見ていますので、今はちょっと確認をしていませんけども、以前は広域に加入しているかどうかということで交付税が若干というか相当額上乘せをされていました。単独になることによって、その普通交付税が減るということも考えないといけないなというふうには思います。

○3番（岩山鶴美君）

私もそれは懸念しました。でも、ほかのところがそういう活動の形態をつくっているということに関しては、町長がもう何も今はできないんだっていう、言い方はおかしいですけど、今の体制でやっていかになくちゃいけないということに対してちょっとクエスチョンマークかなというのがありますし、色んな方向で考えて、そういうお金を出す、職員の給料を出す、経費を出すということもやっぱり必要じゃないかなと考えていただきたいというのがありますし、今、総務課長が言われたような問題も出てくると思いますけれども、私は旧小瀬田本庁に救急車を持ってくるということは、すごいことだな

と。救急医療の充実として、大変いいことだなと、自分で思っておりますので、そういう方向で今後は考えていくというのがこれっぽっちもないのか、町長お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今、広域を外れて単独でやっていくというのは、私も承知をしております。先月も西之表での会議でもそういうことを、非公式ですけども、そういう話をしたことがあります。ですが今度の5月18日の豪雨災害のときに、広域分遣で、今、巡視艦が、西之表にあります「たかちほ」という巡視船で、いち早く熊毛分遣所が2人でしたけれども、いち早く屋久島に来て、一緒にそういう。だからそれが広域の、私は何のメリットもないと、そのときに言っていたんですけども、火事があっても来ないじゃないですかという。

ただ、今、総務課長がさっき言ったように、財政的な支援の面で色々広域の問題があって、もうそろそろそういうことを考えてもいいのかなというふうには、私個人も思っていたところでございます。ですから、今、議員がおっしゃるように、もう1隊ふやすということは、分隊という方法が今あるみたいですけど、そういうことも含めて、内部で少し時間をいただいて、研究をしてみたいというふうに思っています。

○3番（岩山鶴美君）

やはり広域にするメリット、それからデメリットを考えたときに、どうあるべきかというのは、もちろん出さなくちゃいけないことですので、こういう単独になったところも色々なことを聞いて、消防の救急活動が充実したものになるように、常に心がけていただきたいと思います。それを強く思います。

次の質問に移りたいと思います。少子高齢化に備えての取り組みについてなんですけど、町長は第2次振興計画の重点目標として、加速する人口減少、少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくりを掲げています。同僚議員も色々な提案を出しましたけれども、現在の状況を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

全国的な傾向と同様、本町においても少子高齢化は加速をしていくと考えられております。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、2045年には、屋久島町の人口が9,045人にまで減少し、65歳以上の割合が41%、町民の2から3人に1人は高齢者になると報告されています。平成27年に定めた屋久島町人口ビジョンでは、屋久島高等学校の維持、存続のため、1学年3学級の維持が可能な生徒数の確保を町の人口目標の基準としていますが、今般、屋久島高等学校の学級数が1学年2学級となり、少子化が顕著にあらわれた形となりました。

このような中、町では第2次振興計画の初年度に当たる今年度の事業として、屋久島

高等学校魅力化プロジェクトと銘打ち、地域みらい留学フェスタへの参加を予定しております。地域みらい留学フェスタとは、町外から屋久島高等学校へ進学したいと希望する生徒を募集する事業で、6月29日に東京会場で、30日に名古屋会場へ参加をすることとしております。予定どおり進めば、令和2年4月から町外生徒の受け入れが本格的に始まることとなり、町外生徒の受け入れ先として6月号の町報で下宿等を募集したところでもあります。

屋久島高等学校と連携をして、本プロジェクトに取り組むことで、町外生徒受け入れの環境を整えるとともに、地域の活性化を図り、同時に町内遠距離生徒の定期代補助を行うなど、全ての学生たちとその家族も生活しやすい屋久島町を目指し、少子化対策として取り組んでまいりたいというふう考えております。

○3番（岩山鶴美君）

人口に歯どめをとということで、同僚議員がIターン者の受け入れをもっと考えるべきではないかとか、住む家の問題であったりとか、行政視察で訪問をした教育の島への取り組み等とかを一般質問しております。その中で、我が町はどんな取り組みをされているのかなという思いがありましたので、婚活とか若いお母さんたちが子供を生んで生活しやすいようにとか、そういう中で、さっきも言いました行政視察を紹介した、議会だよりも載せたんですけれども、広島県のほうの島の高校が手厚い支援で教育の島へ変わったことを紹介しましたし、同僚議員もその話は上げております。

これは、やっぱり県立高校というのが、生徒数が減少して、統廃合の危機にあったけれども、全国から生徒を募集するというので、学生寮の設置だったり、本当にお金をかけているところなんですけれども、手厚い支援を行ったことによって、67名だった生徒が101名になった。学生寮のスタッフも、それから地域おこし協力隊も起用して、生徒数300名の中高一貫教育としてもやっているということで、その視察を終えたときに、我が町のことを考えたら、屋久島高校の位置づけだとか支援策等を含めて、教育行政のあり方について再認識したという、我々は思ったんですけれども、そうこうして、じゃあ何かどうなのっていう話をしたときに、今回、予算の計上もされていますけれども、地域みらい留学に、今町長がおっしゃったとおりに参加しようとしています。

これは、屋久島高校のこのパンフレットを見ると、もう名前が載っていますけれども、25道県の52校が地域みらい留学を受け入れるということで、今、町長が言われたように6月29日にその説明を聞きに行くというふうに、これはすごい素晴らしいことだなと思って、私がかわかった高校時代に戻ったら、これ行きたいな、北海道でもどこでも、父と母が許したかどうかは別にしても、これは素晴らしいことだなと思って感動したところなんですけれども、ぜひ、期待できるものだなと思っています。

担当課長にちょっとお聞きしますけれども、これは今回の町報に、もう早速、屋久島

高等学校魅力化プロジェクトで当該生徒の下宿を募集しております。大変いいことなんですけれども、これは政策推進課企画調整係としか書いていないんですが、屋久島高校の教頭先生というふうなことが書いていますけれども、何か組織だってその話し合いをされていたんですか。その辺を皆さんに教えていただきたいんですけれども。

○政策推進課長（松本 薫君）

ただいまの御質問にお答えします。

この件は、3月の議会で寺田猛議員も同様の御質問をされていましたが、その前に、既に予算化していたんですが、ちょっと意を強くして進めたところなんですけれども、これは屋久島高校のほうと、今、政策推進課の範囲内で協議を進めております。今回のフォーラムのほうが初めてですので、今回、校長先生にも行っていただくんですが、行ってみて、どういう感触を得てくるかということで進めているところです。

それと下宿の件なんですけど、今、情報を一ついただいておりますが、その確保がこれから大事になってまいります。多分、反響はあるだろうということも、このフェスタのほうで。そうしたら久米島のほうの実績をかなり残しております。前年ですね。その辺を想定しますと、屋久島のほうも恐らく反応があるだろうということも想定されますので、この受け入れ態勢のほうが必要になってまいります。その辺のことを慎重に取り組みながら、その6月の町報に載せたということでございます。

以上でございます。

○3番（岩山鶴美君）

すいません。何らかの委員会というか、組織があるっていう答えを今いただきましたかね。

これは全国、この25道県の52校というのが、全て県立高校になっていますよね。そうすると、やっぱり総務省とか文部科学省がバックにありますので、何らかの助成金とか色んなことが出てくるということなんですけれども、どういう組織で動いているのかなというのが、多分議員さんたちもわかってないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の詳しいことを教えていただけますか。

○政策推進課長（松本 薫君）

これは、このフェスタ自体という意味ですかね。私ども、こちらのほうということでしょうか。屋久島のほうの。

○3番（岩山鶴美君）

そうです。

○政策推進課長（松本 薫君）

協議会はつくっておりません。今回、先程申し上げたように初めてですので、今屋久島高校と連携をとって、屋久島高校さんのほうは県の教育委員会と連携をとりながら進

めているということでございます。なので、今回は初めての参加ですので、少し手探り状態ですので、色んな情報を仕入れていきたいというふうに考えているところです。

○3番（岩山鶴美君）

課長の説明、今わかりました。私もこの町報にどーんと、この下宿募集が載ってきて、これって何らかの組織の中でこういうことが出てきたんだと思っていたので、この中に関係することは細かく小さい字で書いておりますけれども、今から色々と考えなくちゃいけないことだな、ちょっと無理があることもあるかなとか、色んなことを考えますけれども、でもこれは前向きなことだと思っておりますので、ぜひ、いい手応えを持ってきていただきたいなと思っております。

来年の4月という計画ですので、今後、下宿募集をして、色々、そこもまだ手探りということで受け取っていいんですかね。課のほうで色んなことが出てきているんだとかっていう、こういう場所があるとか、そういうことも把握はできているのかなっていう、そういうところはどうか。

○政策推進課長（松本 薫君）

1件は、情報をいただいております、実はどっちが先かっていう話なんです、この会に参加して、具体的な話ができればそれはもう詰めていきたいというふうに考えております。一つは、今、課のほうで動いているのが、民宿の皆さんで、少し御高齢になられて、不安定なお客の受け入れは少し難しいというような皆さんも実はいらっしゃいました。そういう方々に、こういう安定的な、大体今で5万から7万円ぐらいらしいんですが、1カ月ですね、生徒さんがお支払いする分が。安定的な運用をなさいませんかっていう話で、今1件出てきているところです。

以上です。具体的には、もう少し時間を要するかと思います。

○3番（岩山鶴美君）

はい、そのことはわかりました。これからということですので、これ以上細かいことは言わないんですけれども、先程、町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり県の高校統合基準には、募集定員の3分の2以下の状態が2年続いた場合は原則廃止となる。しかし、屋久島高校の場合は離島であるということで、1島1校の原則が適用されるとはなっていますけれども、やはり人口減少を抑えるためには、こういう若い人たちをどんどん受け入れて、屋久島で高校生活を送りたい、屋久島の生活をやってみたいという、そういう子供たち、家族がどんどん入ってきて、活性化されれば、本当にいいことじゃないかなというふうには思っております。

何を言おうとしたか忘れたんで、とにかく、期待をしたいということを申し添えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩川俊広君）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、6月21日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時16分

令和元年第2回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和元年6月21日

令和元年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年6月21日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第42号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第46号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第47号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第48号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第49号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第50号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第51号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 発議第1号 屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議について
- 日程第12 発議第2号 屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について
- 日程第13 発議第3号 屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について
- 日程第14 発議第4号 屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について
- 日程第15 議案第52号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第16 議案第53号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第54号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第18 議案第55号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第19 議案第56号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 令和元年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第21 発委第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について

○日程第22 議員派遣について

○日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊有次君	10番	高橋義友君
11番	小脇清保君	12番	日高好作君
13番	下野次雄君	14番	寺田猛君
15番	岩川修司君	16番	岩川俊広君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第42号 屋久島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について
- △ 日程第2 議案第43号 屋久島町給水条例の一部改正につ
いて
- △ 日程第3 議案第44号 屋久島町介護保険条例の一部改正に
ついて
- △ 日程第4 議案第45号 令和元年度屋久島町一般会計補正予
算（第1号）について
- △ 日程第5 議案第46号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特
別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第6 議案第47号 令和元年度屋久島町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- △ 日程第7 議案第48号 令和元年度屋久島町介護保険事業特
別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第8 議案第49号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会
計補正予算（第2号）について
- △ 日程第9 議案第50号 令和元年度屋久島町電気事業特別会
計補正予算（第1号）について
- △ 日程第10 議案第51号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（岩川俊広君）

日程第1、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、
日程第10、議案第51号、令和元年度屋久島町後期
高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの
10件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

おはようございます。令和元年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会へ付託された案件にかかわる審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に委託された案件は、議案第42号、第45号、第49号であり、予算案2件、その他の案件1件の計3件でありました。

委員会審査は、6月17日午前10時から役場本庁第1委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な内容説明を受け、質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課長から内容説明を受け質疑に入りましたが、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）（分割）について、各課の内容説明を受け、質疑に入りました。質疑内容は多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、教育振興課所管では、学校施設長寿命化計画策定業務の内容に関連して、島内の各学校の修繕改善箇所の多さや、それらに対してのよりスピーディーな対応を求める質疑に対し、予算の関係もあり全てにおいて対応が追いついていないのが現状である。教育委員や施設担当職員の学校訪問の回数を見直すなどして、よりスピーディーな対応とさらなる大規模改修を進め善処したいとの答弁でありました。

また、学校給食センター内の職場環境のありようを問う声が教育長や教育委員会に届いていないのではないかと質疑に対し、教育長も現場に足を運び、現場の声は届いており、理解されていると思われるとの答弁でありました。あわせて、スクールバス検討委員会での会議録が一向に町のホームページに公開されないはなぜかという質疑に対し、再度確認をする。いましばらく時間をいただきたいとの答弁でありました。

続いて、総務課所管内では、産業医委託や役場庁舎の宿直、守衛業務委託に関する質疑に対し、産業医は徳洲会病院へ委託をする。宿直、守衛は消火栓の操作や夜間緊急事態の初期対応に備えるため、本庁舎は1日2名の4名体制、宮之浦出張所等が2名体制で、合計10名の体制で当面臨むとの答弁でありました。

政策推進課所管では、財政調整基金と公共施設整備基金の残高と今後の見通しを問う質疑に対し、平成30年度末で財政調整基金が約23億3,000万円、公共施設整備基金が約8億4,000万円である。公共施設整備基金では、これまでは庁舎建設や船舶建造に充当してきた。今年度は光ファイバー網の施設整備にも充当している。来年度から地方交付

税が一本算定で減収となることが予想されるので、さらに厳しい状況になり、より一層の節減が求められるとの答弁でありました。なお、増額された議会費に関しては全員協議会での議論等を踏まえ、予算執行すべきと改めて確認のもと、了承をされました。

以上の質疑を踏まえ討論を行いました。討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）については、担当課の内容説明を受け質疑に入りましたが、質疑、討論ともになく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、6月18日午前10時から、5月18日の豪雨災害で被災した楠川、城之川橋と榊川橋の現地調査を両委員会合同で行いました。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和元年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案に係る審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第50号、第51号の条例案2件、予算案6件の計8件でありました。

本委員会は、6月17日の午前10時から役場本庁第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正については、船舶給水料金を改定せず据え置く理由はとの質疑に対し、船舶給水は、今回の諮問委員会の中で対象にしている、通常料金だけを対象にしたとの回答があり、また、町民を値上げして船舶は据え置くことには納得がいかない、早急に値上げの方向で取り組むべきとの質疑に対し、船舶給水だけの条例改正を9月に委員会で検討したいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行い、原案反対者から、船舶は上げていないのに住民を上げて船舶は上げないということは理解できないとの反対討論があり、賛成討論はなく、起立採決の結果、原案賛成の起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号、屋久島町介護保険条例の一部改正については、第2段階の80万円から120万円の方は実質どういう納め方になるかとの質疑に対し、条例の第2段階の方は、市町村民税が非課税世帯で本人の年金収入が80万円から120万円以下の者で、2019年の4月から、具体的に第1段階が0.45から0.375、第2段階が0.75から0.625、第

3段階が0.75から0.725に改正したとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）（分割）については、多岐にわたりますので主なものを御紹介したいと思います。

健康長寿課所管では、門野医院の後の備品購入費があるが、いつごろから使用予定なのか、町立診療所であれば手続が必要となるが問題はないかとの質疑に対し、町立診療所ということではなく、最低限の診療ができる環境を整えるため、エアコンと待合室のテレビ購入であり、開設する医師と協議の上で県に開設の申請をし、その場合は約1カ月から2カ月程度かかるとの回答がありました。

次に、生活環境課所管では、廃棄物減量等の審議会を予算計上しているが、開催予定はどの質疑に対し、分別が新しい施設に関連していくので、今年度は3回程度を計画している、具体的には秋ごろ1回目を開催し、新しい施設計画に関連し、進みぐあいに合わせて審議会を改正していきたいとの回答がありました。また、炭化物はトン当たり幾らかとの質疑に対し、有価物はキロ1円であるとの回答がありました。

次に、観光まちづくり課所管では、観光費の中で、通訳の臨時雇用資金7万1,000円は何カ月雇用かとの質疑に対し、12カ月の1年間の雇用である。今回、宮之浦から長峰に移ったことで、その交通費として7万1,000円を計上し、継続して雇用をしていくとの回答がありました。

また、湯向温泉の財産購入費の土地の面積と建物の状況はどの質疑に対し、山林の540平米と隣接の山林を分筆し、3分の1の約275平米に約10坪の建物を含めて購入のための予算計上したとの回答がありました。また、最近の入山協力金の収受がどれくらいかとの質疑に対し、4月から積極的には収受していない状況であるが、個人の大口の寄附で1人の方が300万円、1人の方が1,100万円、いまは1,700万円が集まっている状況であるとの回答がありました。

次に、建設課所管では、梶川橋の応急工事はどこまでやるかとの質疑に対し、県道の橋を守るため、右岸ののり面が崩れ、その箇所土のうを積む応急工事であるとの回答がありました。

また、河川総務費で委託料に工事費から100万円組み替えは尾之間温泉の川の工法変更であるが、集落との合意はどの質疑に対し、今、ますをつくっている、そこから、どういう形で側溝の町道に放流するか模索中であり、それにかかる委託料である。集落には説明したいとの回答がありました。委員から、何年もかけて行政と集落が協議を行い、やっと昨年実施をした事業である。集落と協議し手順を踏むべきとの指摘がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、6月18日火曜日、経年劣化による腐食が見られ、構造物の機能障害が生じて、片側通行規制中の楠川の城之川橋の現地確認と、5月18日の豪雨により被災した楠川の災害現地調査を行いました。

また、翌日19日水曜日に、町道荒川線の豪雨の災害現地調査については、悪天候により中止となりました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第11 発議第1号 屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の
罷免決議について

△ 日程第12 発議第2号 屋久島町選挙管理委員佐々木義政君
の罷免決議について

△ 日程第13 発議第3号 屋久島町選挙管理委員永野武君の罷
免決議について

△ 日程第14 発議第4号 屋久島町選挙管理委員中村篤男君の
罷免決議について

○議長（岩川俊広君）

日程第11、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議についてから、日程第14、発議第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議についてまでの4件を一括議題とします。

本案については、総務文教常任委員会への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

平成31年第1回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件は、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議から、同じく第2号、屋久島町選挙管理委員佐々木義政君、同じく第3号、屋久島町選挙管理委員永野武君、同じく第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議についての4件であります。

案件の内容や背景の同一性という観点から4件を一括して、審査の経過と概要及び討論の結果を御報告いたします。

委員会審査は、まず3月15日、尾之間支所第3委員会室において、発議者である小脇清保議員、選挙管理委員会事務局職員の出席をいただき、発議者の趣旨説明や事務局職員より署名の審査方法等の詳細な説明を受け、質疑を行い、審議を行いました。

あわせて、地方自治法第184条の2第1項の規定に基づき、公聴会の開催を5月24日に決定し、告示等もろもろの事務手続の取り扱いに関する確認を行いました。

続いて、5月7日に役場本庁第1委員会室にて本件に関する2回目の委員会を開催し、5月14日の委員会に選挙管理委員の出席及び意見陳述の要請を了承する決定を行いました。

続いて、5月14日に役場本庁第1委員会室にて、選挙管理委員4名と選挙管理委員会事務局職員3名の出席のもと、3回目の委員会を開催しました。

まず、5月24日開催の公聴会に係る公述申出人3名の決定を行いました。

その後、濱崎勝秀選挙管理委員長と佐々木義政職務代理者から意見陳述を受け、委員からの質疑を行い、同日の審査を終了いたしました。

続いて、5月24日に役場本庁第1委員会室において第4回目の委員会を開催し、3名の公述人の出席のもと、公聴会を開催いたしました。

公述人は、松田正君、三輪等君、當麻祥宏君の3名で、いずれも罷免決議の案件に賛成の立場でそれぞれ公述され、委員からの質疑を行い、公聴会を終えました。

続いて、6月3日に役場本庁第1委員会室にて、第5回目の委員会を開催いたしました。

若干の委員間討議の後、これまでの審査を踏まえ、原案反対、原案賛成の順で発言を許可し、討論を行いました。

罷免決議という案件の性質上の重要性に鑑み、また、記録的な観点を考慮し、主たる発言のほぼ全文を記して報告といたします。

まず、原案反対者の意見として、今回の罷免理由は、選挙管理委員会が「受任者の出頭を求めても、本当のことは言わないであろう」と発したことが地方自治法182条に基づき公平であったかということですが、今回の発議者でもあり、受任者でもある小脇清保議員がいかにずさんであったかが証明され、裏づけがとれているから聞く必要がなかった。ただそれだけであります。

それは、地方自治法74条の3の第3項に基づく実質的審査について、実質的審査は、個々の署名が有効であるか無効であるかを職権をもって審査することである。この審査に当たっては、市町村の選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言を求める権限を有する。この実質審査に当たっては、選挙管理委員会が有効、無効の心証を得るような方法であればよい。例えば、全署名について関係人の出頭証言を求める必要はない。数人の出頭証言によって心証が得られれば、同一の事情にある他の署名の全てについて有効、無効の決定をすることができると記されています。選挙管理委員会は、法の定めるところに従って、公正・公平・厳正に審査を進め、職務を全うしたと認めます。

また、発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邊真紀議員、そして公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして署名の確認を行った、世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法がない」と述べておられます。

このことは、裏を返せば、全国で初めて町民の気持ちを配慮した実に屋久島らしい選挙管理委員会の行動であったと、私はむしろ称賛に値するとも思っております。

人の記憶は日々薄れていくものです。もっと簡単に言わせてもらえれば、ルール違反した人が、ルールにのっとってやったことに対し反省することもなく、反論できる期間に反論することもなく、かたくなに解釈を認めようとしなことが理解できません。よって、選挙管理委員会は、何ら間違いなく、法の定めるところに従って、公正・公平・厳正に職務を全うしたと思いますので、このことが罷免に値するものではないと思っておりますので、この件については反対をいたします。

次に、原案賛成の意見として、まず始めに、本決議案の提案理由を再度確認いたします。選挙管理委員会の罷免を求める理由として上げられているのは、提案理由に示されているとおり、地方自治法182条、選挙管理委員の設置及び組織というところで、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公正な識見を有する者のうちから議会においてこれを選挙するとされています。この182条の中の公正な識見を有する者に反しているということが罷免の理由になっています。この1点だけです。

理由書の中にも記載されていますように、署名審査をするに当たって、「受任者に出頭を求めても本当のことは言わないであろう」と委員が発言しております。

先日の公聴会の中で公述人も言っていました「署名者に対して全国で例のない戸別訪問までして署名の確認を行い、一方、受任者に対しては、受任者に出頭を求めても本当のことは言わないであろう」。片方には事実確認をして、もう片方には確認しなくてもいいというのが記録に残されている。この姿勢は誰が見ても偏っている。すなわち、公正ではないことが182条違反である。罷免の理由はこれだけです。この1点だけです。

この罷免決議が提案されたのは、まさにこの182条違反であるということにしかありません。議会がこの決議案に反対するとき、選挙管理委員は地方自治法に反しても構わないということが議会が判断するのと同様であります。この理由から、この罷免決議案には賛成をいたします。

次に原案反対の意見として、今回の罷免の最大のポイントは、地方自治法182条選挙管理委員は公正な識見を擁するものと定めていますが、今回の町長解職請求に関し、その事務を管理する選挙管理委員の職務が、地方自治法184条の2項第1項の罷免に値する職務違反があったのかが大きな論点ではないかと思えます。

まず、選挙管理委員会は、2016年10月31日に提出された町長リコール署名簿の審査を地方自治法74条の2項によって行っています。20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければなりません。

審査の過程は、小脇清保議員が不当な署名活動をしていたとの情報があり、情報の信頼性を確認するために小脇議員が収集した署名簿の再点検、小脇議員の出張命令簿、さらに疑義が発見された署名者宅を訪問し確認したとのことでした。この調査方法は、地方自治法74条の3署名の無効及び関係人の出頭証言によるものです。この調査の段階で小脇議員の疑義が確認され、収集簿冊ナンバー74号の署名者19名中16名を無効として縦覧に供しております。

また、簿冊ナンバー75号については、署名者19名中15名分は有効であり、4名が無効とされています。その後、選挙管理委員会は署名を関係人に縦覧し、そして1週間の閲覧期間を設けましたが、小脇議員から異議の申し出はなかったと伺っております。

確かに、地方自治法182条に基づいて公正をいうならば、署名だけではなく、受任者にも公平に話を聞くべきだとは思いますが、委員会は調査の過程で疑義の事実を確認しています。地方自治法74条の3項がこれに該当すると思えます。

よって、今回の罷免決議に関しては、公述人、賛成者の罷免理由は理解できますが、地方自治法184条の2（罷免）普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき、または選挙管理委員会に職務上の義務違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができるがありますが、今回の付託案件1号に関しては、罷免理由に該当しないと思えます。よって、発議1号の罷免決議には反対をいたします。

続いて、原案賛成の意見として、賛成の立場から一言。何度も審議されてきて、小脇議員の話とか、戸別訪問の話だとかが色々な事実があったにしろ、一番大事なものはこの地方自治法182条に沿って公正であったかどうか。識見をもって判断したかどうかだと考えます。

今回一方の意見しか聞かず、もう一方の意見を全く聞かないで判断されてきたという

ことがこの182条に沿っていない。182条に違反だと私は思っています。182条に基づいて、公正な判断に基づき審議されて結論を導かれていくべきだと私は思っておりますので、この182条、公正な識見を有るものに関してはもちろん判断や行動が偏っているとしか思えないので、公正だとは思いません。ですから、この発議案には賛成をいたしません。

次に原案反対の意見として、今回、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議については、屋久島町長解職請求に伴う署名簿の審査過程において、公正・公平に審査されたかということが問題点であります。

発議請求者小脇清保議員が受任者となっている署名簿の審査の段階で署名簿の日付に疑義が生じて選管が調査をしていますが、受任者は公職である屋久島町議会の所管事務調査のため、平成28年10月24日から27日までの日程で長崎へ視察に出かけています。この視察へは、同委員会のメンバー、事務局2名も同行していますし、委員長報告の議事録にも記載されていますので、24日から27日の間は島内に不在であった事実が証明されています。したがって、受任者が不在日に集めた署名は第三者が集めた署名なので、この時点でこの署名は無効であります。

また、選挙管理委員会は署名が有効か無効かの審査に当たっては、関係者の出頭及び証言を求める権限を有するとありますが、今回の場合、無効となり得る証拠があるので出頭を求めなくても無効の判断はできます。

受任者には出頭を求めずに署名者には家宅訪問をして証言を求めています。これは公正・公平ではないのではないかという点ですが、問題になっている署名簿については、明らかな証拠があるわけですから出頭を求めなくても無効という判断はできます。本来であれば、この時点でこの件の審査は終了だと思います。

署名者への家宅訪問については、署名を求めに来た人が簿冊に添付してある委任状の人であったかどうかを確認すること、ただ1点の確認のためだったと選管は述べていますが、公正・公平を欠いているとは思えません。したがって、この発議1号には反対をいたします。

以上のような討論を踏まえ、起立採決の結果、起立少数で、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議については否決すべきものと決定をいたしました。

なお、同じく発議第2号、第3号、第4号に関しても同種反対理由、あるいは賛成理由で討論が行われました。いずれも起立採決の結果、第1号と同じような結果になりましたので、否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

原案に賛成の立場で討論いたします。

本罷免決議案の提案理由をよく御理解いただきますようによろしく申し上げます。委員会審議中や選挙管理委員の弁明の中でも論点のずれが甚だしく、審議のあり方そのものが問われる内容であったと考えています。罷免決議案の提案理由は、地方自治法182条違反についてです。182条には、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関して公正な識見を有する者のうちから地方公共団体においてこれを選挙すると定められています。同じ屋久島町民に対しての平等でない対応は公正ではなく、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者には明らかに該当しません。

署名審査中の議事録にはこう記載されています。「受任者に出頭を命じても本当のことは言わないであろう」と。片方には全国でもほかに例がない戸別訪問を実施して事実を確認しました。もう片方には確認しないでよいと判断し、事実確認をしなかったという事実があります。この偏った方法を公正であるとの解釈はとてできません。よって、選挙管理委員の罷免に賛成いたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

先程委員長報告にありました発議第1号について、原案に反対の立場で討論を行います。

本件に関しましては、再三にわたる常任委員会、選挙管理委員会の意見陳述、そして、3名の方においでをいただき御意見をお聞かせいただいた公聴会と、多くの議論を重ねてまいりました。公職の身にある選挙管理委員の罷免という最も重大な処分を科す案件

であります。

私は、当初より、今回の発議に対し、選挙管理委員会が行った今回のこの行動について、その要因は何であったのか、選挙管理委員会がなぜ戸別訪問までして調査せざるを得なかったのかという、このことに至る起因は何だったのかをひもとく必要があると申し上げてまいりました。今回の審議では、罷免理由にありますように、地方自治法第182条の選挙管理委員は選挙を有する者で、人格は高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通、地方公共団体の議会においてこれを選挙するという条項に基づき、公正であったのかなかったのかの議論がなされてまいりましたが、先程も申し上げましたように、公平・公正の議論の前にまず署名活動そのものが法的に根拠に基づいてしっかりなされたのか。なされたとすれば、その確認のための選挙管理委員会による実質的審査の内容はどうであったのか、またその結果に基づいて町民への縦覧や異議申し出の状況はどうだったのか、こうした議論を踏まえた上で判断すべきだろうと考えます。発議者である小脇清保議員は受任者でもあります。

私は、去る3月15日に開催された総務文教常任委員会の中で、発議者に対し、選管の動きがなぜこういうことになったのかという前段の動きについて、どうお考えですかとお尋ねをいたしました。その回答は議事録にもありますように、その審査はここでは関係ないと思います。選管がどうしてこういう動きをしたかということをお聞かせたいわけですかというものでした。私は、それは当然、それに起因する要因であったからこういうふうになったわけで、道義的責任についてどうお考えかということをお聞きしたかったわけでありまして申し上げます。

話を元に戻しますが、受任者が公務出張中で不在の中、第三者が署名活動を行ったことは明らかに違法であります。町民から寄せられた情報をもとに、その確認のための裏づけとして署名者に対し選挙管理委員会が行った聞き取り調査等の実質的審査、そして、審査結果の公表、縦覧等の一連の動きについては、地方自治法186条及び74条の2、3に定義づけられた選挙管理委員会の職務権限で裁量権の範囲であり、何ら問題はないと考えます。

また、7日間の縦覧期間中、異議の申し立てはなされておられません。さきに申し上げました受任者の不在の件につきましては、これまでに裏づけとなる調査及び証言で確認がとれており、出頭を命じる必要はなかったと判断します。

今回の発議は、地方自治法182条に基づく公正性という点で、受任者等に対する事情聴取のあり方が問われていますが、受任者と署名者ではその有効性が大きく異なると思います。受任者の違法性については、先程も述べましたが、署名に応じた当該署名者には何の落ち度もなく、わざわざ出頭を命じなくても選挙管理委員会による聞き取り調査において確認されたことであり、妥当であると思います。

いずれにしても、今回の案件につきましては、受任者でもある発議者が行った行動、選挙管理委員会が行った行動、そして、第三者による署名を求められた、当該署名者がおかれた立場等を総合的に判断したとき、何ら公平性を欠くものではなく、地方自治法第184条の2の罷免に値するものではないと思いますので、本原案には反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○6番（渡邊千護君）

罷免決議案の賛成の立場で討論いたします。

先程から皆さん言っていますように、地方自治法182条、選挙管理委員会の設置及び組織、選挙管理委員は、人格が高潔で政治及び選挙に関して公正な識見を有する者と示されております。公平・公正とは判断や行動が偏っていないこと。

今回の罷免理由は、182条の中に公正な識見を有す者に反しているということです。ただそれだけです。片方には事実確認をし、片方には何の確認もしておらず、公平でないことが182条の違反です。

6月3日の総務文教常任委員会の議事録の中に、反対意見として、地方自治法74条の3第3項に基づく実質的審査について、実質的審査は、個々の署名が有効であるか無効であるかを職権をもって審査することである。この審査がなくては、市町村の選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言を求める権限を有する。この実質審査に当たっては、選挙管理委員が有効、無効の心証を得るような方法であればよい。例えば、全署名について関係人の出頭証言を求める必要はない。数人の出頭証言によって心証が得られれば、同一の事情に他の署名全てについて有効、無効の決定をすることができるというふうに書いています。数人の出頭証言によって心証が得られればというふうに入っていますが、誰ひとりとして出頭を求め、証言した人はいません。

その下のほうの議事録中で、全国で初めて町民の気持ちを配慮した実に屋久島らしい選挙管理委員の行動であったと、私はむしろ称賛に当たるとも思っていますと書いていますが、私からしてみれば、全国で初めて法令、182条を無視し、屋久島町民の気持ちを配慮もせず、実に屋久島らしくない選挙管理委員の行動だったと私は思います。

また下のほうにいきますと、かたくなに解釈を認めようとしなことが理解できません。私は、解釈よりも議員として法令を認めようとしなことが理解できません。そして、5月14日、総務文教の常任委員会の議事録の中に、佐々木職務代理者の発言の中に、地方自治法74条3に基づく関係者の出頭及び証言を求める場合に、選挙管理委員が当該署名者の住居を訪問して、その場で事情聴取できると解釈しました。これも解釈です。条例じゃありません。法律でもありません。ここは解釈しています。なおかつ、片方だ

け訪問しているだけで、片方には事実確認をしていません。地方自治法182条は、双方の意見をしっかり聞いて傾くことなく聴取することが必要とされております。よって、私はこの理由から罷免決議案には賛成であります。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

反対の立場から討論をさせていただきます。

総務文教常任委員会でも申し上げましたけれども、今回の罷免理由は、選挙管理委員会が、「受任者の出頭を求めても本当のことは言わないであろう」と発したことが、地方自治法182条に基づき公正であったかどうかということですが、今回の発議者でもあり受任者でもある小脇清保議員がいかになさりであったかが証明され、裏づけがとれていたから聞く必要がなかった。ただそれだけです。それは、地方自治法74条の3第3項に基づく実質的審査に、実質的審査は個々の署名が有効であるか無効であるかを職権をもって審査することである。この審査に当たっては、市町村の選挙管理委員会は、関係人の出頭及び証言を求める権限を有する。この実質審査に当たっては、選挙管理委員会が有効、無効の心証を得るような方法であればよい。例えば、全署名について関係人の出頭証言を求める必要はない。数人の出頭証言によって心証が得られれば、同一の事情にある他の署名の全てについて有効、無効の決定をすることができることと記されています。選挙管理委員会は、この法の定めるところに従って、公正・公平・厳正に審査を進め、職務を全うしていたと認めます。

また、発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邊真紀議員、そして公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして署名の確認を行った、世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法がない」と述べておりますが、この方々は訪問による事情聴取を違法とする法的根拠は何も示していません。このことは、裏を返せば、全国で初めて、先程千護議員が言いましたが、私が申しました。実に屋久島らしい町民の気持ちに配慮した選挙管理委員会の行動であったと、私はむしろ称賛に当たるとも思っています。その理由は、民事訴訟規則第108条で、出頭、証言を選管が命令するに当たっては、当該署名者の呼出状には出頭に応じない場合の法律上の制裁を記載しなければならず、民事訴訟規則第112条では、偽りの証言には罰則があることを示した上で宣誓を求めることになり、落ち度のない署名者にとってはその心理的、経済的などの負担は出頭命令のほうがはるかに大きく、余りにも酷なものになると判断したからであります。

人の記憶は日々薄れていくものです。もっと簡単に言わせてもらえれば、ルール違反

した人が、ルールにのっとってやったことに対し反省することもなく、反論できる期間に反論することもなく、かたくなに公正を欠く、だから違法であるといった抽象的な文言だけで解釈を認めようとしなないことがとても理解できません。よって、選挙管理委員会は、何ら間違いなく法の定めるところに従って、公平、公正、厳正に審査を進め職務を全うしていたと思いますし、このことが罷免に値するものでは全くないと思いますので、この件について反対をいたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○10番（高橋義友君）

今回の付託事件につきましては、総務文教常任委員会の中でも反対意見を述べております。再度、本会議においても自分の考えを述べさせていただきたいと思います。

付託事件提出者の小脇清保議員の選挙管理委員罷免の理由、5月14日に開催された総務文教常任委員会、そして、5月24日に開催されました総務文教常任委員会での公聴会、それぞれの立場から意見を聞かせていただきました。また、後日、総務文教常任委員会の審査記録も読ませていただきました。今回の罷免の最大のポイントは、自治法182条、選挙管理委員は公正な識見を擁する者と定められていますが、今回の町長解職請求に対しその事実を管理する選挙管理委員会の職務が自治法184条2第1項の罷免に値する職務違反があったのかが大きな論点ではないでしょうか。

まず選挙管理委員会は、町長解職請求において2016年10月31日に提出された町長リコール署名簿の審査を自治法74条の2（署名の証明、縦覧）により20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならないと決められております。

審査の過程で、小脇清保議員が不当な署名活動をしていたとの情報があり、情報の信憑性を確認するために小脇議員が収集した署名簿の再点検、小脇議員の出張命令簿と、さらに疑義が発見された署名者宅を訪問し、事実関係を確認したとのこと。この調査方法は、地方自治法74条の3署名の無効及び関係人の出頭証言によるものです。この調査の段階で小脇議員の疑義が確認され、収集簿冊ナンバー74号の署名者19名中16名を無効として縦覧に供しております。

また、簿冊ナンバー75号については、署名者19名中15名分は有効であり、4名が無効にされています。その後、選挙管理委員会は署名を関係人の縦覧に、そして1週間の閲覧期間を設けていましたが、小脇議員から異議の申し出はなかったと伺っております。

異議の申し出がなかったということは、認めたということではないでしょうか。

確かに、地方自治法182条に基づいて公正をいうならば、署名者だけではなく、受任者にも公平に話を聞くべきだとは思いますが、選挙管理委員会は自治法74条の3項の調査の過程で受任者の疑義の事実を確認していますので、その人たちの聞き取りでもよかったんじゃないかと思います。

よって、今回の罷免決議に関しましては、自治法の184条の2（罷免）普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認めるとき、または選挙管理委員会に職務上の義務違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができるとうたっていますが、今回の付託事件第1号は、自治法の184条2項の罷免理由には該当しないと思います。よって、今回の発議1号の罷免決議には反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

私は、この選挙管理委員会に対する罷免発議に反対の立場で討論いたします。

疑問点が3つあります。

なぜ平成28年の選挙管理委員会の議事録を持って、このタイミングで発議をしたのか。5月14日、6月3日の総務常任委員会と5月24日の公聴会を傍聴する中で、起因することとは関係ない、罷免理由から判断すべきとの趣旨の発言、小脇議員の罷免の理由の中に、ちなみに戸別訪問を実施したのは、日本国内で唯一屋久島町選挙管理委員会だけという、他の自治体では類を見ない行動であるということであります。

この選挙管理委員会の罷免は、なぜ選挙管理委員会が調査したのか。それは、起因する小脇議員が不当な署名活動をしていたという情報からであります。選挙管理委員会は地方自治法の定めるところで調査を行っています。平成28年10月31日に町長解職請求の名簿が提出され、地方自治法第74条の2に基づき、署名の効力の決定、縦覧、異議申し出期間として失効していますが、小脇議員から異議申し立てはなく、平成28年10月24日から、私も小脇議員と所管事務調査で10月27日まで長崎から熊本の菊陽町に出向いていますので、10月25日の署名が存在するはずがありません。よって、異議申し立てができるものではなく、地方自治法施行令第94条の2の定める請求者代表者の委任状を付した署名簿ではないことは栗生での戸別訪問で明らかになっています。

地方自治法73条の3の③では、市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場

合において、必要があると認めるときは関係委員の出頭及び証言を求めることができると定めていますが、小脇議員は所管事務調査のため不在であり、この条文は適用しないと判断され、罷免理由の平成28年11月7日に開催された第8回臨時選挙管理委員会の議事録をもってしても全く論外です。

また、罷免理由として、地方自治法182条をもって公平・公正ではないと言っていますが、選挙管理委員会の罷免は地方自治法184条の2心身の故障または職務の執行に耐えないと認めるとき、選挙管理委員に職務量の義務違反、その他選挙管理委員にあるに適しない等があると認めるとの明確に2点であります。委員は、この規定に定める場合のほか、その意に反し、罷免されることはないとなっています。私は、選挙管理委員会 は自治法を尊重し、遵守し、公平公正を期するため調査したものであり、屋久島町選挙管理委員会の罷免の発議には反対いたします。

また、選挙で選ばれた町長の解職の署名の収集を受任者でないものに託す、集めれば いい、そんなに軽いものなのであるのか、議員が指導する立場にありながら不正な署名活動を行ったことが残念であり、怒りを覚えます。また、まじめにコツコツと署名活動を行った受任者に対し、ある意味、裏切り行為ではなかったかと申し添えて終わります。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○15番（岩川修司君）

私は、反対の立場で討論をいたします。

この発議第1号は、総務常任委員会に付託され、182条が争点となり、私は時間をかけて十分に審議をされ、採決に至ったと考えております。

過半数議決の原則、すなわち、半数より多い数で決める。半数を超える賛成があれば、全会一致でなくてもそれを全体の意思とみなす原則であります。この原則は、民主政治の基本ともいえます。したがって、私、総務常任委員会の議決を尊重いたしまして反対の意を通します。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○9番（眞邊有次君）

原案に対して反対の立場からの討論をいたします。

本件については、5月14日開催された総務文教常任委員会時の選挙管理委員会委員長並びに同委員会職務代理者による意見陳述を傍聴しました。また、5月24日開催された同常任委員会も傍聴しました。さらに、その後、両会議の審査記録も何度も読みました。そこで、本件についての私の意見を述べます。

そもそも今回の罷免動議に至った起因は、町長解職請求にかかる署名活動のあり方について、違法な署名活動が行われているとの情報が選管に寄せられ、選挙管理委員会はその事実関係を確認しました。これに伴う選管委員が行った調査は、戸別による署名者の聞き取り調査のみで、受任者に対する調査を行わなかったことは一方的で平等でない、対応は公正でないというものであります。しかし、地方自治法第74条の3の3に規定する無効署名等の条項には、市町村の選挙管理委員会は署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができるとなっております、ここでの出頭及び証言を求めることができるは、求める必要がないものは求めなくてもよいと解されます。

このことから、当該選挙管理委員会は疑義があるとする署名簿の確認並びに署名者の意見聴取を終えた段階で同法第74条の3の第1号に規定する法令の定める正規の手続によらない署名であるとの判断に至ったものであります。

よって、署名が明らかに正規の手続によらない署名との結論に達すれば、本事案に係る当該選挙管理委員会の決定は何ら瑕疵はなく、合法であると考えます。また、同法第184条の2の罷免についての条項は、選挙管理委員に職務上の違反、その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときと規定されているが、当該委員は、職務上の違反並びに委員として適しない非行もなく、当該選挙管理委員会は正義をもって法にのっとり、粛々とその職責を果たしていると思います。したがって、当該選挙管理委員会の判断と決定事項については、法第184条の2の条項には当たらないと考えます。

以上のことから、屋久島町選挙管理委員の罷免決議についての発議第1号から第4号までの平等でなく、公正でないとする罷免の理由には当たらないと考え、原案に対して反対するものであります。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

○12番（日高好作君）

原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、発議者、それと賛成議員、この方々が議事録を見ますと、発言しているのは182条、どうせ本当のことは言わないであろうと、その1点だけということ解釈できるのかなど。

その点について、確かに、言葉が適切かどうかというのは議論の余地はあると思いますが、それだけをもって182条の適正に欠けるという判断というのは、いささか乱暴な部分ではないかなというふうに思っております。公平公正に欠くという部分では、やはり確かに、同僚議員も申し立てるように、聞く部分もあってもよかったのかなという部分はありますけど、当然、法的には異議の申し立てという1週間の期間を設けて反論の場は設けられていますので、私は、法のもとでは公平公正であるというふうに個人的には思っております。

また、議事録の佐々木職務代理者の署名の有効、無効の調査判断には、法令上、具体的な定めはなく、かなりの程度選管の裁量に任されている。本件においては、署名者の署名行為自体を問題とするものではありません。受任者と署名者の主張が異なり、両方の言い分を聞かなければ判断できないものでもない。実際に署名を求めに来た人が簿冊に添付してある委任状、その人であったかどうかを確認する。ただ1点ということで、私は74条で選管の職務というのは適正に行われたというふうに、そういうことでこの提案に対して反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで討論を終わります。

これから、発議第1号、屋久島町選挙管理委員濱崎勝秀君の罷免決議についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 23 分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この採決は起立採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

賛成少数です。

したがって、本案は否決されました。

次に、発議第 2 号、屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 2 号、屋久島町選挙管理委員佐々木義政君の罷免決議についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、起立採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

次に、発議第3号、屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、屋久島町選挙管理委員永野武君の罷免決議についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、起立採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

次に、発議第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、屋久島町選挙管理委員中村篤男君の罷免決議についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[発言する者あり]

○議長（岩川俊広君）

この採決は、起立採決によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩川俊広君）

起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

しばらく休憩します。11時40分より再開します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時42分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第15 議案第52号 屋久島辺地総合整備計画の変更について

△ 日程第16 議案第53号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第15、議案第52号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第16、議案第53号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和元年第2回屋久島町議会定例会に追加提案をいたします案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第52号及び議案第53号について御説明いたします。

議案第52号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、平成27年度から令和元年度までの5カ年間に計画期間とし、各施設について整備計画を定めているところではありますが、令和元年度の充当事業や負債額について調整が必要となったため、変更しようとするものであります。

次に、議案第53号、口永良部島辺地総合整備計画の変更につきましては、平成27年度

から令和元年度までの5カ年間の計画期間とし、各施設について整備計画を定めているところではありますが、令和元年度の充当事業や起債額について調整が必要となったため、変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

議案第52号、53号、こちら、この計画ができたのはいつになりますか。

○政策推進課長（松本 薫君）

27年になります。

○1番（眞邊真紀君）

ごめんなさい。すいません、聞き方悪かったですけど。この計画の案が策定し終えたのは、いつですか。というのは、これ内容が、割と、すぐに見て、はい、そうですねというふうには行かないと思うので、もうちょっと詳細な説明と時間が必要だなと思います。これ内容すぐパッとわかったら神わざだと思うんですが、違います。

○政策推進課長（松本 薫君）

前回でも変更して、今回で4回目になります。調整等が入りましたら、このように皆さんに御報告しているところがございます。ので、今回の分について、少し大幅に変更になったものだけ。あと、少額なもの等々については執行残等々ありますので、調整なんですけど、大幅にちょっと変更になったものだけ御説明しておきます。

まず、52号の屋久島の辺地のほうでございます。

まず、3の公共的施設の整備計画のほうをごらんいただきますと、3番目の農道及び林道開設というところがあります。こちらについては、1,300万円ほどアップしておりますが、これ農道大山山口線でございます。

それと、その下でございます。診療施設、こちらにつきましては、538万4,000円のアップでございます。これにつきましては、永田診療所の眼科の検査機器の購入に充てるものでございます。また、あわせて、栗生診療所の雨漏り等の屋根改修に必要でしたので増額したものでございます。

それと、その下、飲用水供給施設でございます。こちらにつきましては、1億6,147万9,000円増額してございますが、令和元年度分全てを補修や延長整備が必要な分に辺地債を充当させようとするものでございます。6事業ございますが、例えば、永田地区の給水管整備事業、南部地区簡易水道整備事業等でございます。これにつきましては、

事業調整や補助金の廃止などによって調整するものでございます。

それと、口永良部のほう、53号のほうでございます。こちらにつきましては、同じく表の3でございます。よろしいでしょうか。一番上の飲用水の供給施設でございます。これは増額じゃなくて減額のほうなんです、これにつきましては後年度にずれ込んだ関係でこういう数字が出ております。

それと、一番下、診療施設、こちらにつきましては396万円のアップでございます。こちらにつきましては、エックス線画像の読み取り機の購入に充てるということで増額してございます。

それ以外につきましては少額です。調整という範囲だというふうに理解してございます。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

だとすると、もうできてすぐじゃないと思うんですね。なので、これ委員会で詳細に説明していただくという形で、もうちょっと詳細な説明をもって議決させていただけたらなと思います。今の説明だけでも、はい、そうですねとなかなかわからないと思いますし、内容を理解してもらわないと、またこれ次の事業をするときにまた再度説明しなきゃいけないと思うので、これはぜひ対応をよろしくお願いします。

○政策推進課長（松本 薫君）

多岐にわたっておりますので、今後はそのように配慮いたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに。

○5番（大角利成君）

1点だけ教えてください。確認です。

農道大山山口線整備事業、ほかのところは地区名が入っているので、よく理解できたんですが、場所的にはどこでしょうか。

○政策推進課長（松本 薫君）

尾之間の農道分ということになっております。

以上です。

○5番（大角利成君）

すいません。地区名からして、そうじゃないかなと思っていたんですが、もう少し場所的にはどこなんでしょうか。

○建設課長（日高一成君）

今、詳細な場所については、ちょっと申しわけないですが、自分は把握しておりませ

るので、また説明したいと思います。調べて。すみません。

○議長（岩川俊広君）

いいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第52号から議案第53号までの2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第52号から議案第53号までの2件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号から議案第53号までの2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第52号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第54号 30災2号上屋久永田港災害復旧工事
(1工区) 請負契約の締結について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第17、議案第54号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第54号について御説明いたします。

議案第54号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結につきましては、平成30年9月27日から10月1日の台風24号に伴い発生した波浪により防波堤が崩壊したため、ケーソン一函の新設及び上部工の新設により、復旧する災害復旧延長96.8メートルの工事であります。去る6月12日、指名競争入札を行った結果、丸福建設株式会社が2億1,435万8,756円で落札いたしましたので、代表取締役社長谷口明広と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

入札が同額で3社札を入れられていて、丸福建設と契約していますけれども、ほか2社との折り合いはどういうふうにつけられたのか、お聞かせください。

○建設課長（日高一成君）

これは、今、電子入札となっております。入札するときに3業者が同額で入札しております。その後、改札後、同額であれば、抽選となります。電子入札のシステム上で抽選されて丸福建設が落札というふうに決定しております。はい。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第54号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、議案第54号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、30災2号上屋久永田港災害復旧工事（1工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第55号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

△ 日程第19 議案第56号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第18、議案第55号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてから、日程第19、議案第56号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてまでの2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第55号及び議案第56号について御説明いたします。

まず、議案第55号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきましては、大阪地方裁判所平成30年ワ第3493号事件に係る裁判所からの和解勧告を受諾し和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議決を求めるものであります。

次に、議案第56号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出予算の主なものは、総務費では、山海留学に係る損害賠償金、旧尾之間支所及び旧宮之浦支所の電源改修に係る経費などを。商工費では、5月18日の豪雨災害において荒川線など縄文杉へのアクセス道路が通行不能となり、登山客が取り残されたことが報道されました。このことで、島全体が被害を受けたかのようなマイナスイメージにより、旅行のキャンセルが相次いでおります。観光まちづくり課の調査結果では、5月末時点で4,687人の宿泊キャンセルとなっております。これは、収容人員数20人以上の宿泊施設を対象に調査をしたもので、未回答の宿泊施設を勘案しますと、さらにふえるものと思われまます。屋久島町観光基本計画では、個人旅行者の屋久島での消費金額は、宿泊費、交通費、飲食費等で約5万円の島内消費があるといわれており、観光産業の経済損失は2億5,000万円から3億円に上り、島内経済に大きな打撃を及ぼすものであります。このことから、風評被害を一刻も早く解消するためにも緊急的に観光事業を喚起し、従来どおりのハイシーズンにおける経済効果が得られるように観光需要緊急対策事業を実施するため、3,800万円を計上するものであります。

事業内容としましては、1泊5,000円の宿泊費助成により、5,000人泊の需要喚起を目指すもので、屋久島へ旅行商品を販売する旅行会社及びオンライントラベルエージェントへ広く参画を促し、店頭商品、ウェブ商品、クーポン券にてお得なプランを販売いただくものであります。

また、事業周知のため、ポスター、チラシの作成、専門ウェブサイト増勢、ウェブプ

ロモーション等を実施をします。これらを旅行商品販売のノウハウを持ち、広く旅行会社各社とのネットワークを有する業者へ委託して実施しようとするものであります。

災害復旧費では、5月18日の豪雨災害に係る修繕料などを計上をしました。財源としましては、特別交付税、財政調整基金、繰入金などを充て、歳入歳出それぞれ4,924万円を追加し、予算の総額を106億2,907万6,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

議案の55号、この和解条項についてちょっと質問します。

議会の色々な意見やアドバイスも聞かずに、正直言って、法務相談員で戦ったわけですが、この和解条項を見ると、町長、法務相談員にお願いをして、こここのところは勝ち取ったという項目がありますか。私、この文章読むと、すべて我々が主張していたようなことの結果になっていると思うんですが。法務相談員に相談してこの裁判でここを勝ち取ったという顕著なところがあったらお示してください。

○副町長（岩川浩一君）

委員会でも少し答弁をしたと思いますけれども、あくまでもこれは和解ですので、最後まで、決審というところまで行くと色々色が出てくるんだと思うんですけれども。裁判所が示した和解案というのは、お互いに、それぞれ原告、被告、言い分を入れてつくるということでございます。ですから、明確なここが勝ち得たというところはなかなか出にくいのかなということでもありますけれども。ただ、1点だけ言えるのは、法務相談員が法廷代理人として法廷に出ていただいたわけですが、通常、この裁判のお金の問題ですけれども、着手と、それから、終了したときに着手の1.5倍というふうな感じで聞いておりますけれども、その費用が両方の裁判とも要らなかったと。毎月の法務の報酬で済んだということが一番大きなメリットではないかと考えております。それとあわせて、裁判に出廷した費用も保険の対象費用ということで考えておりますので、ほとんど経費がかからなかったということが、明確な意味では、はっきり申し上げられるのはそのことを申し上げたいというふうに思います。

○11番（小脇清保君）

第5条に、議会の意向も考慮しつつというふうに、抜本的に見直して検討するというふうにあります。これは当方から和解のときに申し出たことか、それとも裁判所の、これ指示なんだろうかね。議会の意向も考慮しつつ。もし、当方から申し出てこうい

う和解条項になったのであれば、今後はひとつ議会の意向も十分に考慮していただいて進めていただくようお願いをいたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

○11番（小脇清保君）

いやいや、これ回答ください。

○議長（岩川俊広君）

回答です。はい。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

この条項につきましては、町のほうから申し出をして、今年度末までに責任の所在を明らかにするんだという申し出をしたんだと思います。

○議長（岩川俊広君）

小脇清保君、いいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

議案第55号の和解案についてですけれども、先程、法務専門員が法廷代理人として出廷したとおっしゃっていましたが、それは間違いはないですか。指定代理人ではなかったのでしょうか。

そして、本題に入ります。そちらもお答えください。この裁判がなぜ起きたかということ振り返ると、結局は、暴力そのものではなくて、町の対応そのものが、最初、初動で間違えていたからだと思うんですね。その点に関して、今後、対応策がありますでしょうかというのを具体的にお伺いしておきたいです。例えば、この再発防止策色々講じているように見受けられますけれども、実際に里親とか町、その集落のサポーターさんでは負えないような相談もあるかと思います。直接、町に、教育委員会のほうに相談をしたいと、里親さんが、いや、実親さんが申し出てきたときにきちんと対応して下さるのかどうかという構えがあるかというのを第1点。

里親の防止マニュアル、里親さんのためのマニュアルの4ページの上部に記載されている保険について、保険加入及び治療費等についてのところでちょっと気になるのが、病気やけがの治療等に要した経費については、基本的に実親負担となりますので、事前に実親と確認をしておく必要がありますと記載されています。これが、やはり、恐らく町のほう、教育委員会が実行委員会のほうでも実親さんに説明があるんじゃないかなと思うんですが、これ里親さんが見ると、自分がこういうことまで説明しなきゃいけないのかなという負担なんじゃないのかなと思うので、ちょっとこの病気やけがの治療費のことに、実親負担になりますのでという説明はぜひ実施主体のほうにお願いしたい

きたいなと思いますので、そちらもどうされるのかお尋ねしておきます。

以上です。ごめんなさい。第56号に関しても続けて。

観光需要緊急対策事業として案が出ていますけれども、この具体的な実施内容の1番目に熊本震災後の九州復興割と九州北部豪雨後の福岡応援割などのことが書いていますが、これ実際の実績は、この辺どうだったんですかねと思って、これ参考にされているかと思うんですが、今回、町は2億5,000万円の経済損失となったものを島内の経済にも影響を及ぼすのでというのをそれを払拭するために助成をするかと思うんですが、これ熊本震災後と九州北部豪雨後も同じようなことをされていて、どういった、どのぐらいの経済損失を見込まれていて、この対策によって、実際どれぐらい収益が得られたのかという実績をお知らせください。

○教育振興課長（計屋正人君）

議案55号のほうの今後の相談のあり方についてなんですが、教育委員会、この2件の事件の相談の窓口としては、一番最初ではなかったのは確かですが、対応をしまいつてきてございます。ですので、これまでも、そしてこれからも相談の対応はきちんとしてまいるといふそういうことでいきたいと考えてございます。

そして、2点目です。けが、病気のときの保険対応につきましては、令和2年から実施主体である屋久島町、私どもが窓口になって面接であったりとかがございますので、そういう場所を利用して里親を御希望されている山海留学生の保護者に御説明をしまいたいと思っております。

以上です。

○副町長（岩川浩一君）

先程の法廷代理人を指定代理人に訂正をさせていただきます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今の真紀議員の御質問についてお答えしたいと思います。

この具体的な実施内容で、熊本地震後、この九州復興割、それから九州北部豪雨後の福岡の応援割ということで、ここで実績については把握をしておりますが、ここに書いてあるように、実績のある旅行会社をお願いをしたいということで書いております。例えば、九州震災後の九州復興割ですけれども、熊本、大分を震源とする地震に関しての復興割ということで、九州全体で70万件のキャンセルがあったということで、これ政府が約180億円の予算を投入しまして復興に当たったというふうに聞いております。それから、福岡応援割ですけれども、これにつきましては、福岡市が約5,800万円を投入して、宿泊ツアーとか、あるいは日帰りの方に3,000円とか2,000円の補助をしているということを伺っております。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

法定代理人として出廷するのと指定代理人として出廷するのと全く位置づけが違うので、今後、町のあり方としてもきちんと法務事務相談員の形ではなくて、顧問弁護士をつけるとか、色々考慮されたほうがいいのかなどこの裁判を見ていて思いました。先程教育課長がおっしゃっていた初動で、当時の教育総務課は対応していたということをおっしゃっていたんですが、実際のところは、町のほうに実親さんが相談をしたいとおっしゃっても相手にしなかった、相手にされなかったというのを関係者から伺っております。それが言いたかったんです。結局、町の教育委員会だから話を聞いてもらえるというのは、実施主体じゃなくてもそう思うと思うんですね。なので、今、責任の所在をどこにするかというところを議論の真っ最中でありませうけれども、相談が来たときにはまずお伺いしましょうと、そういう姿勢が大事かと思えます。

そして、旅行の復興割、観光の対策についてですが、実際に、導入したところで実績がどうだったかという検証をもってやはり議会に提案していただきたいなと思えます。一般財源から3,800万円と、そんなに安い金額でもないと思うので、ぜひそこは検証した上で、旅行会社さんがやっていて実績があるという背景があるので、もちろん信用しないわけではないんですけども、こういう制度があるよ、福岡ではこうだったよ、熊本ではこうでしたよというのを、ここの観光業の方にも知らせてあげなきゃいけないと思うんですね。町がこんな3,800万円も出して対策をとってくださっているということを発信したときに、じゃあ、どれぐらいの効果があったのと絶対聞かれるので、その点、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（岩川俊広君）

いいですか。ほかに。いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第55号から議案第56号の2件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第55号から議案第56号の2件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第56号の2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、1件ずつ討論と採決を行います。

まず、議案第55号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 令和元年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第20、令和元年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本案については、総務文教常任委員長への付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（寺田 猛君）

令和元年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された令和元年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の経過と結果を御報告いたします。

審査は、6月17日午後2時45分から役場本庁第1委員会室において行いました。

意見、討論ともになく、令和元年請願第1号は意見書提出も含め採択すべきものと決定いたしました。

○議長（岩川俊広君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論と採決を行います。

まず、令和元年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和元年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第21 発委第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第21、総務文教常任委員長から提出の発委第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第4号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第4号、教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議員派遣について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第23 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第23、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

岩山鶴美君から発言を求められていますので、許可します。

○3番（岩山鶴美君）

屋久島町選挙管理委員罷免決議についての私の反対の討論の中の一部について、眞邊真紀議員より訂正を求められましたので、訂正をさせていただきます。

私が申しました発議者の小脇清保議員、賛同者の渡邊千護議員、眞邊真紀議員、そして、公述人の松田正氏、同じく三輪等氏、同じく當麻祥宏氏が戸別訪問の件を「全国例のない戸別訪問までして署名の確認を行った、世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法がない」と述べていますが、この方々は訪問による事情聴取を違法とする法的根拠は何も示していませんというところで、その中の「世界自然遺産の看板をしょっている屋久島に汚点を残した。その汚点を払拭するのは、罷免以外に方法がない」という文言は、眞邊真紀議員は申ししていないということで述べましたので、訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

岩山君。その分について、削除。

○3番（岩山鶴美君）

それは、この内容は申しておりますので、眞邊真紀議員はその件については申ししていないということですので、ここを……。 （発言する者あり）ということですが、よろしいですか。

○議長（岩川俊広君）

はい。

○3番（岩山鶴美君）

お願いします。

○議長（岩川俊広君）

今の発言を議事録に載せるということでよろしいですね。はい。

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回屋久島町議会定例会を閉じます。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 零時 26分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員